

平生町告示第70号

令和2年第10回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年11月30日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和2年12月11日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第10回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和2年12月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第54号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第55号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第56号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第57号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第58号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第59号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第60号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第61号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第13 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 日程第14 議案第63号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第64号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第65号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第66号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第67号 名切オリーブファームの設置及び管理条例
- 日程第19 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第20 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第54号 令和2年度平生町一般会計補正予算

日程第6 議案第55号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第7 議案第56号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第8 議案第57号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第9 議案第58号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

日程第10 議案第59号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第11 議案第60号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第12 議案第61号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第13 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第14 議案第63号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第64号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第65号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第66号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第67号 名切オリーブファームの設置及び管理条例

日程第19 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第20 委員会付託

出席議員（12名）

1 番 中丸 和則君	2 番 中村 武央君
3 番 中本 敦子さん	5 番 松本 武士君
6 番 赤松 義生君	7 番 河藤 泰明君
8 番 岩本ひろ子さん	9 番 細田留美子さん
10 番 河内山宏充君	11 番 平岡 正一君
12 番 村中 仁司君	13 番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	友田 隆君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	高岡 浩行君	学校教育課長	河島 建君
社会教育課長	三村 直子さん	総務課主幹	横田 佳幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において平岡正一議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は11日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告、常任委員会の行政視察報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

「光陰矢の如し」と申しますが、時が流れるのは早いもので、もう師走の半ばとなりました。

この1年は、新型コロナウイルスの対応に追われた1年でした。特に4月には、非常事態宣言が発令される中、在宅勤務の実施や3密の回避など初めて直面する事態に戸惑いながらも、早めの対策に取り組んでこられたのは、議員の皆さまの多大なる御理解と御協力のおかげだと感じております。改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、私が町政のかじ取り役を担わせていただいたのが、平成30年12月11日からですので、ちょうど2年、振り返り地点を迎えたところであります。

2年前に誰が、1年中マスクが手放せない今日の状況を予想したでしょうか。1年前に誰が、世界中に新型コロナウイルスが蔓延し、6500万人が感染、155万人の方々がお亡くなりになることを想像し得たでしょうか。

わずか1年先のことさえ見通すことができない、そんな不透明な時代に町政を担っている、その責任の重さをひしひしと感じております。

このように、コロナ禍にあって閉塞感が漂う中ではありますが、明るい話題を御紹介します。

永年にわたって、各界でご活躍頂いた功労者に対する表彰です。11月には毎年、国や社会に対する功労者を対象に秋の叙勲が行われます。今年は、全国で4,100人の方が受章されました。

そのうち平生町の関係では、旭日小綬章に前町議会議長の福田洋明氏、瑞宝双光章に学校薬剤師の岩立泰昌氏の2名が受章されました。

また、山口県選奨では57名と4団体が選ばれ、平生町関係では、社会福祉功労に民生委員・児童委員の清水丕史氏、社会活動功労に、柳井交通安全協会会長の金福照明氏の2名が選ばれておられます。

栄えある叙勲、選奨を授けられたみなさまに、心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

そうした最中、令和2年第10回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、国の動向について、触れてみたいと思います。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられるとされ、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、また感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

そのため、内外の経済動向を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行うとされ、12月8日に開催された臨時閣議におきまして、追加経済対策が決定されたところであります。

金融機関の融資などを含めた事業規模は73.6兆円で、このうち今年度第3次補正予算や令和3年度当初予算で国費30.6兆円を確保するとされ、3次補正は一般会計で19.2兆円、特別会計で1兆円となる見込みです。

コロナ対策では、営業時間の短縮要請に応じた飲食店への協力金の財源となる、地方創生臨時交付金が増額されるほか、医療機関向けの緊急包括支援交付金も拡充されております。

また、政府は、令和3年度予算について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、災害からの復興や防災対応の強化など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指すとしています。

本町では、令和3年度予算編成方針を、去る11月2日に各課に対して示したところであります。本町の財政状況は、2019年度一般会計決算においては、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率はともに前年度から改善されたところですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.8%で硬直化が進んでおります。

これは、歳入における臨時財政対策債の減額が主な要因ですが、依存財源に頼らなければならない状況にあり、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分に認識しているところであります。

基金残高は、9月補正後において4億8,000万円で、新庁舎整備事業、公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費など多岐にわたる財政需要や非常時の備えとしては十分な水準とは言えない状況です。

新型コロナウイルスによる影響が見通せない中、生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢者人口の増加による義務的経費の増加など非常に厳しい財政運営を余儀なくされる状況ではありますが、第5次総合計画の初年度であり、明るく輝く将来の姿を見据えた予算編成を求めたところであります。

なお、具体的な予算編成にあたりましては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、第5次平生町総合計画の策定に向けた総合計画審議会の実施状況について御報告いたします。

第3回総合計画審議会が10月30日に開催され、総合計画の将来像案、基本構想案及び実行計画に関して、協議が行われました。実行計画の協議では、ワールドカフェ方式により協議が行われ、各委員から数多くのアイデアが提案されました。

11月25日に開催された第4回審議会では、総合計画の基本構想案について、慎重に審議がなされました。また、パブリックコメント案が承認され、11月27日から12月27日までを期間として、意見募集を行っているところであります。

これら総合計画の策定プロセスにおきまして、多くの皆様からたくさんの御意見をいただきました。今後、最終の取りまとめに向けて作業を進め、平生町の未来につながっていくような総合計画にしていきたいと考えております。

次に、レノファ山口平生町サンクスデーについてです。これは2017年5月に締結いたしました、Jリーグで地方創生包括連携協定に基づき、地方創生活動の推進を目的に実施されているものです。

去る11月15日、日曜日、山口市の維新みらいふスタジアムにおいて行われました、アビスパ福岡とのホームゲームが平生町サンクスデーとして開催されました。キックオフに先立ちまして、私とかんぷうくんがグラウンドに立ち、平生町の紹介とイタリアーノひらおのPRを行わせていただきました。会場では、平生町の特産品の販売を行うなど、来場したみなさんに平生町を知っていただく良い機会になったと思います。今後も、積極的に平生町のPRをしてまいりたいと考えております。

次に観光コマーシャル制作について、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により人の往来が減少するなか、平生町の観光スポットを知ってほしい、事態収束後にはぜひ平生町に来てほしいとの思いから制作いたしました観光コマーシャルについて、11月の1か月間、KRYテレビにて放映を行いました。町職員の出演や町職員による撮影など、手作り感あふれるコマーシャルとなっておりまして、視聴された方から多く

の反響があり、改めてマスメディアの効果の大きさを認識いたしたところです。

テレビでの放映を終了した今月１日からは、町のホームページで公開しており、町の観光PRに有効活用してまいりたいと考えております。

次に、イタリアーノひらおプレミアム付商品券についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しております町内の経済活性化を促すため実施いたしました、地域経済応援事業によるイタリアーノひらおプレミアム商品券は、町内の多くの飲食店、小売店に御協力をいただき、用意しておりました飲食店用及び小売店用ともに完売いたしました。

地域経済は、引き続き厳しい状況が続いておりますが、この商品券がすべて使用され、少しでも活性化に寄与すればと願っているところです。

最後に防災の取組みについて、御報告いたします。

役場では、毎年１１月に防災訓練を行っております。最近では、抜き打ちで職員参集訓練を行ってまいりましたが、今年は、１１月５日に行われたＪアラートの訓練に合わせまして、地震を想定した避難訓練を役場で実施いたしました。また、災害対策本部のメンバーも入れ替わっていることから、災害対策本部の運営訓練を行い、様々な課題が見えてきたところです。

災害は、発生しないのが一番よいことなのですが、発生したときに慌てることのないよう、様々なことを想定した訓練を重ねながら、もしもの事態に備えてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、９月定例議会以降の教育行政につきまして、進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして、その結果に対する報告書を作成することになります。

このことから、今年度も昨年度に取り組みました主要な１０の事業を対象に点検評価を行っております。結果につきましては、この１２月定例会最終日の全員協議会におきまして御報告、そして、その後の公表に向けて現在準備を進めているところでございます。

次に、学校現場におけるＩＣＴ環境とその活用による学習活動の情報化の状況について御報告をさせていただきます。

昨年度末に文科省から出されたＧＩＧＡスクール構想に基づく、児童生徒一人一台の端末環境、

これにつきましては小・中学校ともに昨日までに整備することができました。高速大容量の接続を可能とするLAN整備工事につきましては、オンライン英会話の事業を進める関係から、中学校を先行させ9月、また、佐賀小、平生小も一昨日をもって工事が完成したところです。

こうした整備された一人一台端末を活用した授業については、これを効果的に活用した分かりやすく深まる授業について、各校で研修・実践を日々進めているところでございます。

次に、このICT環境にも関連する取り組みについて数点御報告させていただきます。

まず、オンライン英会話について御報告いたします。

これは平生中学校とフィリピンのセブ島をオンラインでつなぎまして、一人一台端末を使って、外国人講師と一対一に近い形で英会話を行うことで、英語を使う楽しさや意義を子どもたちに実感してもらう。このことを通して、学習意欲、そして英語による聴く力、話す力、コミュニケーション力の向上などに資することを目的に、今年度、スタートした事業でございます。

当初は5月からスタートする予定でしたが、新型コロナの影響によりまして半年遅れの10月からの授業となりました。1回目のレッスンでは、はじめてで緊張していた生徒も、自己紹介などのやり取りを続けていくうちに次第に慣れて、時折、笑い声や拍手が出る場面もありました。

「自分の英語が通じてうれしかった」「思いどおり相手に伝えることができなかったのが残念だった」などと様々な感想の中に、子どもたちの意欲が感じられたところでございます。

次に、小規模校である佐賀小学校の遠隔合同授業です。

遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎまして、両校の子どもたちが合同で学ぶ授業のことを遠隔合同授業と呼びます。

佐賀小学校では4年生が、山口市立中央小学校とオンラインでつながり、道徳や算数の授業など、2学期に入ってからこれまで3回の遠隔合同授業を実施しています。11月5日に行った遠隔合同授業には、山口市側では、市の教育委員等が視察されたと聞いています。

この取り組みは、児童数の少ない学習活動にあって、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れたり、社会性を養ったりする機会を増加させ、学習の幅を広げることで、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力などを育てるための取り組みです。来年度の教育課程への定着に向けて研究を進めています。

また、今年度、県のプログラミング教育推進事業を受けている平生小学校が、11月27日、プログラミング教育研究大会を開催し、山口大学から指導者を招き、公開授業を行いました。

小学校で今年度から必須化されているプログラミング教育とは、問題の解決には必要な手順がある、このことに気づいて、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号などをどのように組み合わせたらいいのか、その組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的

に考えていく力、このことをプログラミング的思考と呼んでいます、この力を育成する教育のことです。

公開授業では、光や音によって火災を知らせる生活支援ロボットをつくる学習や、交通事故ゼロのまちづくりに向け、人の動きや車、自転車の動きが噛み合うように、ゲームのプログラムを友達と修正を繰り返すなどを通して、プログラミング的思考を高める授業を展開しました。

ほかにも特色ある取り組みとして、今年度、平生中学校では地元企業と連携した授業に取り組んでいます。1学期には永大産業と連携した数学の授業を行い、今月4日には三新化学工業と連携した理科の授業を公開しておりまして、新たな視点で子供たちの興味・関心を高める授業に挑戦をしています。

次に、学校給食施設の整備方針についての進捗状況を御報告をいたします。

昨年度末、御報告いたしました検討の方向性をもとに専門的な調査を行う業者の選定、その選定された業者との協議や多様な意見を取り入れるための給食施設あり方検討会を行ってまいりました。これまでの詳細については、この12月本会議終了後の全員協議会で御報告する予定ですが、年明けには保護者説明会、パブリックコメントに入りたいと現状では考えているところでございます。

続きまして、社会教育関連の行事でございますが、町の総合文化展をウェブ版ミニ文化展として提示するなどの工夫はしたものの、例年秋に実施の文化関連行事やスポーツ関連行事、そして、青少年健全育成推進大会は、全て新型コロナウイルス感染拡大防止のため、基本的に中止とさせていただきます。

放課後子ども教室の開始については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期をしておりますが、10月から対策を徹底し、再開している状況でございます。

最後に、平生町教育大綱及び平生町教育振興基本計画についてです。

9月の定例議会の行政報告において、今年度、この教育大綱及び基本計画の見直しを行うことを御報告したところです。その後、教育大綱策定のための総合教育会議、振興基本計画策定のための策定庁内委員会と策定懇話会を随時開催し、それぞれの策定を進めつつあるところです。

年明けにはパブリック・コメントの実施、その後、諸会議を開き、完成させ、今年度末には議会に御報告させていただけるよう、現状進めているところでありますことを御報告させていただきます。

以上で、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第 5. 議案第 5 4 号

日程第 6. 議案第 5 5 号

日程第 7. 議案第 5 6 号

日程第 8. 議案第 5 7 号

日程第 9. 議案第 5 8 号

日程第 1 0. 議案第 5 9 号

日程第 1 1. 議案第 6 0 号

日程第 1 2. 議案第 6 1 号

日程第 1 3. 議案第 6 2 号

日程第 1 4. 議案第 6 3 号

日程第 1 5. 議案第 6 4 号

日程第 1 6. 議案第 6 5 号

日程第 1 7. 議案第 6 6 号

日程第 1 8. 議案第 6 7 号

○議長（中川 裕之君） 日程第 5、議案第 5 4 号「令和 2 年度平生町一般会計補正予算」から日程第 1 8、議案第 6 7 号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算 7 件、条例 7 件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第 5 4 号「令和 2 年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は、4, 8 8 5 万円を追加いたしまして、予算総額は 6 9 億 5, 4 5 7 万 7, 0 0 0 円となるものであります。

初めに、今回の 1 2 月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、人事異動や県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、補正をいたすものであり、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。歳出につきましては 1 3 ページからであります。

1 3 ページから 1 4 ページにかけての一般管理費では、人権啓発活動事業として本町の引受により、人権週間のつどい平生を開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い開催を見送ることといたしました。委託料等に所要の経費を計上いたしており、減

額補正をいたすものであります。

14ページの情報通信費では、当初予算で計上いたしておりました社会保障・税番号制度システム改修事業におきまして国から補助金の内示がありましたので財源を変更いたすものであります。

15ページの交通安全対策費では、今後の所要見込みにより増額補正をいたすものであります。
新庁舎整備事業費では、予定しております起工式に向けて定礎石の作成などに要する経費を計上いたしております。

15ページから16ページにかけての特別定額給付金事業費では、精算に伴い補正いたすものであります。

16ページの税務総務費では、町税還付金を今後の見込みにより増額補正をいたすものであります。

18ページの統計調査総務費では、県委託金の確定に伴い補正いたすものであります。

19ページの社会福祉総務費では、主に国保被保険者負担軽減対策費の確定により国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

19ページから20ページにかけての老人福祉総務費では、老人福祉センターは現在施設利用がなされておらず、施設の有効活用を図るため、現況の施設設備を見直し、利活用しやすい施設環境整備を行う必要があると考えております。

今回の補正では、水道管布設に要する関係経費を負担金、手数料、修繕料に計上いたし、施設の利用促進につなげる施設整備を進めてまいります。また、受水槽周辺の立木伐採に要する経費を委託料に計上いたしております。

20ページの障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費におきまして自立訓練や通所給付等のサービス利用が増加しており、所要額を補正いたすものであります。

21ページの高齢者保健対策費では、高齢者のおでかけ支援事業として佐賀尾国地区の移動支援サービスの充実を図るため、新たな車両の購入に要する経費を計上いたしております。財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含め検討しているところであります。また、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

22ページの児童環境づくり推進事業費では、児童クラブの利用状況から報酬、食糧費を減額補正いたすものであります。また、緊急包括支援事業として、県負担金事業を活用した感染症予防対策に要する経費を消耗品費と備品購入費に計上いたしております。

22ページから23ページにかけての保育所運営費では、緊急包括支援事業として、佐賀保育園における県負担金事業を活用した感染症予防対策に要する経費を消耗品費と備品購入費に計上

いたしております。

委託料につきましては、法人保育園保育委託業務におきまして今後の所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

負担金につきましては、認可外保育施設利用負担金におきましては当初の見込みから人数の変更に伴う減額補正を、私立幼稚園施設利用負担金におきましては幼児教育・保育制度での新制度への移行に伴う増額補正をいたすものであります。

補助金につきましては、法人保育園における県負担金事業を活用した感染症予防対策に要する経費を計上いたしております。

償還金につきましては、過年度分の地域子ども・子育て支援事業費の国、県への返還金を計上いたしております。

24ページの衛生費の予防費につきましては、乳幼児予防接種、高齢者予防接種の委託料におきまして所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

26ページの農林水産業費の土地改良事業費では、農業用ため池の廃止工事を進めるにあたり、国の指針に環境との調和に配慮することが規定され、実施計画策定の段階において環境調査を実施することとなり所要額を計上いたしております。

27ページの水産業振興費では、新規漁業就業者定着促進事業におきまして新規漁業者に対する漁船装備等のリース事業に要する経費を増額補正いたすものであります。

27ページから28ページにかけての漁港建設事業費では、繰出金につきまして、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴い減額補正いたすものであります。

28ページから29ページにかけての商工費の観光費では、イタリアーノひらおプロジェクトの特産品開発事業として計画的なオリーブの試験栽培を進めておりますが、令和3年度の試験栽培に向けた取組の用に資するため、また、町の振興作物の試験栽培のため用地を購入するものであり、所要額を計上いたしております。

30ページの土木費の河川維持改良費では、護岸補修や堆積した土砂の除去などに要する経費を計上いたしております。

31ページの住宅管理費では、町営住宅の施設維持補修に要する経費を今後の所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い減額補正いたすものであります。

34ページの教育費の図書館費では、備品購入費におきまして特定寄附金の活用により図書を購入いたすものであります。

35ページの諸支出金の上水道企業費では、老人福祉センターへの水道管布設に要する水道事業負担経費を計上いたしております。

渡船事業費では、共同運航事業における県補助金の確定に伴い減額補正をいたすものであります。

続きまして、歳入について御説明申しあげます。前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、給与所得などが当初予算見込額を上回っておりますことから、現年課税分を増額補正いたすものであります。

固定資産税では、主に償却資産の引き続いての太陽光発電設備への投資などにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

8ページから11ページにかけての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明しました各事業の特定財源であります。確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

12ページの雑入につきましては、山口県市町村振興協会から地域づくりの推進事業に対して交付される地域づくり推進事業助成金を計上いたし、道路橋梁維持費の単独事業費に充当することとしております。

また、過年度分の精算に伴います国、県からの負担金を計上いたしております。

町債では、教育債におきまして、予備費により施工いたしております佐賀小学校特別教室棟屋根防水工事費の財源調整として起債発行額を補正いたすものであります。

前に戻りまして、5ページには新庁舎整備事業におきまして事業費の増額に伴う債務負担行為の限度額の補正、さらに地方債の補正を計上いたしております。

なお、36ページから40ページに給与費明細書を添付しております。41ページには債務負担の設定を追加する調書を添付いたしております。42ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申しあげます。

今回の補正額は、213万8,000円を追加いたしまして、予算総額は16億8,263万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページであります。

総務管理費の一般管理費では、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、人件費を補正いたすものであります。委託料は、様式の変更に伴うシステム改修に要する経費を計上いたしております。予備費は、運営費の減額に伴い補正いたすものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入でございますが、県補助金につきましては、システム改修に要する特定財源であります。

一般会計繰入金の職員給与費等繰入金は、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより補正いたすものであり、その他一般会計繰入金は県補助金の確定により減額いたすものであります。

続きまして、議案第56号「平生町下水道事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、71万5,000円を減額いたしまして、予算総額は6億9,453万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページであります。

下水道管理費は、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより人件費を減額補正いたすものであります。公課費は、消費税の納付におきまして納付金額の確定により減額補正いたすものであります。

下水道整備費は、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより人件費を補正いたすものであります。工事請負費では、新たな管渠布設に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、7ページの歳入でございますが、一般会計からの繰入金は、会計運営の財源調整をいたすものであります。諸収入の雑入につきましては、過年度分の消費税還付金を計上いたしております。町債につきましては、管渠布設工事の財源として計上いたしております。

続きまして、議案第57号「平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、21万9,000円を減額いたしまして、予算総額は1億2,226万円となるものでございます。

8ページの歳出では、施設の長寿命化事業におきまして入札の減額に伴い委託料から工事請負費に事業費を振替計上いたすものであります。公課費は、消費税の納付におきまして納付金額の確定により減額補正いたすものであります。

また、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより減額補正をいたすものであります。

戻りまして、7ページの歳入では、一般会計からの繰入金におきまして会計運営の財源調整をいたすほか、町債の増額補正をいたすものであります。

続きまして、議案第58号「熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、222万円を減額いたしまして、予算総額は2,465万4,000円とな

るものでございます。

人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより減額補正いたすものであり、他会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、第59号「平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、237万4,000円を減額いたしまして、予算総額は14億3,028万9,000円となるものでございます。

7ページからの歳出では、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより補正いたすものであり、繰入金により対応いたすものであります。また、認定調査費では、認定審査資料のデジタル化を進めるにあたり、スキャナーの購入に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページの歳入では、介護予防・健康づくりへの取組に対する支援として国から介護保険保険者努力支援交付金が配分されますので、地域支援事業に充当いたすものであります。一般会計からの繰入金では、人件費分の減額に伴う減額補正をいたすもののほか、事務費分につきましては、熊南地域介護認定審査会事業特別会計への繰出金などを計上いたしております。

続きまして、議案第60号「平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、54万4,000円を追加いたしまして、予算総額は2億6,366万3,000円となるものでございます。

7ページの歳出では、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより減額補正いたすほか、委託料におきましては、税制改正に伴うシステム改修に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページの歳入では、一般会計からの繰入金におきまして、人件費分とシステム改修に要する財源調整をいたすものであります。

続きまして、議案第61号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、公職選挙法の改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の対象が拡大されることから、本条例を制定するものでございます。

町村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりませんでした。町村合併の進行による選挙運動区域の拡大や、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大等の現状変化に鑑み、これらを選挙公営の対象とするよう要望が上がっていました事情を背景に、

この度の法改正により、町村の選挙においても、条例で選挙公営の対象とすることが可能となりました。施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第62号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に對する損害賠償責任のうち、一定以上の額を免除する条例を制定することが認められたことを踏まえ、本町における免除に関する事項を定めるものでございます。

町長等が損害賠償の原因となる職務を行ったと判断された場合に、善意でかつ重大な過失がないときに限り、職責に応じた一定額以上の賠償額が免除されるものであります。施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第63号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、軽減判定所得基準の見直しであります。軽減判定所得算定に係る基礎控除額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、同一世帯の被保険者のうち、一定の給与所得のある者と一定の公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基礎控除に加算するものであります。施行日につきましては、令和3年1月1日といたします。

続きまして、議案第64号「平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第65号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第66号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について一括して御説明申し上げます。

これらの条例につきましては、地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、これらの条例は、延滞金の割合を地方税における延滞金と同様に定めていることから、地方税の延滞金に係る規定が改められることに伴い、関係規定を同様に改めるものであります。施行日につきましては、令和3年1月1日といたします。

続きまして、議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、町の観光振興及び農業振興に資することを目的に設置することとしております試験農場につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項について定めるものでございます。当該試験農場の名称を「名切オリーブファーム」とし、施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

以上をもちまして、本日ご提案申し上げます議案の予算7件、条例7件につきましても

提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を9時55分といたします。

午前9時46分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

.....

日程第19. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第19、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により随時発言を許します。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています学校教育について質問いたします。

今年は、予期せぬ出来事の新型コロナウイルス拡大のため、学校においても一斉休校や各種行事の中止や縮小が余儀なくされました。教師や児童生徒に大変な混乱を引き起こしたことと思います。

学校教育においては、教科の学習ばかりだけでなく、友達との関係を築いたり、集団生活で学んだり、社会性を身につけるなど、いろいろな役割があります。この機会がかなり奪われたのではないのでしょうか。心配していますが、このような事態はこれからも起こり得ると思われます。

これからの被害を最小限に抑えるためにも、これまでの分析が大切となってきます。今回のコロナが子供たちへ与えた影響はどのように分析されていますか。まず、お聞きします。

2番目には、現在策定中の教育振興基本計画の中の学校教育について質問いたします。

現在、日本は急速に進む少子高齢化と人工知能やビッグデータの活用など、技術革新が進展するなど、子供たちが置かれている環境が大きく変化しています。

そうした中、平成30年6月に国の第3期教育振興基本計画が策定され、それに続いて県でも、10月に山口県教育振興基本計画が策定されたところです。

平生町でも、平生町教育大綱を踏まえて、平生町教育振興基本計画が現在準備されています。

平生町ではこれまでコミュニティ・スクールや地域教育ネットなどの活発な活動があり、ボランティアの参加もたくさんあります。IT関係も平生っ子学びのイノベーションをはじめ、積極的に取り組まれております。また、佐賀小における小規模特認校制度もあります。

国や県の求める教育施策も大切ですが、何よりも平生町の実情に合った計画が必要だと考えます。画一的な計画ではなく血の通った特色ある計画になっているのでしょうか。

また、感染症対策はこれからも必要となってくると思われますが、対処方針など、計画の中で位置づけられているのでしょうか。

今、策定中の平生町教育振興基本計画の特色を質問いたします。

以上、学校生活における子供たちのコロナの影響と策定中の教育振興基本計画について、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、新型コロナウイルス感染症拡大による学校教育への影響について、まず、御質問にお答えをいたします。

本町の各学校については、本年度、本感染症の拡大によりまして、4月17日から5月24日までの期間、臨時休業を行ったことについては御案内のとおりでございます。

また、再開いたしましても、町の行事であります秋のふれあいコンサートや駅伝大会、この中止。また、学校行事では入学式をはじめ、運動会、文化祭、修学旅行、こういったものの縮小開催をはじめまして、キャリア教育講演会やふるさと体験学習、職場体験の中止など、学校教育、そしてそれぞれの行事等を楽しみにしていた子供たちには、その影響はその子供たち大きく受けたと、このように感じており、そのことは確かなことだと考えています。

具体的な影響について少しご紹介をさせていただきます。まず健康面、生活面についてでございますが、このたびの長期休業による不登校あるいは虐待、この報告は受けてはいません。パソコンやスマートフォン等に関わる時間の増加につきましては、不確かではございますが、運動不足の子供の増加とともに、通常時と比べると多くなっていることが予想されます。

この影響を、視力を例に御報告をさせていただきますと、中学校は年度初めだけの測定でしたので比較できませんけれども、小学校では1学期と2学期に測定していますことから、この結果を見てみますと、昨年度の視力低下率でございますが約16%、今年度は約22%というように、パソコンやスマホ等によるものかどうかは判断しかねるところでございますが、増加をしています。

学校では、こうしたことへの対応として、テスト週間に合わせたメディアコントロール週間、この設定をはじめといたしまして、養護教諭等による指導、保健だよりの発行など、視力低下に限らず、健康、体力、低学年での教育活動や啓発活動に力を入れて取り組んでまいりました。

また、今年度から本格的に活動を始めました、本町の家庭教育支援チーム、カンガルー応援隊でございますけれども、その方々によるマスクの作成をはじめ、登下校時の支援、あるいは夕食時の支援など、小学校低学年とその家庭への支援に力を発揮いただいております。

また、消毒ボランティアの方々による、大勢がよく手を触れる場所の清掃、消毒への対応についても、この場を借りて感謝申しあげ、ご紹介をさせていただきます。

次に、行事の中止や縮小による影響について、その対応にあたっては、各学校では早くから児童生徒、保護者、学校運営協議会、地域ボランティアの方々、そして教育委員会の情報や状況をしっかりと共有し、それぞれの意見をお聞きしながら、子供たちの学力、そして社会性の醸成に向けた対応に努めてきたところでございます。

また、ICTを活用した新たな取り組みにも積極的に取り組んでまいりました。

こうしたことによりまして、子供たちは落ち着いた学校生活を行っておりまして、これらの縮小や中止についても、子供たちはこれまでにない経験として、新しい生活様式とともに、前向きに受け止め、成長の糧としているものと捉えています。

とは申しまして、教育に関しましては、人と人とのつながり、触れ合いや連携、協働、こういったことがとても重要でございます。しかし、その対極に常に一定の距離を保つ必要が求められる、この感染症でございます。

新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見えない中、新しい生活様式を踏まえた新型コロナウイルス感染症予防対策、身近なところで感染者の報告があった場合の対応策などとともに、様々な活動や行事についても、3月以降、これまでの経験で得たノウハウ等生かしながら、今の時代だからこそ、工夫次第でできることを模索しつつ、今後も進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

続きまして、教育振興基本計画における学校教育についての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、このたび、平生町教育大綱、これを町長と教育委員会が教育行政について協議、調整いたします総合教育会議において策定を進めています。

この大綱では、町長が定める、教育の理念や目指す姿、基本的な方針、これを示すことにしています。そして、お尋ねの教育振興基本計画では、大綱を踏まえてさらに細かく体系化し、個別の施策について現状と課題、主な取り組み、主な推進指導等をお示しすることで、本町が進める教育の方向性や具体など、学校と現場の教職員や保護者、地域の方々に分かりやすく、イメージしやすくなるものを目指して、現在策定に取り組んでいるところでございます。

教育大綱も教育振興基本計画も、法律の位置づけの下、策定するものではございますが、教育振興基本計画にあつては、平成27年5月策定の現行の本計画による達成状況等の検証シート、これを作成しまして、これを反映させつつ、福祉や地域振興等との関連から、町長部局の関係課参加の教育振興基本計画庁内策定委員会、そして広く町民の意見を反映させるため、保育園長や校長、社会教育委員会の会長、PTAの代表、学校運営協議会の代表、そして、公募による委員

に参加いただいている教育振興基本計画策定懇話会、これを交互に複数回持つことで、策定に向けた準備を進めているところでございます。

国や時代が求める教育施策との違いについてと、今回の計画の特色について、これを併せて、さらに策定の途中であることの中での御質問ということも踏まえまして、お答えをさせていただきますと、教育振興基本計画は国の第3期教育振興基本計画や県の教育振興基本計画を参酌、参考に策定するものでございますことから、本計画の策定にあたっては、施策体系について、それを大きく参考にさせていただいています。本県教育の方向性との違いについて、そのため大きく異なることはございません。

とは申しまして、これまで本町での学校教育、社会教育、そして文化、スポーツの推進の状況を踏まえ、またコロナ禍の中で新しい生活様式も踏まえ、本町の現状に沿った内容、計画になることを意識しているところでございまして、今回の計画の特色にもなろうかと思いますが、目指す姿や施策の展開、その部分では特に本町の特色が出せれば考え、取り組んでいるところでございます。

また、国や県の計画を参酌、参考にした本町から県そして国の計画まで、一本筋の通った分かりやすいものになっていることを目指している、このことも特色の一つになるものと考えています。

現在策定中の本計画につきましては、年明けにはパブリックコメントを実施し、その後総合教育会議や、先ほど申しあげました、庁内会議、策定懇話会などの開催を通しまして、本年度末の完成を目指して取り組むこととしておりまして、策定後は本計画を学校、保護者、地域等々と共有して本町の教育をしっかりと進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） しっかりとした計画、そしてコロナへの対応について、今、教育長のほうからお答えがございました。微に入り細に入りすばらしいと感じております。

新しい生活様式と学校生活をどう折り合いをつけたらよいのか、本当に考えるところだと思いますけれども、そのあたりのことをしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、デジタル機器の使用について、今、国のほうでは教科書をデジタル化するとかいう話もございます。健康面が大変、私は心配しております。先ほど、近視のお話もございましたけれど、ここんとこ近視も全国的に増えているようですし、睡眠にも影響を受ける、また体全体に、ずっとゲームなんかをして受けているという話もございます。

まだ、平生町では不登校とかはないというお話でしたけれど、コロナの影響で、日本教職員組合が9月までに調べたところ、調査したところによると、小学校で20%、中学校で24%増えているということでございますので、平生町、これからもコロナの影響あると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

今までの前例というか、いろんな行事がありましたけれど、それを縮小したり、中止したりしていますけれど、これからどうしていくかという中で、これまでの前例なんかを一度考え直して、例えば運動会はどうあるべきかと、修学旅行はどうあるべきかに始まって、少し方向の転換を、この際だから考えられたらと思います。

子供たちにとって、とても実りある行事にするためにはどうしたらいいかをこのコロナ禍の中で、どう実行していったらいいかあたりをしっかりと検証し、考えていただきたいと思います。それが新しい生活様式として根づいてくると思われますので、そのあたりもよろしくお願いいたします。

次に、計画の中の先生の働き方、学校における働き方改革について質問いたします。

近年、教師の長時間労働が問題となっています。業務の多様化や多忙化、行き過ぎた部活動、そしてモンスターと言われる保護者などの理不尽な要求への対応など、先生は疲れ切っています。

よい教育は、教師の余裕のある生活から生まれてくると思います。平生町の計画における取り組みをお伺いいたします。

あと、情報機器の適切な使用についても、どのように計画の中に位置づけられているかをお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 今ございました数点の質問について、お答えをさせていただきます。

まず、デジタル化の話がございました、デジタル教科書の話です。先ほど申しましたように、このたびの新型コロナによる不登校、虐待、これについては御報告は受けておりません。

これまで不登校はあるわけでございますので、そこについてはしっかりと対応させていただこうと思っておりますが、今のデジタル教科書についてですけれども、実は一昨年の5月でございますが、学校教育法の改正を受けまして、実は昨年からは紙の教科書と一緒にデジタル教科書が併用できるようになっています。

学校現場の導入については、進んでいる状況にあるとは全国的に言えない状況でございます。その中で、文科省は次の教科書の改訂、令和4年頃になろうかと思っておりますけれども、これに合わせて本格的に導入する考えを示していきまして、デジタル教科書の位置づけや使用時間を制限する現行の制度、今は各教科の指導時数の2分の1以下、その時間でのデジタル教科書の利用ということで位置づけているわけでございますが、今年度7月から有識者会議が、今、国のほうで行われておりまして、学習用デジタル教科書の今後の在り方についての、先ほど申しました次期教育改訂に合わせた本格導入、これについてどうあるべきかということで検討が行われていると、このように伺っております。

そうしたことも注視しながら、導入にあたっては、まずはそういう方向性もこれからしっかり

と出てくると思っていますので、指導用デジタル教科書の導入から積極的に考えていきたいと思っています。

健康面への配慮等につきましても、現在2分の1以下ということでございますが、そこら辺も国のほうの検討課題として今上がっていると思いますので、そういうことで、今後の導入をしっかりと見てまいりたい、この検討状況についてしっかりと見てまいりたいと、このように考えています。

それと、行事について、前例を見ながら、方向転換、内容の変更等をしっかりと考えていったほうがいいんじゃないかということでございますが、委員会としてもそのように考えています。運動会、文化祭等の持ち方については、今後の新しい生活様式もございますので、やはり方向の見直し等も含めて考えていかなければならないというふうには思っております。

当然、考えるにあたっては、先ほど申しあげましたとおり、子供たちの意見、そして保護者、地域の方々、学校運営協議会等々のご意見も踏まえまして、しっかりと情報共有いたしまして進めていくというのは、そのとおりだというふうに考えています。

それと、働き方改革についてでございますけれども、働き方改革というと、平成28年の国の調査では小学校の3割の教員、中学校では6割の教員が、約ですけども、過労死ラインを超えて仕事をしているという調査結果が出て以降、働き方改革が中教審をはじめ、いろんなところで協議をされ、様々な今、内容で取り組みを本町としても進めているところでございます。

教師の余裕といいますか、先ほどお聞きしましたように、それが必要であるということについては、我々も同じ考えでございます。現在、いろんなICT関係等、いろんなことを取り入れて、社会の変化も受けて、いろんなことを学校現場では、先ほど、行政報告のほうでもさせていただきましたが、いろんな新たなことにも取り組んでいかなければなりません。

そういった中で、この働き方改革も併せてやっていかなければいけないということでございます。そのことは間違いない事実でございますので、働き方改革については、今申しましたような新しい学習指導要領を踏まえた教育、これを進めることと同時に取り組まなければいけない。

今、英語等については、ICT支援員を本年度から新たに配置したり、ALTとの時間とか、小学校では専科教員の時間、このようなことで学校現場の負担をできるだけ減らしていこうと、新しいものを取り入れる際には、そういうことで、今進めているところでございます。町教委としては、児童生徒の英語を含めた学力の向上と、先生方の働き方改革、この両面から知恵を出して進めていかなければならないというふうに思っています。

また、ICTの利用についての危惧されている点でございますが、これについては、まだ準備のほうしっかりとできている状況ではございませんが、利用規定と申しますか、そこら辺も町として、委員会として、学校現場とともに考えていかなければいけないと思っているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 丁寧な説明ありがとうございました。

情報機器とか新しい取り組みをする場合は、子供たちもさることながら、教師の方のご苦労も大変だと思っております。特に、情報機器関連については、中堅職員、ベテラン職員が大変じゃないかなと考えておりますので、そちらのほうの研修や補助のほうをしっかりとさせていただきたいと思っております。

平生町の子供たちが情報の海に溺れたりしないように、平生町という灯台を胸にしっかりと羽ばたいていけるような教育をお願いして、この件に関しては質問を終わります。

それでは、次の文化財の保護と活用について質問いたします。

今年は、我が国が国の文化財行政の根幹としている文化財保護法が施行されて70周年を迎える節目の年です。文化財には学術的価値はもとより地域のシンボルとしての社会的な価値、地域の歴史を伝える教育的な価値、そして観光資源ともなる経済的価値などがあります。

2018年には法が改正され、観光拡大を視野に活用重視の方針が出されているところです。それに対してそれぞれの自治体が知恵を絞って取り組んでいます。

ところで、平生町の現状はと見ますと、まちづくりアンケートでは、郷土への誇りと愛着を実感している人の割合が49.3%、町の文化遺産を守り、継承する取り組みの満足度が43.1%となっています。まだまだ意識が低いと考えられます。住民が地域の文化財に興味を持ち、その価値を認識することで、次の世代へ大切につなげていこうとする機運を起こすことが、今、行政に求められております。

文化財保護についての町の現状と方針を質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、文化遺産を守り、継承していく取り組みの、まずは現状について、御質問にお答えいたします。

文化財は長い歴史の中で生まれまして、今まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、ご指摘のありましたように、継承しなければなりません。

文化財保護法は、文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する、このことを目的に、昭和25年5月に制定をされているところでございます。

今年文化財保護法が制定されてから70年目を迎えますけれども、文化財保護法の一部を改正する法律が、平成30年6月8日に公布されまして、昨年4月1日に施行されました。文化財保

護法は、当初、文化財の保護が主目的でございましたけれども、この改正では、文化財の滅失とか散逸とかの防止と未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要、また、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る、このようにされたところでございます。

改正保護法が公布された平成30年は、山口県では明治150年という節目の年でございます。県では、明治150年プロジェクトやまぐち未来維新を展開して、その中核イベントとして「山口ゆめ花博」、あるいは県内全域34カ所にわたる幕末・明治期の貴重な歴史資料、文化遺産をめぐる「幕末維新回廊」の開催、将来を担う若い世代の人材育成に取り組むための「やまぐち維新未来塾」、こういったものが開催を県ではされています。

本町におきましても、平生町文化財保護条例を制定しまして、文化財の保護に努めているところでございまして、平成28年10月6日には、般若寺仁王門付棟札1枚を町指定文化財に新たに指定して、現在本町には、県指定文化財が8件、そして町指定文化財、こちらも8件ございます。

また、平成30年度は、本町でも「幕末維新回廊」を事業として、7月から12月にかけて特別展示「白井小介展」を開催し、明治維新に活躍した平生町の志士について広く情報を発信することができました。期間中は600人以上の入館者がありまして、そのうち町外からも400人以上の来館を得ることができた行事でございます。

また、昨年度には、県指定の文化財「白鳥古墳出土品」や町指定文化財「神護寺木造毘沙門天立像」、この保存修理への補助を行ったことに加え、図書館駐車場横に設置している文化財案内看板、これについても情報が古いなどの改善点がございましたので、情報を更新して、改修を行ったところでございます。

また、今年度も県の補助事業「ゆめ花開花プロジェクト推進事業」を活用して、文化財等に植栽された桜やツツジの剪定や文化財や史跡の案内看板の変更及び設置を行いました。

町教委では、今後のこととなりますけれども、指定文化財や史跡に関する保護事業を進めるとともに、巡視活動、資料の整理・保存等を行い、各種調査研究、保護思想の普及啓発を行いたいと考えておりまして、さらに3地区の神舞保存会等、あるいは地域にて行われている伝統文化継承活動、これについての支援についても検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、指定文化財台帳の作成とか、文化財探訪ルート、文化財マップ、こういったものを以前つくっておりますが、その見直しを行い、文化財を広く周知に役立てるということに加えて、文化財に関する講座の開催などにも取り組み、住民が地域の文化財に親しむ機会の充実に努めたい、このように考えておりまして、併せて観光資源としての活用の推進とともに、子供たちの郷土への理解を深める学習教材としての活用についても、続けて取り組んでいきたい、進めて

まいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 2018年の法改正の話がございました。これにて、市町村が文化財を総合的に把握して保存活用するための計画が策定できるようになりました。

これにより、計画的な文化財の保護や掘り起こしが期待されています。平生町では、計画の予定はあるのでしょうか。

次に無形文化財について質問いたします。

今、教育長の話の中にありましたように、神舞保存会、また、白鳥古墳、白鳥にあるどんでん押山ですか、200年近く続いているお祭りですけど、そういったもの、曾根には管粥もございますし、そういった無形文化財を今から保護し、対象を広げていくというお話がございましたけれど、少子高齢化で存続が危ぶまれているところが大いにあります。ですので、しっかりと町のほうで、そういったところを後押しをしていただきたいと思います。

道具などの修繕費用とか、そういったところも頭が痛いですし、人口減で人材も不足しています。これらを平生町として、どのようにサポートしていかれるのか、無形文化財の保護と強化について質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 今、御質問があったことについてお答えをさせていただきます。

まず、法改正によります活用計画について、策定予定はあるのだろうかという御質問についてでございますが、計画の策定にあたりましては、専門知識を有する職員が現在いない状況でございます。また、現状では難しいというふうに今は考えています。

ただ、保護、あるいは掘り起こしについて、特に現状のこういった文化財について広く知っていただき、広げていく活動、その取り組みは大変重要だと考えておりますので、そのことについては、先ほど申しましたとおり、台帳の作成に伴いまして、文化財探訪ルートであるとか、文化財マップであるとか、これをしっかり見直して、そして広げていきたいと考えているところでございます。

それと、どんでん押山とか、神舞の話を今されましたけれども、無形文化財になろうかと思うんですけど、指定はされておられませんけど、先ほど申しあげましたとおり、どんでん押山とか曾根の管粥とか、あるいは町内3地区の神舞であるとか、今現在、町としては神舞保存会への補助ということは若干行っているところでございますが、ほかの――町教委としては無形文化財への支援については、今現状はその部分でございます。先ほど申しあげましたとおり、この部分についての支援についての協議については行ってみたいと考えています。

また、平生中学校のほうでは、先日、ひとつの体験活動として町内の文化財を巡っているいろいろ

調べていこうというような活動も、実際町内に出て、学校から出て、文化財について調べるとい
うような活動も行っておりますので、そういった取り組みにも教育委員会として、力を添えてい
きたいと、このように考えているところでございます。

これからも町内の文化財については、最初に申しあげましたとおり、大変貴重な財産であり、
継承しなければならないことでございますので、しっかりと力を入れた取り組みを考えていき
たいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、計画を立てる上で、専門職員がいないのでちょっと難しい
という話がありました。確かに、全国専門職員がいるのは3分の2、3分の1には配属されて
おりません。これを今、平生町に求めるのは酷かなとは思ってはおります。

ただ、職員の勉強とか、そういう専門職員、他の自治体の専門職員との交流によって、しっか
りこういった文化財について研修していき、平生町の継承に役立てることはできると思ってお
ります。それが行政の仕事だと思っております。

町民の財産であり、よりどころにもなる文化財保護のために、より一層の住民への働きかけや、
職員における研修や他自治体の専門職員との交流により、より一層の文化財の保護、活用の推
進をお願いして、私のこの質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは通告いたしました質問を行います。

まず、マイナンバー制度に関するセキュリティ対策についてお伺いいたします。

マイナンバー制度は、平成27年10月から施行されています。平成28年からは医療保険、
雇用保険などの手続や、確定申告など税の手続で、申請書にマイナンバーの記録が求められてお
ります。

社会保障、税、災害対策で法律に定められた行政手続で便利がありますが、この制度は住民
の所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、不当に受
給することを防止しやすくなるとともに、本当に困っている方へ細やかな支援を行うことができ
ることから、公平、公正な社会を実現することが期待されています。

国民にとってのメリットとしては、行政機関の手続に添付書類が削減されるなど、負担が軽減
され、未成年や免許証を持っていない人にとって公的な身分証となるし、また口座開設やパス
ポートの新規発給に利用できる、住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニで取得できるよう
なる。

デメリットとしては、情報流出の可能性がある。これにおいて、国としての対策として制度面における保護措置があります。その中には、本人確認措置、番号法の規定以外での特定個人情報の収集、保管の禁止、番号法の規定以外での特定個人情報、ファイルの制作禁止、第三者委員会による監視、監督、特定個人情報流出に対する罰則の強化、マイナポータルによる情報提供等記録の確認、また、システム面における保護措置として、個人情報の分散管理、個人番号を直接用いずに符合を用いた情報連携、アクセス制御による閲覧者の制限管理、通信の暗号化があります。

また、個人情報を特定の機関に集約する、一元管理方法は採用されず、それぞれの機関はそれぞれの個人情報を管理し、必要なときに情報の連携を行う分散管理方法が使われるようになっていきます。そのようにして、デメリットの低減化が図られているとされています。

そこで、当町では、マイナンバーセキュリティ対策に不安を感じている町民も多くおられるので、当町においての具体的なセキュリティ対策の取り組みはどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、マイナンバー制度は公平、公正な社会保障の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を実現するための仕組みでございますが、一方で、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかとといった不安を感じておられる方がおられるかもしれません。

マイナンバー制度に関する個人情報、いわゆる特定個人情報はそれぞれの業務の担当部署で管理され、必要なときだけ、参照、連携されます。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、これにより、決められた目的以外には使うことができません。

また、システムの、制度的にも、特定個人情報は厳正に取り扱われ、各機関の運用状況は独立機関である個人情報保護委員会によりチェックされております。システム面では、特定個人情報は各行政機関等が保有し、マイナンバー法で定められた事務に限り、他の機関への情報の照会や提供を地方公共団体情報システム機構による監視の下、暗号化された通信により行う仕組みとなっております。また、システムにアクセスできる職員の制限及び管理も行っております。

制度面では、マイナンバー法の規定に従い、特定個人情報の収集、保管、ファイルの作成を禁止するなどの法律に基づく運用のほか、本町では、特定個人情報の適正な取扱いに必要な事項をまとめた、平生町特定個人情報取扱マニュアルを平成29年から運用しております。また、担当職員には、毎年セキュリティ研修を実施しており、セキュリティ対策には力を入れているところでございます。

マイナンバーカードは多くの人が持つことで、その効用は高まります。住民に安心してマイナ

ンバーカードを取得、利用してもらえよう、今後もセキュリティ対策の各種取り組みを行ってまいります。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） これ、本当にセキュリティをしっかりとっていただきたいと思いますが、国の全体のカードの取得率では2020年1月では15%と低調であり、4年たった今でもそういう状況であります。当町も約17%程度だとは思いますが、普及が進んでいるように見えません。

こうしたマイナンバーカードについて、町長としては、この制度についてメリット、デメリットがありますが、どのように考えておられるか伺いたします。

中には失敗策ではないかとかいろいろ出るのは出ていますけれども、これらについて、しっかり国としては進めていきたい方針でありますので、町長としては、こういう制度は、どのようにお考えか伺いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

実は、先日、総務大臣からマイナンバーの取得をお願いしたいということで、手紙がまいりました。各団体に行ってみたいです。政府としては、マイナンバーカードをなるべく早く皆さんに普及したいという意向だそうです。

私としても、やはり行政、平生町も一つの行政機関でございますので、これに反対するということはございませんが、ただ、本人の意思で持っていただくということが重要でありまして、強制的にマイナンバーカードを取得せえということは言えないと思います。ですので、そういうマイナンバーカードを持ちたいなというような施策ができればいいなと思っております。

あのカードには、電子磁気がありまして、あそこにはいろんな情報を、町だけの独自なものが見られます。例えば、その中で、図書館で本を借りられるとか、そういう運動場の予約とか、こういうのも付随できるシステムになっておりますので、その辺を活用して、使い勝手のいいマイナンバーカードにして、普及が図られたらいいなと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 本当にこのマイナンバーカードは便利性があるとは思いますが、しっかりセキュリティ対策をしているということを町民に周知して、この制度を安心使えるように取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上で、マイナンバーカードの質問は終わりにいたします。

次に、2番目ですが、道路の管理保全について2点伺いたします。

1点目に、道路の歩道が破損、壊れた箇所があり、そのままにしているように見受けられますが、こうしたことの管理保全体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、2点目に、同じように国道、県道における管理は、町には管理責任はありませんが、住民の安全な交通を確保することから、国、県に対しての補修管理するように要求すべきだと思いますが、通報体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

町内の町道につきましては、路線数216路線、総延長129.4kmに及び当町道の管理につきましては、職員によるパトロールや住民の方からの通報により、随時道路補修を行うなど、道路の維持保全に努めているところでございます。

しかしながら、職員で行うことが難しい大規模修繕などにつきましては、町内の建設業者に修繕を依頼し、行っておりますが、修繕箇所も多く、緊急性などを考慮し、優先度の高い箇所から対策を講じております。

今後につきましても、住民の皆様に安全で快適に道路を利用していただけるよう、迅速かつ適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

国道、県道につきましては、町内には、国道が1路線、県道が3路線ありまして、主要幹線道路として地域にとって重要な役割を担っております。当道路の維持管理につきましては、国及び県が定期的なパトロールの実施により、改善が必要な箇所は対策を講じておりますが、住民の方から町に通報いただいた箇所につきましては、現地を確認した後、町から国及び県に対して、早急な修繕等の対策の要望を行っているところでございます。

今後につきましても、町民の皆様に安全で快適に道路を利用していただけるよう、国及び県と連携し、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 町民からの声をということですが、町民もなかなか声が出せないところの方もいらっしゃると思いますが、まず、中央通りです。そこに桜並木というか、桜が植えてありますが、中央通りでの歩道ですが、中学生の通学路にもなっており、歩道でもあり、歩く方も多いところ。桜の木の根が大きくなったため、歩道のタイルを押し上げて歩道が壊れている、危険なため早急に補修してほしいという声があります。

こういった、それは危険なところから直していくと言われておりますが、本当に危険でございます。それは早急に修理が必要だと考えられますので、これは期間がどれくらいかかるのかお伺いいたしますが、また、桜が大きくなれば、また同じように破損していくと思われます。歩道の

段差を取り、フラットにして色分けに歩道と駐輪と、自転車が通れる道と、安全な歩道にすることはできないでしょうか、伺いいたします。

今の歩道は斜めになっていますので、住宅街から出てくるところの道路も段差があるために斜めになり、歩道は真っすぐじゃないんです。そういったところの見直しを、必要だと思うのですが、段差をのけてフラットにし、色分けで歩道にするという方法はいかがかなと思いますが、これについてはいかがでしょうか。伺います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員さんご指摘の町道桜町線の歩道部の凹凸につきましては、現状は把握をしております。今年度も工事の発注をいたしておりますが、入札不調により、落札に至っておりません。引き続き計画的に工事の発注に努め、議員の皆様が安全に利用していただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、形状等の話がございましたが、こちらについては、私ども建設課のほうで検討するようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 近年はロードレースなどのイベントもあるし、町民の健康のためにウォーキングされる方も多いので、安心、安全な道路を整備にしっかり取り組んでいただきたいと要望いたして質問をおわらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、質問をさせていただきます。

本町の農業を取り巻く環境について伺います。まず最初に高齢化対策について、このたび、農水省が11月27日に2020年度の農林業センサスというのを発表しました。その中で、基幹的農業従事者という人は13万6,000人、5年前と比べて3万9,000人減っているそうです。

基幹的農業従事者というのは、平生町でいえば、野菜市場とか、特産品センターに出荷している人のことをいいます。この基幹的農業従事者も一環として減り続けており、減少ペースも加速しており、この主な原因は高齢化だそうです。

本町も、食料、農業生産において、高齢化が極度に進み、なおかつ75歳以上の人に大きく依存しているのが現状です。今年のように、ウンカが大量発生すると、対処することが大変難しく

なっています。被害が拡大したのも高齢化が進んだからだともいえます。

このウンカは北ベトナムで発生し、中国などに移動し、梅雨時期に下層ジェット気流によって日本にやってきます。今年のウンカはトビイロウンカといって、今までの農薬に抵抗性ができたウンカ、農薬が効かないため被害が拡大しました。新しい農薬を使ったところは、被害が少なかったようですが、この農薬は値段が高いです。

そして、ウンカは真夏の猛暑の時期にやらなければなりません。この暑い時期の作業は、高齢農家にとっては命にも関わることになります。若くても、真夏の作業は嫌になります。最近ではヘリコプターとか、ドローンによる防除ができます。これはスマート農業にもつながることです。

高齢農家の人に、少しでも作業を軽減するためにも、高齢者対策として、防除に助成または補助はできないでしょうか、伺います。

次に、イノシシ対策についてでございます。イノシシも最近は里の近くに出没するようになり、新聞配達員さんがイノシシと衝突し大けがをしたという話、乗用車がイノシシに衝突しフロントが大破したという話も聞きました。

今年はイノシシに荒らされた田畑をよく見ましたし、稲は収穫できないほど荒らされた水田もありました。田畑を荒らされないようにするには、柵をつくるか、電気柵で防除をするしかないと思います。

今年のように至るところに出没されると、電気柵も多く用意をしなければなりません。町内に家庭菜園として、10坪前後の畑をよく見ます。そういった畑にもイノシシ被害が見られます。小さな畑も防除しなければなりません。この小さな畑を守るために、電気柵を買ってまでやろうとは思わないという話になってきます。

そして、この小さな畑、小回りのきく小さな農業が災害とか、今回のようなコロナ時代に、町民に食料を提供するのにとても役に立つのです。この小さな農業を守っていくにも、電気柵の補助率を上げるか、電気柵の貸出しとかいったところを考えたらいかがでしょうか。

次に、鳥獣被害対策事業交付金による進入防止策というのがありますが、これは活用しているのでしょうか。

次に、有害鳥獣捕獲に報償金が出ていますが、平生町のイノシシ捕獲は他の市町に比べ金額が少ないが、少し上げるべきではないでしょうか。

3番目に、町民農園の開園について伺います。新型コロナウイルスの影響で大きく農業は変わっていくのではないのでしょうか。巣ごもりによって家庭内の食品需要は増えてきています。可能な限り食料は自分で自給すべきだという話もございます。

ですが、町内の農業者は高齢化が進み、現在の生産能力を下げないようにするのが精いっぱいです。このたびコロナ禍によって自宅で過ごす人も多くなっています。そんな人たちがガー

デニングをしたり、家庭菜園をしたりする人も少なくありません。

農業離れの進む中、コロナ禍を逆転の発想として、若い人に農業に関心持っていただくチャンスではないでしょうか。命の元である食を育てている農業は、何かあったときに、災害とか、小回りの効く農業が必要です。今回のコロナ禍で、今のところ日本では食料危機とまではいいませんが、これから先、コロナがいつまで続くか分かりません。本町におきましても、自給率を上げておくことが大事だと思います。

個人がどれだけ自給ができるかと考えてみれば、もし、スーパーに物がなくなれば、ほとんどの人が恐らく野菜など手に入れることができなくなると思います。こういうとき、地域での自給率、関係自給率が役に立ちますし、危機を救うことになります。

この関係自給率というのは、知り合いに食を生産している人がどれだけいるかということを行います。そして、今こそ町民農園の開設をし、農業のことをよく知ってもらい、平生町農業を盛り上げ、自給率を上げていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、4番目、農業振興地域について伺います。

農業振興において、太陽光発電を造るため、農振除外という話を聞きますが、この話はどのようなになっているのでしょうか。

5番目にスマート農業について伺います。町内の農業者は高齢化が進み、担い手を早く確保しなければなりません。なかなか若い人の農業参入は見られません。これからはドローンや自動走行農機などを活用した農業になっていくようにも思います。スマート農業を取り入れることによって、それまで大変であった農作業も楽になり、大幅な省力化ができます。これに対して、これから町はどのように関わっていくのでしょうか。

以上、5点伺います。よろしくお願いします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 村中議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、高齢化対策についてお話がございました。

農業の高齢化対策のため、農作業ヘリコプター等による防除の促進を行ってはこの御質問がありました。ヘリコプターの防除につきましては、JAのほうでいもち病とウンカの防除での取り組みを行っているところですが、薬剤飛散防止軽減と作業効率から、1ヘクタール程度一団となった水田でないと実施できないと伺っております。今年度の実績は、南すおう管内全体で約

734ヘクタール利用がございまして、そのうち平生町では20ヘクタール、12戸の農家で利用されているとのことです。

一方、近年、多方面で急速に活用の幅が広がっているドローンについてですが、農業分野でも活用が進んでおりまして、農業者から委託を受けて農薬散布を行っている企業が近隣自治体にも設立されております。ドローンはその操作性から、ヘリコプター防除に比べて狭い範囲での実施も可能と伺っているところであり、町内でも実際に実施された農業者があると聞き及んでおります。

議員が言われるように、ヘリコプターなどによる防除は作業軽減とはなりますが、中山間地が多い町内の地形状況や、町として環境保全型農業を推進してきた経緯からすれば、本町で農薬散布に係る費用の助成を行うことは議論の余地があるところではあります。今年のような甚大なウンカ被害の発生に際しては防除も必要なことの一つであるとも考えられます。

いずれにいたしましても、このたびのウンカ被害のような事象により、高齢者の離農が加速することのないようにヘリコプター防除に限らず、高齢農家への支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、イノシシ対策でございますが、近年、県内各地にイノシシが出没する事例が増えてきており、町内においてもイノシシの目撃・被害情報が多数寄せられています。特に、ここ数年において市街地への出没も確認されるようになり、議員のご指摘のように、イノシシと車やバイクとの事故も頻発しているとのことで大変憂慮しているところです。

そうした状況の中、町といたしましては、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲隊員により、昨年度はイノシシ261頭、今年度は11月末現在で317頭を捕獲しているところです。イノシシなどの被害については、一般的には電気柵などの防除柵を設置することが有効な侵入防止策とされています。本町においても防除は重要であるとして、防除柵の設置補助を行っております。令和元年度には58件、今年度は11月末現在57件の申請があり、イノシシの行動範囲の広がりとともに防除柵の必要の度合いが上がってきていると感じております。農業をされる方などにとって、この有害鳥獣の防除に係る費用は今までになかった経費であり、出費を抑えたいとの考えは理解できるところでございます。

ご提案いただきました電気柵等の貸出しにつきましては、防除の期間がある程度長期に及ぶこと、また、貸与品が消耗品であることなどを考慮すれば、その性格上、貸出しという方法はそぐわないと考えているところですが、補助金の補助率等については近隣市町の状況も参考に有害鳥獣による被害の発生状況も勘案しながら、今後の補助金の検討を進めていきたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金についてですが、現状では交付金を活用した侵入防止柵の

設置は行っていない状況です。本町で実施する場合は、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会またはその構成員が事業主体となり、採択基準を満たせば活用ができると考えております。地域から事業についての相談の声が寄せられれば、地域の実情に即した事業活用ができるよう、県など関係機関とも協議を行い、事業実施を検討してまいりたいと考えております。

また、イノシシの生息数が増加している中で、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲隊員による捕獲数も増加しているところです。有害鳥獣の捕獲をスムーズに進めるためにも、捕獲に対する奨励金については通常猟期は対象としていない市町がある中で、本町は猟期時においても有害捕獲許可を出し、奨励金を支給しているところでございます。

ただ、今後ますますイノシシ等の対応が増えていく中、捕獲隊員をいかに確保していくかが課題となっているところでございます。捕獲隊員の確保等も含めて、報償金制度の在り方について検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、町民農園を作ってはどうかという御質問でございます。

町民農園につきましては、かつて平成20年度に、ひらお農業体験農園との名称で大野地区に開園をした経緯がございます。この農園は、趣味で農業を楽しまれる方はもちろんでございますが、新たな担い手の発掘も目的といたしまして、当時の県農林事務所、JA、地元農家の協力を得て利用者への講座も行う形で実施し、卒園生の数人は営農をされた方も出るなど、一定の成果がみられたと認識をしているところでございます。

その後、平成25年度には利用者が減少したことから、翌26年度には閉園し、現在は実施をしていないわけですが、議員の言われるように、新型コロナウイルスによる生活様式の変化により、農業への意識も変わっていることは承知をいたしているところでございまして、町といたしましても、これを契機に農業に取り組まれる方がおられればうれしいところでございます。そのようなことから再度住民の皆様方から、町民農園の開園を望む声が多く寄せられることとなれば、開園について再度検討してまいりたいと考えております。

次に、農業振興地域についてのお話ございました。

農業振興地域制度は、農業を振興するべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施設の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与することを目的として設けられております。

本町においても農業振興地域整備計画を策定し、農用地区域の設定や農業を振興していくための方向性を示しているところです。この計画で農用地として設定された農地は、農業の振興を要することが必要となり、原則として農地転用は禁止されております。農地転用を行う場合は、農業生産の支障の少ない農地から行うべきでございますので、議員ご指摘の太陽光発電等農地以外での利用のために転用される場合には、まずはその農地の農業生産への支障の有無について審査さ

れることとなります。

これが議員が言われておられる除外手続ということになりますが、この除外には一定の要件がございまして、農用地区域外に代替すべき土地がないことや、農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことなど、個別具体的にその理由を確認させていただくこととなります。農業振興地域整備計画は、形の上では町独自の計画となっておりますが、策定する上では国のガイドラインに沿った形で策定することが求められ、内容につきましても県の同意が必要になるなど、国の農業政策と関連が非常に深いものになっております。

農地は農業生産の最も基礎的な資源であることを考えなければ、町といたしましても本町の農地を何とか守っていかなければならないと考えており、優良農地を次の世代へつなげていくため、農用地を確保するための取り組みを今後も進めていかなければならないと考えているところでございます。

スマート農業につきましてお答えいたします。

スマート農業につきましては近年注目されており、国においても実証事業やモデル事業を行っているところでございます。山口県においても、令和2年4月に山口県スマート農業導入加速協議会を設立され、最新知見の収集や技術の実証を行い、情報を県内の関係機関に対し、適宜更新、発信することとなっております。

スマート農業につきましては、トラクターや田植え機等の農業機械の自動操舵化、リモコン式草刈機、ドローンによる防除剤の散布、施設園芸等の管理モニタリング、作業を軽減するアシストスーツなど多岐にわたっており、専門知識も必要となりますので、協議会からの情報やセミナー等で情報を収集していきたいというふうに考えております。

今後、担い手がこのスマート農業に取り組んでいくことも十分考えられますので、導入の補助制度等がありましたら情報提供を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 高齢化対策については議論の余地があるということで、さらなる検討をよろしくお願いします。

イノシシ対策につきましても、報償金の検討、これもよろしくお願いします。

町民農園について検討する、このことは産業課のほうでよく町民に広く周知をしていただきたいと思います。

それから、先ほど、これからの小回りの利く農業は必要だと言いました。農業を続けていくには、農閑期ちゅうのが農業にはございまして、そのときの現金収入といったところが必要になってきます。昔は土木の仕事をしながら、農閑期に現金収入を得ていたものです。それに併せて、

町も土木の仕事を出していったという話もありました。農業で頑張る若者に仕事を出すようなシステムを作る必要があると思います。そうすることによって若い人の農業参入があるのではないのでしょうか。

そして次に、イノシシのくくりわなを仕掛けたとき、毎日見に行かなければならないのですが、夏には蜂はいるし、マムシはおるし、そのような場所に入らなければならないので大変な作業です。大きな100キロ前後のイノシシになると出すのが大変です。そして、肉も飛ぶように売ればいいんですが、なかなかそうはいきません。つらい作業、あまりお金にはならないと思います。捕獲者というのはだんだん減っていくのではないのでしょうか。そんなことになるとうイノシシは増えるばかりです。イノシシの報償金も農閑期の現金収入になるとよいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 若い人の働くところというご意見もございました。それにつきましては、今、国のほうで今年の6月に協同組合のような形で仕事をしてもらうというのができました。

それで今、それについてどういうことができるかというのを考えております。これは職員といいますか、その組合員を何人か、5人か6人とか雇って、これは永久です。時限じゃなくて永久に職員という形で10年間、県に申請すれば10年間継続、またそれを続ける場合にもう一回、県に申請すれば、また10年ずうっと続けていけるという制度でございます。これによって例えば人が足りないところ、3か月間どここの工場に行って働く、そしてまた農業をこっちでやるということができるようになります。

したがって、若い人も例えば大都市からこちらに来やすくなります。仕事があれば来たいという人は必ずいます。今、東京よりも地方へという状況になっていますので、よい機会じゃないかなと思っております。ただ、これはどういうやり方があるのかというのを今一生懸命に検討はしておりますので、できるかどうか分かりませんが、そういうやり方もあるんじゃないかなというふうに思っております。

また、イノシシにつきましても、近隣等の状況を見ながら検討していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 若い人たちの参入というのは10年間で、また10年間できるちゅうことで、その辺もとにかくよろしくお願いします。

そして次に、平生町農業を守るためにも、いろんな作物の奨励とかいったことが必要ではないかと思います。先日、「恋の予感」というお米を食べたのですが、これがもちもち感があって食

感がよいお米でした。この米は暑さに強く、水があまり変わらないところでもよくできるようでございまして、ぜみが出るとか寒いところではあまり向かないようでございます。平生町みたいな干拓農地に向いている米だと思いますので、こういった米を奨励していくのも大事ではないでしょうか。この米は通常温度より高くなっても、生育にあまり影響のない米だそうです。この辺はどうぞ、これは答弁はよろしいですから、要望として言っておきます。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 質問させていただきます。

初めに、先日、曾根地区で民家火災が発生しました。おかげさまで農免道路があり、防火水槽も設置されていたことで手早くホースを引っ張り、事故もなく、一軒だけの焼失で鎮火できましたこと大変感謝しております。また、ふだんから回りの農家の人が枯れ木や草刈りを十分しておられ、風があまりなかったことが大火事にならなかったと反省しております。手入れした先にはササやぶが家のそばまで生い茂り、改めて田舎の道路整備の大切さを感じました。ありがとうございました。

それでは、通告書に従い質問します。

1 問目は、農業政策とまちづくりの一体化です。農地、農業は災害から町民を守り、担い手を育てる役割を自然とともに果たしてきた。これからの農業の発展と方向性について。2 つ目は、農地と環境整備の充実。3 点目は、農業とコミュニティの関わりについて。大きくこの3 点についてお尋ねいたします。

まず一つは、発展と方向性です。

かみ砕いて申しますと、古い道路や川の復旧工事は昔から長年応急処理的に対応しており、基礎に問題があるのではとの声も耳にします。あちこちで崩れた補修依頼が多く、順番待ちが年々増えていくので、四、五年待ちも多いのではと察します。私の近所でも「田に入る道が危ないので、稲の作付をやめてもう5年以上もたつが、まだ直らない。遠くにいる子供が草刈りに帰るが、太陽光をつけてと業者から何度となく言われる」と言っています。

また、今、農機具等便利に改良され、例えば2条植えの田植え機が4条植えの大型化になると、昔は十分だった道も狭くなります。近所で何年前、農機具と一緒に転落した死亡事故がありました。担い手だっただけに、遺族が耕作はしていますが全てではなく、荒廃地も増えました。今年もまた農機具と一緒に転落し、骨を折った人もいます。昔の農業従事者は農地とともに災害から地域を守り、担い手を育てる役割も自然とともに果たしてきました。

今、農業従事者は高齢化が進んでいます。先祖代々に感謝し、子や孫につなげ、集落を守りた

い、維持したい思いで農業に従事し、もうかる農業は思ってもいません。先祖代々の土地を、年金をつぎ込んでまで元気な間は農地を守りたい、集落を守りたい思いの人たちです。頑張る人に農道のちょっとした拡張の手助けはどうでしょうか。例えば、セメントの支給とかあると思います。

前町長のときではありますが、平成17年3月議会で「農地をどう守るのか」との私の質問に「農道、水路等の集落管理を行っていく取り組みを進めている」と回答されたのですが、どのように進んでいるのか、お聞かせください。農業の担い手育成の現状と政策はどのように考えているのでしょうか。

2番目の農地と環境整備の充実についてです。

健康寿命日本一を掲げ、成果を挙げていた米づくり、平生ブランド米の水田、圃場は今現在、太陽光発電の町平生に変化し、美しい自然は破壊され、不安を抱く農業者も町民も多いのです。

曾根地区には、曾根コミュニティセンター、つばさ保育園、平生中学校、光輝病院の看護学校とまとまったところにあり、恵まれた環境でよい地域でしたが、今この周辺は太陽光ばかりになりました。蛍が飛び交う和田川沿いも、お宮の下まで太陽光の建設が予定されているようです。農業がだんだん隅っこに追いやられていく感じです。

都市計画地域においても、農業を守るためにも、観光開発においても、お互いが共存し、平生町を活性化するためにも、よい手だてはないのでしょうか。

隣町の田布施町、柳井市においては、圃場整備事業が進んでいます。道路・水路整備、農作業の軽減、担い手、有害鳥獣対策等、未来の農業のため、圃場整備事業をできるところから取り組めないでしょうか。

3番目の農業とコミュニティの関わりについてです。

農家でも子供たちは仕事のため地域を離れ、また親だけになり高齢化も進んでいます。農村地域には道づくりなど、地域は自分たちで守る互助会の心も、すばらしい伝統行事もありますが、簡素化したり、気持ちはあっても体がついていかないなど、このままでは空き家が増え、限界集落になるスピードが速いのではと不安があります。高齢化になれば近くの自治会単位、集落というか行動範囲が狭くなりますので、新しい様式の間づくりも必要なのではと思います。よい手だてはないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中本議員の御質問にお答えいたします。

御質問のございました農道の拡張についてですが、関係者から道路の拡幅等の要望がございましたが、利用状況等を踏まえ、順次現場を確認し、対応しているところでございます。

また、農道、水路等の集落管理についてでございますが、一般的に里道、赤線ですね、水路、青線と呼ばれている法定外公共物は、以前は国有財産でありましたが、地方分権の推進を図るため、町に譲与されました。これにより、財産管理、機能管理等は町が行っております。

維持管理につきましては、法定外公共物が限られた地域の住民が利用されていることから、地元の集落や近隣の地域住民に管理をお願いしております。今後も引き続き、適切な維持管理をお願いしたいと思います。

なお、コンクリート等につきましては、言っていただければ渡せると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから次に、農業の担い手についてでございます。

農業の担い手育成は、本町にとって喫緊の課題であると認識をしております。現在、県、ＪＡ、農林振興公社の協力のもとで新規就農希望者の育成を行っております。この育成は、将来的に農業経営で生計を立てていくという、言わば専業農家を育てるための取り組みとなりますが、集積された農地の少ない本町にとっては施設園芸での就農が中心となっており、現在も１名が来年度の就農に向けて研修を行っている状況でございます。

議員ご指摘のように、かつては農家に生まれました者は親から農業を教わり、農業の担い手になるという歴史を繰り返してまいりました。しかしながら、１戸当たりの耕地面積が少ない本町では、農業を職業として経営することが難しく、農業離れが進み、従来のような農家の姿が失われつつあるのが実情でございます。

本町の農業、農家を守っていくためには、先ほど申しました専業の農家を育てていく一方で、本町の農家の多数を占める兼業農家を支援していくことが必要であろうと考えております。今後も農家の声を聴き、今後の政策に反映をさせていきたいというふうに考えております。

続いて、農地と環境整備の充実についてでございます。

かつて平生町では無化学肥料減農薬米の取り組みが行われ、「せとのはな」の名称でＪＡから販売されたブランド米があったと聞き及んでおります。その頃の取り組みや地域の田畑の姿を知る人からすれば、いかに時代の流れとはいえ、現在の平生町の農業、農地の状況に不安を持たれる気持ちは理解できるところでございます。

現在の農業離れについて、それを解消する特効薬はなかなか見つからないわけでございますが、今まで行ってきた環境に配慮した農業について、その火を消すことなく、継続して行っていかなければならないと感じておりますし、ご指摘のあった太陽光発電についても現在の状況を考慮すれば、よい形で共存していくことが必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

圃場整備事業につきましては、平成２８年１２月議会で中本議員からの一般質問にお答えする

形で既にお伝えしているようでございますが、もう10年以上も前になりますが、事業実施可能な団地の調査により、候補地として選定された1団地につきまして、地域住民と協議を行った結果、地権者の皆さんの同意が得られなかったと聞き及んでおります。行政としても、ぜひ取り組んでいきたいという思いでございましたが、基本的には個人の財産ということもありまして、非常に残念な結果になったわけでございます。

優良農地を確保し、農業経営を継続していくことは、議員ご指摘のように、大切なことでございます。本町といたしましても、中山間地域直接支払制度などの活用、有害鳥獣の防除対策などにより、農地の維持を図り、後世に良好な農業環境を引き継いでいきたいというふうに考えております。

続いて、農業とコミュニティについてでございます。

若者が便利さを追い求め、農村地域を離れていくという傾向は本町でも顕著に表われており、若者不在の地域が発生していることも事実でございます。そのことにより、地域運営等に変化を余儀なくされるケースも議員ご指摘のように、想定されると考えております。農業経営につきましても同様でございまして、地域住民による農業経営が困難なケースも多く発生しております。

現在、若い人から農業を行いたいと相談を受けるケースでは、農家の人でない割合が増えてきており、平生町の農業のマスタープランでもある平生町農業振興地域整備計画でも町外からの担い手の呼び込みについて初めて言及し、今後の担い手育成について新たな考え方を示しているところでございます。地域農業という意味から考えれば、現在とは形を変えた新たなコミュニティの形成も必要になってくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、現在、町内で農業を続けていただけている方々の努力というのは十分に受け止めさせていただいております。この方々がより長く農業を続けていけるように考えることはもちろんですが、新たな担い手対策についてもしっかりと検討をさせていただきまして、将来に向けてでき得る限りの対策を取らせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。ちょっとはつきり分からなかったんですけど、基盤整備については同じような考えだったんでしょうかね。今ちょっと聞きそびれたような気がしましたので、その1点だけでも。（発言する者あり）

基盤整備というか圃場整備、担い手、有害鳥獣、未来の農業のためというところで圃場整備事業でいろいろ制度があると思うんですね。今までの10ヘクだけでなく、面積が少なくてもできるような事業があるんじゃないかと思うんですけど、そういうのはどのように考えているのでしょうか。今ちょっと聞きそびれたので、再度ご回答をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ちょっと私も細かいところは分からないので、産業課長に答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 吉岡産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 基盤整備についての御質問でございます。

以前、議員ご指摘の田布施、柳井でやっております国営圃場整備事業の際に、平生町でも同様に検討がなされたということで聞き及んでおります。その際、対象地を選定するための業務委託が行われたようでございます。その際、選定されたのが1団地ということで、この団地につきましては地権者の方の同意が整わないということで、その整備を見送ったわけでございますけれども、このように基盤整備につきましては、土地を持っていच्छる方、農業を進めていきたいという方の意向が大きく関わってくる事業でございます。そのあたりの皆様方の意識の醸成が整えば、また、そうした声をお届けいただけましたら、こちらのほうでいろいろと調べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） すみません、ちょっと予定外の質問が入りましたので、私これが最後の質問になりますので、まとめて発言させていただきたいと思います。順序が変わりますけれども、コミュニティについてのところ、全体的なところでトータルしてお話しさせていただきたいと思います。

私の向かい側に2軒の空き家があります。2家族が入居しました。子供の声が聞こえ、活気あることに喜びを感じています。道があり便利だからと人家の少ない集落でも新しく入居してきた人が、ここは最高と言ってくれますので、将来、子供や孫も帰ってくるのではと活気づき、夢を持っています。

また、イタリアーノひらお推進事業ですが、——今日、質問がこれで終わりですので、トータルして言わせてもらいます。イタリアーノひらお周辺に観光客を呼び、観光していただくお客様が何かの形で住んでみたい、平生にもう一度行ってみたいと思っていただく魅力ある町の平生を作る工夫が今、必要だと思います。

現在、頑張る市町には国は地方創生で手厚い援助をする時代です。市町も裏を返せば企業です。企業の一環だと想定します。そこで、平生町も町長さんをはじめ職員一同、議員もですが、一致団結して町発展のために切磋琢磨しながら、町民に信頼された改革をすることが私に与えられた使命ではないかと、私は今、痛感しております。

基盤整備にしましても、いろいろ条件や規制、負担金等難しい問題がたくさん山ほどあるでしょう。圃場整備にもいろんな制度があるようですので、今、吉岡課長から難しい宿題をいただき

ましたが、できるできないは別にして、農業者の人たちに少人数でも、二、三人でもいいから私は話をしてみたいと思っています。そのときはどうぞ、ご指導をよろしくお願いします。

これで一番目の質問を終わります。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですかね。

○議員（3番 中本 敦子さん） お願いします、何かあったら。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いずれにしても、相談に来ていただければ親切丁寧にお教えいたしますので、どんなことでも相談していただければ、何が一番いいのか、どういうやり方があるのかも含めて、職員も一緒になって考えたいと思いますので、そのときはどうぞ来ていただければいいと思っております。

また、イタリアーノひらおにつきましても、一生懸命やっていますが、今、オリーブを植えるのとレモンを植えているぐらいしかやっていないわけですが、イタリアーノひらおといって、平生へ行ったらオリーブしかなかったというのでは、せっかく、これだけ、少しは周知していただけるようになりましたもので、ちょっと来年度以降……。来年からになるかどうか分かりませんが、いろんなものを考えてみようというふうに思っております。どんなものができるかというのもありますので、いろいろと考えたいなというふうに思っております。差し向きなるべく早くやらないと、せっかくこれだけ盛り上がっているのに水を差すようなことでは困りますので、一生懸命やっていきますので、そのときは議員の皆さん、町民の皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 2番目の町道等の危険箇所についてお伺いします。

路肩注意棒が設置されているところや通行止めされているところの維持補修、工事の進捗状況についてです。

1つ目は、応急復旧はどのようにしているのかということと、通行止めは生活に支障があります。安全面にどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。そして、災害復旧工事は何年間で行うのでしょうか。

以上、3点お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

近年の大雨等で被災を受けている箇所が多数ありますが、その中でも交通量が多く、簡易的な応急復旧ができる箇所については、住民への影響を少なくするため、早急に対応を進めていると

ころであります。

しかしながら、簡易的な応急復旧が出来ず、交通の安全が確保されていないと判断した場合については、住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、通行止めを行い、迂回路にて安全を確保する対応を行っております。

災害復旧におきましては、被災を受けた箇所において、補助事業の採択基準に沿ったものについては補助事業で行えるように手続を進め、復旧に向けて取り組んでおります。補助事業で採択を受けた災害復旧につきましては、原則、災害の年を含めて3年以内に終わらせることとなっております。

しかしながら、近年、町の被災箇所は補助事業での採択基準を満たさない箇所が数多くある状態でございます。また、工事入札において不落札となる事案も多くあるため、災害箇所の復旧がなかなか進まない状況にあります。原則3年以内の復旧ではありますが、今後も順次工事発注を進め、住民の皆さんが安全に通行できるよう、災害復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） お困りの人が…。通行止めとか路肩注意棒とかが立っているところに何か月もずっと、もう1年以上もというところがありますので、お忙しいでしょうが、大変なもの分かりますので、今後ともよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですね。

○議員（3番 中本 敦子さん） はい、いいです。

.....

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の町事業への影響と今後の対応についてのお伺いです。

最初に、細田議員のほうから学校関係の質問は出されておりますから、ダブるところは答弁されなくてもいいですけど、大変な影響が出てきたと思っております。

町長、最初に申されましたように、まさかこんな状況になるというのは、今年の春には思いませんでしたし、だんだんと3月の頃の恐怖感が和らいできたのか、また2波、3波と、こういう状況になっております。今、一番頭にあるのは、まだこの地域で起きておりませんから一番になったらどうしようかという、むしろその心配が大変あります。ちょっとマスコミや社会の風潮から、むしろそんな心配を今一番気にしております。

こういった中で、今回この1年間の新型コロナウイルス感染症の事業への影響という調査をしていただきました。各課からは全部、報告書をいただきました。この中でも地域振興課、それから町民福祉課、学校教育課、社会教育課、こういったところで多くの事業の中止、変更、繰延べ、いろいろされております。でも、予算的には大きな金額にはなっておらないように思いますから、いろんな予算のやりくり上では、コロナ対策の大変な補正を組みましたけれど、町の当初の予算については影響が少ないのかとは思っておりますけど、まず最初に、町長さん、教育長さんから、今に至るについてのお考えを聴いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

全国の新型コロナウイルスの感染状況は、3月の半ばから新規感染者数が急増し、政府は4月7日に7都道府県を対象に非常事態宣言を発令、その後、4月16日に対象を全都道府県とし、感染拡大の防止を図ったことから新規感染数が4月の半ばをピークに減少に転じ、5月26日に緊急事態の終了を宣言いたしました。

その後の状況は、7月に入り、再び新規感染者数が増加、8月上旬をピークに減少に転じましたが、10月下旬に増加に転じ、累計の感染者数は12月2日に15万人を超える状況となっております。

本町における対応といたしましては、全国での感染拡大を受けて、町所有の各施設の休館等の措置を3月から緊急事態宣言終了までの期間、行ってまいりました。また、町が実施する行事としましては、感染拡大防止の観点から原則、中止または延期としてまいりましたが、9月以降、十分な感染防止対策を講じた上で開催しているところでございます。

ただし、広域的な人の移動が見込まれるもの、参加者の把握が困難なもの、感染リスクが高いと思われるものについては、引き続き中止とさせていただいております。中止した事業の中には地域の方々に御協力いただきながら実施するものもありますが、事業を中止することで、その方々との関係性や事業実施のノウハウが失われてしまうといったことのないようにしていかなければならないと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染を予防しながら日常生活を送るウィズコロナの時代のイベント、事業とはどうあるべきか、実施方法についてはどのようなものがあるのか、考えていかなければなりません。これまでの方法のみに頼るのではなく、ICT機器を活用した新たな方法を検討する必要があると思っております。そのためのICT機器の整備等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

事業への影響といたしましては、総務課関係では、地域人権啓発活動活性化事業、人権を考えるつどいの中止や、平生まち・むらコミュニティ協議会主催の防災訓練が中止をされております。

また、新庁舎住民説明会は、参加人数を制限するなど開催方法を変更しての開催といたしました。

地域振興課の関係では、山口県ふるさとCM大賞の中止、柳井地区広域行政連絡協議会によるカップリングパーティーの中止や移住フェアの延期、コミュニティ協議会が主催する各種行事が中止となっております。

町民福祉課の関係では、戦没者追悼式や敬老会が中止となったほか、手話奉仕員養成講座、障害者理解促進研修啓発事業、障害者スポーツ・レクレーション推進事業を中止しております。

平生児童クラブにつきましては、平生小学校で開設を予定しておりましたが、夏季休業期間の短縮により利用者が減少したため、開設いたしておりません。

健康保険課の関係では、介護予防教室や高齢者筋力向上トレーニング事業の開催時期を延期、母子保健事業は4月から6月まで中止といたしております。

建設関係では、住宅建築物耐震化促進事業を来年度へ延期といたしました。

その他、業務への影響といたしましては、特に年度当初におきましては様々な会議・研修が中止となっております。

この延期とされた研修の中には、県内市町の新規採用職員を対象とした新人職員研修がありました。今年度、8人と近年になく多くの職員を採用した本町といたしましては、公務員のイロハを学ぶ当該研修が中止となったことにより急遽、町外研修を企画・実施いたしましたが、他市町の新人職員との交流機会については難しく、新人職員にとっては残念であったというふうに思っております。

現在、会議等はウェブ開催、研修は3密を避けるため、会場を分ける等して開催がなされている状況となっております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、新型コロナウイルス感染症による事業への影響と今後の対応についての御質問にお答えをいたします。

学校教育に係る事業への影響につきましては、予算上には出てまいりませんが、子供たちにとって長期休業等による人とのつながりや触れ合い、連携・協働といったことを通しての学習機会が失われたこと、まずはこのことからの影響とそのことへの対応が最も大きかったと感じている

ところです。

また、事業とも関連してまいりますが、さきの答弁でも申しあげましたとおり、儀式的行事や体育的行事の縮小開催、また、文化的行事の中止や縮小、総合的な学習の時間の活動の中止など、子供たちはもとより保護者や家族の方々には寂しい思い、悲しい思いをさせたものと感じているところです。

こうした行事の在り方、対応に当たっては、それぞれの準備段階から子供たちはもとより保護者、学校運営協議会委員等とその都度対応を協議し進めてきておりまして、地域ボランティアの方々をはじめ、これまで関わりのある方々とも情報を共有してまいりました。

そのため学校教育に係る事業の今後の対応につきましては、このたびの経験を生かした事業の一部見直しも含めまして、引き続き対応、協議を慎重に進める中で、関係者の協力を得て再出発ができるものとこのように考えているところです。

次に、社会教育に係る事業でございますが、音楽鑑賞会や総合文化展、図書館まつりや特別展示、駅伝競走大会などの行事につきましては関係団体と協議を重ねてまいりましたが、一部工夫して縮小開催したものもございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からほとんどの行事を中止といたしました。大変残念であり、楽しみにされていた多くの方々には申し訳なく感じておりますけれども、健康への影響被害を考えますと致し方ない判断だと捉えています。

現状におきましても、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない状況が続いていますが、充実した人生づくりとつながりづくりのためにも、このたび中止しました事業につきましては、何とか開催方法等を工夫して来年度は開催できるようにしていきたいと、このように考えているところであります。

こうした事業の再開に向けましては、総合文化展や駅伝競走大会などボランティアの方々の御協力が不可欠でございます。御協力いただけるように関係団体と連携を図るとともに、開催方法についてしっかりと協議を進めてまいりたい、このように考えています。

町教委では、本町の住民の誰もが生涯を通じて健康で生きがいのある人生づくりを送ることができる生涯学習社会の実現に向けた取り組みをつながりづくり、地域づくりの取り組みを園、学校関係団体、そして地域の方々と一緒になって工夫して継続していけるように努めてまいろうと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初の質問で、予算上はそれほどの影響が見られないという話をしました。それで、ご答弁を聞いて私も考えてきたことですが、この調査をするときに返ってきたのが、予算上はないけど、まだほかにもいろいろ影響がありますというのが付け加わって返ってきました。確かに予算はそれほどじゃないけど、いろんな、今教育長が申されたとおりです。

それでもう一つは、町長のほうから出ましたが、つながりですね。だから、予算上は問題ないが、つながりに影響が出る。これは教育長も申されました。ここが大きいと思うんですね。

もう一つは、やっぱり工夫をしているいろいろやってみたという話が出てきております。これはやっぱりこれから先のことを考えたらいいと思いますんで、コロナはまだまだこれから、来年度も多分同じような予算組んでも同じようなことを考えていったら、同じような結果になるんじゃないかと思えますから。特に一番大事なことは、人のつながりが切れて次に事業が続けられなくなるといえるのは、皆共通認識だと思います。ここが一番大変ですから、このところをお願いをしたい。来年の予算は同じように組まれたとしても、また1年間通じてそういったことをどう努力していくかというのが大切だと思います。これはみんなで苦労していかなければなりません。

それともう一つは、工夫して、今教育長さん……。学校教育のほうはいろいろやっておられるようですが、とにかく工夫をして新しいコロナと付き合い方の社会を作っていくという転換点があるのではないかと思いますし、今までの行政の在り方を変えていく、ある意味では契機になるのかもしれない。

午前中、細田議員のほうからも、今までどおりやらなくてもいろいろと考える方法があるんじゃないかという趣旨の発言がありました。ほんとそのとおりだと思うんですね。

前例踏襲主義というのがよく批判されますけど、前例踏襲主義は私は悪いことではないと思うんですよ。よく検討されて、やっぱりこれがええから続けるというならええけど、前例踏襲主義というのは全然考えないで前と同じことをすることを批判されるだけであって、そのところはよく考えて、前例を検討していつて新しい社会の制度を作っていく、事業をやっていくという努力をされる観点が大切だと思います。

一番残念なのは、特に新人職員の教育なんかが十分できなかったなんていうのは、ざんきに堪えないといいますか、一番大事なときにとおもいますが、これもまた来年度から新人おるでしょうから、採用されるでしょうから、やっぱりもっとこれも工夫していく。ある意味ではコロナで工夫の時代に入ったのではないかという気もしておりますから、この質問はこれで終わりたいと思いますし、いずれにせよ、長い付き合いでそれなりに治療法が確立してワクチンができて、コロナとそれなりに付き合っていくというのが地球の生物の宿命だと思いますんで、お互いに努力してまいりたいと思います。

2点目です。10月に議会の報告も兼ねて町内をずっと回って歩きました。その中で一番多い苦情は雑草の対策です、意見が。あちこち雑草。その次が、ちょっと申し訳ないですけど、庁舎に対する不満でした。その後は航空機の飛来不安ですね、これもありましたね。

それで、特に雑草の対策です。特に用途地域、都市計画区域内の雑草対策。関係の課にいろいろと話をしてきましたが、ここでも大変苦労しておるようです。ちょっと頭が下がるような気持

ちですがね。

それで、当面、今雑草の繁茂対策としてはどのような指導されておるのかということと、やっぱり何か適正に管理する方法を考えていかなければならないと思いますけど、何か指導の強化をされる方法、方策を考えておられるのか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

近年、人口減少や高齢化、都市部への人口流出など社会的な要因を背景として、様々な環境上の課題が発生し、土地の適正な管理についても良好な生活環境の観点から、毎年多くの相談が寄せられております。

そのうち雑草繁茂に関する相談については、平成30年度に53件、令和元年度に37件となり、春から秋にかけて多く寄せられている状況です。相談内容についても、害虫が発生している、動物のすみかになっている、花粉が飛散するなど多種多様となっております。

町といたしましては、生活環境上支障となる雑草繁茂の相談を受けた場合、まず当事者同士でお話をしていただき解決していただくことが一番有効であると考えております。当事者間での話し合いを勧めておりますのは、町で最終的に問題を解決できる事案ではないこと、相談内容や求めている対応などが正確に伝わりづらいこと、毎年繁茂する雑草に対して都度の対応が難しいこと、雑草繁茂が原因で仮に被害が生じた場合は当事者同士で解決していただくこととなり、当事者間の問題として捉えていただく必要があることなどから、相談者と相手方が良好な関係構築の下、適宜連絡を取り合い、草刈りの時期や範囲、回数などについて、個人間または地域で話し合いの上、納得していただくことが必要と考えていることによるものでございます。

町から相手方に対して連絡する際には、相談者の氏名や連絡先を伝え、良好な関係を築いていただくよう努めているところでございます。何らかの事情によりそれが難しい場合は、町から土地所有者または管理者に対して、訪問もしくは文書等により状況や相談内容を報告し、併せて対応についてご検討いただくようお願いしているところですが、結果として、問題がすり替わり、うまく解決に結びつかないことも多く対応に苦慮しているというのが実態でございます。

快適な環境づくり推進条例は、地域の快適な環境の創造と美しいまちづくりを目的として定められており、それぞれの立場での努力義務を定めたものとなります。第18条から第20条において、指導や勧告などの規定がございますが、労力や費用を伴う雑草繁茂の対応について、強制的に指導や勧告をしても、結果として解決に結びつくことは難しいと考えておりまして、まずは当事者間で問題の解決を図ることが必要と感じております。

いずれにいたしましても、相談者が問題として感じている状況が改善できるよう、必要な情報の提供、指導、助言及び支援について努めてまいりたいと考えておりますので、相談者の方にも

御理解と御協力を得ながら個々の問題解決を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この問題を所管の課で随分話をしまして、大変苦勞されておることも分かりましたし、理解をしておりますが、このままではどうもならないという結論になってしまうんですね。どうかしなければならぬんですよ。

それで、私、今言われた、いわゆる苦情を寄せられた人の名前を相手に伝えるというのが最近取られた手法なんで、言われる筋合いは、ちゃんと二人で仲良く話をしてやってくださいというのもよく分かるんですが、それを苦情を持ち込まれた方は、むしろ自分のことを相手に告げるんかという、あまりいい感情で捉えられてないんですよ。そうでしょう、それまでも案外トラブっているケースもありますから。何らかの形を考えていかないといけないと思うんです。

それで、私いろいろ考えてみたんですが、特によそを詳しく知っておるわけじゃないですが、平生町の都市計画の用途区域の指定は大変異常な状況です。ほとんど町内の平らなところを、こんな都市計画区域というのは、多分全国で見られんのではないかなと思うんですよ。

したがって、今日の雑草の対策の苦情が出てくる大きな原因になっておると思うんですよ。もっと狭くて計画的に指定されれば、その区域内はもっと計画的に利用されたかもしれません。でも、これは過ぎたことですからどうにもなりません。それぞれの方が用途地域に入れてくれて言われて入ったんでしょから。ということは、やっぱり管理する責任があると思うんですよ。

当面、都市計画区域内の適正な管理、ここに的を絞ったら、私は法律読んでみたら参考になったんですよ、都市計画法なんですけどね。都市計画法第2条では、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのために適正な制限ってあるんですよ、適正な制限のもとにこの土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とすると、こうなっちゃう。その後、3条、これは地方公共団体及び住民の責務なんですけどね、国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。ここはいいんですが、次に、都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3、国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。これ第3条なんですけど、これはやっぱりここを根拠に、用途地域内の方については、適切な都市環境を形成するために努めなければならないとなっておりますから、その維持管理も含めた、私はやっぱり努力してもらわないと困るんですよ。

何らかの根拠がないと行政のほうも指導できんというのが一番の回答でした。そうすると、つい景観を守ってくれなどというじゃなくて、やっぱり都市計画上こういう規定がありますから、ここを活用して何らかの土地所有者、管理者に対して、行政から指導できる根拠をつくる必要が

あるんじゃないかと思いますが、これについてのお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

都市計画法は昭和45年4月1日に施行され、平生町も昭和47年3月24日、町内全域を都市計画区域として指定しております。

都市計画の形成により社会資本は充実されつつあるものの、その一方で適正に管理されていない土地が増加傾向にあります。都市計画法第3条の趣旨に基づき、適正な管理を求める。条例制定できない区画などもございますが、国、地方公共団体及び住民の責務として、都市計画法第3条では、都市の整備、開発その他の適切な遂行に努めなければならないと規定されております。

都市計画法第2条での基本理念にございますように、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること並びにそのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことと定められており、今後、近隣市町や県内の動向を踏まえ、都市計画での調査研究をしたいと思っております。

喫緊の対策といたしましては、本町では快適な環境づくり推進条例において、平成15年4月1日から施行しております、その第7条に、美化の保持の状況により美化の保持に努めるよう、町民、土地所有者の方々へ対し啓発し、また、特に適正に管理されていない土地に対する指導の強化については、第8条での空き家の適正管理、第9条での空き家の適正管理を踏まえ対策としてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 11月の半ばでしたか、この雑草のいろいろなご意見持った方と役場との間に入っている議論をしてきました。それで、現地に行って相談をしておったら、坂の下と豊田の間の地域なんです、今朝イノシシが出たと言われたんですよ、その家のすぐところに。朝8時半頃でしたかね、私が行ったのは11時頃でした。そうしたら、その家はちょっと土地が造成が高い。どこですか見てたら、下にイノシシがおるんですよ。大きな1メートル以上あるような大きなイノシシが、大分太った子供を2つ連れて、人間見ても、ひょんひょんひょんひょん、慌てて逃げる様子もなく。ここに住みついているんじゃないかって言っているんですよ。ですから、山に帰らないで住みついてしまっているんですよ。それは産業課長も認識は同じようです、話ししてみましたが、あそこの看板が、イノシシが出ますって書いていますが、住みついております、なんですよ。何だかんだ、一般的な景観条例だけではとてもじゃないが追いついていかないと。

特に用途地域内は、地権者が責任を持てもらうという発想がないと、これイノシシの巣を作ってしまう状況なんですよ。これからだんだんまだ茂ってきますよ。各地にずっとイノシシが

渡り歩くような状況もありますんで、ぜひこれはもっと一歩踏み込んだ考え方なり工夫をしていただきたいんですよ。とにかく民家のまへりにイノシシが住みついている状態なんです。用途地域が適正に管理されてないからそういうことになっているんです。この点はちょっとお願いをしておきます。これまた今後、取り上げてまいりたいと思います。

3点目、介護保険制度についてです。

今、町は第8期の介護保険制度の計画、来年の新年度からの計画を準備しております。最近の新聞に介護保険料滞納差押え最多とか、滞納に関する資料がいろいろよく出てましたから、ちょっとどうも私も気になりましたから今回詳しく調べてみました。

もともと介護保険が始まったときに、年金18万円以下の人は普通徴収で、あとの人は年金からの特徴ということで、この普通徴収の人が生活が苦しいというんで滞納が発生するというのは当初から予想されておりましたから、私はそのことだけをずっと念頭に置いてきたんですよ。それで、今回いろいろ調べて、特に職員の皆さんにいろんな資料を作っていただきました。介護保険始まってからのずっといろんなデータをそろえていただきまして、よく理解をできてその分析もしてみました。

でも、その結論としては、今、介護保険の滞納をどう抑えるかという、やっぱり工夫をしてくんといけんのじゃないかという気がするんですよ。これについて今の取り組みの状況、滞納の状況、今後の取り組みの状況についてお尋ねをしておりますからお答えいただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

介護保険料の滞納の現状と対応及び今後の在り方についてお答えをいたします。介護保険法は高齢化が進行する中で家族の介護の負担を軽減し、社会全体で高齢者を支えることを目的として、平成9年12月17日に公布され、平成12年4月1日から施行されております。

制度運営に係る財源といたしまして、公費で給付費の50%、保険料負担分で給付費の50%を賄うことになっています。介護保険制度が運営後、被保険者は法律上、強制的に介護保険に加入することとなり、必要な保険給付が補償される一方で、保険料を負担する義務を負うこととなりました。

保険料の納付方法については、年金天引きによる特別徴収と普通徴収があり、原則的に65歳以上の方で国民年金や厚生年金などの年金受給額が年間18万円以上などの条件を満たす人が特別徴収者となります。特別徴収の条件を満たさない人は普通徴収となり、年間の保険料を8期の納期で納付することとなりますが、普通徴収の方は低所得者が多く、保険料の滞納が発生しています。

本町における制度開始からの介護保険料の不納欠損者は延べ747人、不納欠損額は累計で

2,347万4,610円となっております。

本町といたしましても、被保険者間の公平性を図る観点から保険料未納者に対し督促状の発送、文書勧告、要介護認定申請時の説得などの取り組みにより、未納保険料の徴収に努めてまいりましたが、未納保険料については原則2年を経過した場合、徴収権が消滅しますので、徴収不能となった保険料は不納欠損として処理することとなります。

また、未納や不納欠損がある場合、一時的に保険サービスの全額自己負担や給付額の減額など介護保険法に基づく給付制限を受けることとなります。今後、介護給付費の増加や第2号被保険者世代の減少により、1人当たりの保険料負担が増加する一方で滞納者が増加するおそれもありますが、介護保険制度の公平性を保つため、滞納者を減らし、収納率を上げることは必要不可欠でございます。

しかしながら、低所得者からの徴収については、本人の生活に直接影響する場合もあり、慎重な対応を行う必要もあると考えております。また、今後、生活困窮者が給付制限を受け、自己負担額の支払いができないことで介護サービスが利用できなくならないように、関係機関と情報連携を行い必要な対応に努めてまいります。

なお、低所得者に対する保険料軽減の取り組みとして、高齢化に伴う介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で制度を持続可能なものにするための対策として、平成27年度から第1段階の対象者の保険料が軽減されております。また、令和元年10月の消費税率改正に伴い、低所得者への影響に配慮するため、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯を対象に保険料の軽減が行われております。

今後につきましては、現在、第8期の介護保険事業計画を策定中であり、介護給付費準備基金の取崩しを行うことで介護保険料の試算を行いたいと考えております。また、段階区分ごとの保険料負担割合につきましても、今後の事業計画策定の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ご答弁ありがとうございます。一般的な答弁だったと思いますし、予想の範囲内なんですけど、職員が作られた資料ですから見ておられると思う。介護保険料が今これまでの不納欠損額は町長が言われたとおり、約2,347万円幾ら。総額が3億400万円ですから、これまでの不納欠損額は全体の普通徴収分の7.7%になるんですね。最近見ても、大体10%近くが不納欠損で落ちておるんです。

低所得者じゃからしょうがないじゃないかという面も一面はありますが、私もそう思ったんですよ。ところが、これ見られたと思うんですが、不納欠損者のいわゆる保険料の段階ですね、各段階、一番安い保険料が低いところは第1段階ですが、介護保険料が始まった頃には、第1段階や

第2段階、第3段階、4ぐらいまでがだんだん滞納が生じてるんですよ。それで不納欠損で落としてきているんです。それ、一番低いところだけじゃなくて、ちょっと下のほう、第4段階……。それで、年がたつごとに、いわゆる6段階、7段階、8段階、9段階という方向で収入があるだろうということで課税されている方の不納欠損が増えてきているんです。

むしろ第1段階の方とか、普通徴収の方がどんどん減ってきておりまして、始まった頃には785人ですが、19年度は410人ですから25%ぐらい減ってきてますね。したがって、今滞納になっておるところはそこもですが、比較的保険料の高い方が滞納になって、2年間で不納欠損で処理されているんですよ。ここが問題なんですよ。

それで、どうして起きるかという、不納欠損が起きるためには、特徴は100%ですけど、18万円以下の方はもう全部普通徴収です。調べてみたら、65歳になって課税が始まると普通徴収なんです、一番初めは。そして年金に送って、年金から天引きされる間は普通徴収なんです。そこが滞納になっているんですよ。ちょっと滞納の分析をよくしてほしいんです。だから、低所得者だけでなく、比較的高いところが不納欠損で落ちてるということはそういうことなんです。

これ聞いてみたら、やっぱり1年近く、8か月とか9か月ぐらい特徴に移行するのにかかるらしいんですがね。だから、その年は払わないで、次からほったらかして年金で引かれると。2年たったら時効で落とすと。これを繰り返しているんですよ、この表見たら。それはやっぱりあまり平等じゃないと思うんですよ。

それと、先ほど申された、いわゆる介護サービスの支給停止とありますが、この人たちはかかるんですよ。1年以上とか1年半とか続けたら支給停止になりますけど、その年だけ欠損を落としたんじゃ、もう払わん得という状況もあります。ですから、どうあってもやっぱりそういう滞納の方の資産調査やいろいろして、ある程度は……。低所得者をどんどんやれと言うんじゃないですよ。全体の資産調査をして、払う能力があるのかどうか、ちゃんと分析をしていかんと、2年という短期間で時効になっていきますから。こういう事態が起きるんですよ、この表見たら。ここんところは研究していただきたいと思うんですよ。

それで、どうしてなかなかこうならないかという点が、やっぱり体制の問題があると思うんですよ。事務分掌表を見てみました。ほとんどこの業務を介護保険料の賦課徴収に関することって、1人でやっているんですよ。ここもやっぱりなかなか滞納者の督促、指導、特に指導が要ると思うんですよ、特に低所得者に。生活保護に移行できればいいですが、ぎりぎりの人もおりますから、介護保険について丁寧に指導して理解をしていただいて、できるだけ支払いをして保険料を払ってもらおうと。担税能力がある方についてはちゃんとした、毅然と措置を取ると、そういう方向が私は要るんじゃないかと思うんです。ちょっとこの点についてのお考えを聞いて

おきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、その部分は何も対応していないというのが状況だろうと私も思っていますが、ただ、人を減らしてきたのでこういうところにも影響は出てきているんだろうとは思いますが。一人でも充てればいいんですけど、そうはいっても、今いる人数の中でやっていかなきゃいけないんで、どういう対応策が取れるかも含めて、ちょっと検討させていただこうかなというふうに思っております。何かいい案が出ればいいんですけど、どういう対策ができるのかも含めて、ちょっとよく検討・研究しようと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最後ですから、ちょっと次の8期の計画のこともありますので話しておきます。今話をされた、どういうことができるかということなんですが、以前、徴収対策室というのを作っておりまして、このときは、これも介護保険料も原課から上がってやってたんですが、とにかく資産調査とか何とかするノウハウは無理ですよ、今介護の担当者に。そうすると、税務課と共同してやっていく。多分ほかのいろいろな関連するでしょうけど、徴収対策室があったときのような、収納の納税の担当でできるのかどうかという面は検討せんとはいけませんけど、やっぱりどうあっても税務課と協力していかなとこの仕事は進まんとするんです。

その協力体制を0.5の人間を増やしてでもいいですから、それなりの体制をつくって行って、低所得者に対してはちゃんとした介護保険についての指導をする、払えるのに払わぬ人は毅然とした態度を取る、しっかりした対応をしていただきたいです。

それと、先ほどの答弁の中で第8期の介護保険料の設定について、基金を取り崩してできるだけ抑えたいという話がありました。そういう気持ちになるのはよく分かるんですよ。しかし、これはちょっと危ない橋ですよ。これからいわゆる団塊の世代がどんどん75歳以上になって、いわゆる25年問題というやつですよ。21年、2年、3年、21年から大体そういう、私がちょうど75ですから、来年から団塊世代が75から入り始めるんです。平生町の人口構成でどうなっておるか、それは数字見たら、よく調査をされておると思うんですけど。いずれにせよこれから先、団塊の世代が75歳を超えてきて、25年までには全てが介護保険の対象者になってくると。

それともう一つ、厚生労働省の調査で国民生活基礎調査というのがあるらしいんですよ。これ、3年おきにずっとやってる。そこでいわゆる介護保険の方々の基本的な調査をしておるんですよ。私はそれ中見てないんですけど、それを読んだ、研究した臨床社会学者という人が書いた文

章を読んだんですが、介護保険が始まった頃には80代がやっぱり一番多いかったんですよね。これは当然。そして、次に70代、90代というようになっていったらしいんですが、19年の調査では、今までどおり80代が42%です。90代以上が25%です。その後は70代になって、お年寄りが元気になっているんですよね。そして長生きしておるんですよ。これはいずれ介護保険に入ってくるんですね。その90代以上の家庭の状況を見ると、80代の人を支えておると。介護している。いずれ行きつくところまで行ってしまうほどの、いわゆる人口の長寿社会といえは長寿社会ですが、そういう状況があるんですよ。これが国民生活基礎調査の結果です。それを研究した人が書いた文章です。だから、これは言いたいのはここが一番言いたかったらしいんですが、自助と地域の互助力でこの長寿社会は乗り切れるはずがないって書いてあるんですが。

それはええとして、いずれにしても、ちょっと慎重に今の基金も運用していかないと、必要になったからって急に上げないけん事態も生じますから、そこのところよく考えて、いずれにせよ今8次の計画で今のようなことも調査をされておると思いますから、十分気をつけて8次の検討はしていただきたい。いずれ3月には出ますから注目をしておきたい。

今回、よく私も勉強させていただきましたが、最後に1つ言っておきますが、不納欠損で落とす、現年分を取る、滞納分を徴収するという努力をするでしょう。町の介護保険の特別会計の歳入の欄に滞納の徴収額は1,000円ですよ。ずっと1,000円です。いわゆる大体10%ぐらい取っているんですかね、今までずっと決算見たら。ところが、もう穴空けでずっと来ているんですよ。滞納分は徴収しませんよというような予算書なんですよ。私もこれ今まで不注意でごめんなさいですけど、これはちょっと、いわゆる穴空けで1,000円って組んであるだけなんです。これがやっぱり滞納に対する行政の予算の姿勢だと思いますから、これはちょっと付け加えておきたいと思いますから、これも含めて検討していただきたいと思います。

以上です。ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そういうことも含めて、第8次計画策定に対して十分参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、あらかじめ通告している順番に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナの感染予防についてお尋ねをいたします。

この原稿を書いているのが9日だったので、9日の日には新型コロナの感染者が、1日として

は国内最多の2,802人が確認されたという報道がありました。昨日は3,000人を超えたということで、感染拡大は広がるばかりでいつ収まるのか。収まるような気配がないのが今の現状です。また、医療崩壊に直面している自治体も見られ、感染予防は待ったなしの状態になっていると思います。そうした中でお隣の広島県や北九州市、函館市、静岡県三島市などが感染拡大を食い止めようとPCR検査の拠点を拡充や検査対象の拡大など、こうしたことに乗り出す自治体が増えてきています。

そこで、第1点として、クラスターの発生を未然に防止するため、医療、介護・福祉施設、学校、役場など先手を打って検査すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

そして、今多くの都道府県がこうした検査に踏み出せない原因に、国がその費用の半分しか見てくれないという現状があります。また、検査体制にしても、山口県では地域外来・検査センターが14カ所に増やされ前進をしていますが、1日当たりの検査数は全県で2,200と聞いています。まだまだ不十分ではないかと思います。

2つ目として、クラスターの発生を未然に防止するため、そのための環境を整えるように町としても県や国に働きかけていくべきだと思いますが、町長にそのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルス感染症予防に係る質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染状況ですが、連日マスコミの報道でもありますように、国内の1日当たりの新規感染者数が過去最大を更新し、クラスターも各所で発生し、さらに重症患者も急増し、それに伴い死亡者数も増加し、医療提供体制に負荷がかかっている状況にあります。

県内でも、山陽小野田市、山口市、岩国市の飲食店や岩国市の病院でクラスターが発生しました。クラスターの発生を未然に防止するため、先手を打って検査すべきではないかとの御質問をいただきましたが、大都市などの感染が拡大している地域で未症状の感染者をいち早く発見し、隔離することでクラスターの発生を抑止する場合には有効な手段であると考えておりますが、実際、東京都も新宿歌舞伎町などで感染が拡大した際に、特定の店舗を対象に集団検査を実施した事例もありますが、町内ではいまだに感染者が確認されていませんし、感染も拡大していない状況にありますので、先手を打って検査を行う状況ではないというふうに思っております。

しかし、住民の安心感醸成のため、PCR検査体制の強化・拡充は必要でありますので、9月29日に柳井地域外来・検査センターを開設し、さらにかかりつけ医による診察・診療とPCR検査が同時にできるよう、県が11月1日から診察検査医療機関の指定を実施したところでございます。

これらの検査体制整備により、身近なかかりつけ医などでPCR検査を受けることも可能となりました。ただし、感染症を予防するためには、身体的な距離の確保、マスクの着用、手洗いや

3密の回避など新しい生活様式の実践が何より重要であることに変わりはありません。

なお、環境整備として、PCR検査体制の強化や医療提供体制の整備については、機会あるごとに県・国に対して働きかけを行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） だんだん感染の場所というか、岩国あるいは小野田と、この地域にもだんだん近づいている現状ありますけど、今のところまだ平生町では感染者が確認されていないし、先手を打つという状況ではないと思うが、引き続き働きかけてはいきますという、こういうご回答だったと思います。

それで、今、医療崩壊寸前まで来ている旭川市のことがよく出てくるんですが、日本医師会の会長さんとか、あるいは政府の専門家会議の代表を務められておられる方の発言を聞いていますと、ああいう状況というのは、日本全国いつでも起こり得ることなんだという発言が度々マスコミらでも報道されておりますが、いつ我が町もそういう状況になるか分からないということでの認識は持っていて、引き続き、特にやっぱりPCR検査に対しての国の補助金というか、それは地方に半分は持てというのではなくて、全額やっぱり国の責任で検査は集団的には行ってもらおうというようなところでの働きかけを引き続き強めていただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 引き続き、国・県に要望をしてまいりたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、2つ目のコロナ禍から地域経済を守るということで質問をいたします。

帝国データバンクによると、新型コロナによる経営破綻は12月9日現在で全国で783件とされていますが、行き先の見えない不安の中で、年末にかけてさらに倒産・廃業が増えるのではないかとというふうに言われています。

こうした中で、平生町では複数回にわたって独自の支援策が取り組まれてきました。そうした中で、住民が在宅学習やテレワークを行う場合に必要となるインターネットサービスの基盤整備を行う予算が独自支援の第3弾で組まれましたが、このことについて待ち望んでおられる方々から、どうなっているのでしょうかという声も寄せられておりますので、その進捗状況について一つお尋ねをいたします。

それから、独自支援の第2弾では、事業再生支援事業、売上の減少の生じた町内の小売業、飲食業、農漁業経営者などに対して経営支援のための助成金が支給される事業と、地域経済応援

事業、町内で使用可能なプレミアム商品券の発行事業で、全額売り切れたという御報告が先ほどありましたが、これらは受付は今終了となっています。今の現状を考えると、事業を継続すべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

それから、コロナの最前線で頑張っておられる、まだこの地域にはそれはないのですが、病院、介護施設などコロナのことで影響が出ていると思われる施設に対して、第2弾、第3弾で支援金が給付されたところですが、この間、少なからぬ影響があるとは思いますが、事業が円滑に継続できるための処置を取るべきではないかと思いますが、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、情報通信基盤整備事業につきましては、佐合島を除く町内全域で光インターネットサービスを利用可能にするため、本年8月に事業者の公募及び審査を行い、Kビジョン株式会社に決定しております。

事業実施に当たり、国庫補助を受けるため、10月に事業者から総務省に補助申請を提出しておりますが、現在審査中となっております。今後、補助金の交付決定を受けた後に速やかに事業に取りかけられるよう、事業者で準備を行っている状況でございます。

なお、事業の終了時期は令和3年度末となる見込みでございます。

次に、本町では、町内事業者の事業継続を下支えするため、緊急事態宣言下で影響が大きく表れた小売店、飲食店、生活関連サービス業等を対象に6月から7月末まで、また、すぐに影響が表れにくい漁業者、農業者については9月末までを受付期間とし、事業再生支援事業を実施し、補助金を114件支給いたしました。

次に、長引く状況下で、幅広い業種において経営に影響が及んでいると考え、建設業、製造業等を営む事業者を対象に、8月から10月末までの間を申請期間とする町内事業所支援事業を実施し、28件に対する助成金を支給いたしました。いずれも1事業者につき20万円、家賃加算5万円を上限として助成金を支給したところでございます。

また、地域経済応援事業として8月末から販売したイタリアーノひらおプレミアム付商品券の飲食店用、小売店用各1,000セットは既に完売しており、町内の消費需要が喚起されることで、地域経済の活性化並びに町内事業者の支援につながるものと考えております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、どの支援策も効果的に活用いただけるように周知徹底及び速やかな支給事務を進めてまいりました。

これら事業につきましては一旦終了となっておりますが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、依然として多くの事業者が先行きに不安を抱えている状況が続いていると認識をしております。今後も、社会情勢を注視し、商工会、金融機関、雇用関係団体からの情報

収集を行った上で、状況を見極めながら必要に応じて支援策を実施していかなければならないと考えております。

次に、病院、介護施設など影響の出ていると思われる施設に対し、事業継続のための措置をとの御質問にお答えをいたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、医療機関や介護保険サービス事業所などに対して、事業継続のための支援策を講じてまいりました。

具体的には、介護保険サービス事業所を運営する法人に対して、1法人当たり10万円の事業継続支援金を6月に支給いたしました。また、第2次の臨時交付金事業として、町内の病院や一般診療所などに対して、100万円から25万円の応援給付金を8月から9月初旬にかけて支給いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染症防止対策として、介護保険サービス事業所が行う環境整備等に対して、最大20万円の補助金を交付する事業も行っております。

なお、県も医療機関や介護保険サービス事業所が行う環境整備に対する補助事業を実施しております。また、国においても医療従事者や介護保険サービス事業所の従事者に対して慰労金を給付する制度を創設し、支援を行っております。

このように、事業継続のための支援措置を国・県・町それぞれが実施しているところですが、今後も新型コロナウイルスの感染状況や、それに伴う医療機関等への影響を注視し、状況を見極めながら必要に応じて、支援策等を実施していかなければならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほどの答弁で、インターネットのサービスの基盤整備につきましては、あの事業が順調に進められていて、今国庫補助金の申請がされて、その決定を待っている状態だと。事業者も決まっているということで、引き続き進めていただけたらと思います。

それから、新型コロナのことでいろいろ影響を受けておられる町内の業者の皆さんに対してのことについてなんですが、依然厳しい状況にあるという認識では、町長もそういう認識をされておられて、必要に応じて支援策は講じていくということでありましたので、それでよろしいかと思いますが、特に、介護施設のところは、それでなくても介護保険でいろんな事業をやっても、一つの事業をやって、それに入ってくる収入というのがそんなに高なくて低く抑えられているので、事業所の経営そのものがかなり大変な状況になっているんじゃないかと思います。

それに加えて、今度のコロナのことで、事業所に行く介護を受ける人だとか、あるいは在宅で介護を受けておられる人とか、そういった人たちが少し手控えをされているというような状況もあって、なかなか厳しい状況にあるんじゃないかと思います。

そういう点では、要するに施設の整備とかのお金も大事なんですが、やっぱり事業そのものが継続できるような形での給付が必要じゃないかと思いますので、その辺のことについて、もう一度ご答弁を頂けたらと。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 影響は出ていると思いますし、いろいろ大変ご苦勞をされているところもあると思いますので、これらをよく注意しながら見ておいて、やはり手当てが必要ということであれば、ちゅうちょなく手当てをしていくという考えでおりますので、よく状況を見極めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは3番目の……。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。3番目からね、次がね。再開を2時10分といたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、3番目の業務量に見合った正規職員の確保ということで質問をいたします。

日本共産党の山口県委員会の発行する山口民報という新聞がありますが、その報道で見ると、平生町の場合、職員の非正規の割合が58.3%になっている。さらには、メンタルヘルスを患う職員が、職員数の3.48%であると、こういうショックな報道がありました。

そういうことで町長にお尋ねをいたしますが、1つは、非正規職員の割合が6割近くになっているが、これで行政としての業務は円滑にこなされているのでしょうかというのが1つです。

それから、2つ目にメンタルでの休業が3.48%ということになるので、人数にすれば4人ぐらいになるかと思いますが、こういうことになるということとして、過労死ラインを超えるような働かせ方になっているのではないかと思うんですが、その辺についてお尋ねをいたします。

それから、3つ目に今年度から非正規の方は会計年度任用職員となりましたが、そのときの質疑の中で、高卒初任給が基準になるので、今よりは時給が下がるようなことはない、このような答弁がありました。どこからどう考えてみても900円に満たないような金額だと思いますが、会計年度任用職員の処遇について、これについても改善をしていく必要があると思うんです。

がいかかでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

基本、自治体の非常勤職員につきましては、教育・子育て等をはじめ様々な分野で活用されており、その総数は平成28年4月時点で約64万人となっており、地方行政の重要な担い手となっているところでございます。

その任用等におきましては、各地方自治体で様々な運用がされていたことから、平成29年5月地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度がスタートいたしました。

本町におきましても、会計年度任用職員を任用しておりますが、御質問にございますように、その任用数は4月時点で147人となっており、正規職員を上回る人数となっているところです。

主な職種、分野としては、学校支援員、給食調理員などの教育分野、保育士、児童クラブ支援員などの子育て分野、地域交流センター職員、集落支援員などのまちづくりの分野となっております。パートタイム勤務によるシフト制で業務を行っている職員が多いことから、多くの人数を任用いたしております。

お尋ねの、業務は円滑にこなせているかということですが、何とかこなせていると言った状況であり、新たな制度の創設などにより、資格を有する人材が新たに必要となる業務などによっては、人材不足が課題となっている職場が見受けられるところでございます。

厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的、効率的な行政サービスの提供が重要なことから、ICTの活用、民間委託の推進により、業務改善を進め、簡素で効率的な人員構成としていく必要があります。

今後におきましては、公務の運営においては任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とした上で、会計年度任用職員の任用を考えることとし、その職種の設定にあたっては、それぞれの職の必要性を十分に検討した上で、民間委託によって現状よりも効果的、効率的な行政サービスの提供が可能になると判断できる場合には民間委託を検討するなど、適正な人員配置に努めてまいります。

過労死のお話がありました。過労死ラインとは、健康障害に至るリスクが高まる労働時間のことであり、その健康障害が労働に起因するものと認定する基準のことを言います。健康障害の発症前の1か月間に100時間、あるいは発症前の2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関係性が強いと評価できるとされております。

民間企業においては、労働基準法の改正により2019年4月から大企業に、2020年4月から中小企業に時間外労働の上限規制が導入され、1か月45時間、1年間360時間が上限とされました。また、臨時的に労働させる必要がある場合には、1か月100時間、1年間720時間の上限が設けられております。

本町においても、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の施行により、原則として同様に規定をしておりますが、特に緊急に処理することを要する場合には規定する時間を超えて時間外労働を命じることができることとなっております。

昨年度、月100時間を超える時間外労働はありませんが、今年度においては特別定額給付金給付事業に関して5月に3名、6月に1名発生しております。しかしながら、近年の社会環境の変化等に伴い、各種分野において従来に比べ業務量が増加しており、恒常的に時間外労働が発生している部署が見受けられます。このような状況は、職員の健康不調につながる恐れがあるため、今後におきましては恒常的な時間外労働が発生しないよう、適切な人員を確保してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員の処遇につきましては、令和2年度から一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用服務規律等の整備が図られているところでございます。会計年度任用職員の給与水準の考え方につきましては、常勤職員に適用される勤務状況及び初任給基準に基づき、学歴、免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定することとされております。

具体的には、各会計年度任用職員と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めることとなります。

本町におきましても、この考え方の下、各職種について常勤職員に適用される給料表を基に金額を定めているところであり、資格の有無及び各職種間のバランスを随時精査しながら、職務に応じた適切な金額となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初の1問目の質問に、業務は円滑にこなされているのでしょうかというところでは、何とかこなせていると。奥歯に何かが挟まったような表現でしたが、それで人材不足になっている職場もないわけではないというような答弁であったと思います。

皆さん、一生懸命頑張って仕事をされて、夜の9時10時でも結構役場で明るいところが多いんですけど、やはり正規の職員というのが、先ほど平岡議員さんの質問の中でも介護保険料の滞納のことで、徴収のこととか話がありましたけど、やっぱりちゃんと必要な人員は確保されていて、できるだけ全体に無理がかからないように、そういう意味ではちゃんとした正規の職

員で職務がこなせるようにしていただく。引き続き、そういうことで対応していただきたいと思っています。

それから、メンタルでの休業が目立つがというところで、恒常的に時間外労働が発生しているという現状は、先ほどの答弁の中で認められましたけど、それは1番のほうの質問にもかかっていくわけですが、非正規の方で対応するというのもこれまでやってこられたんですけど、やはりちゃんとした正規の職員の方でゆとりを持って、やっぱり対応できるような体制をつくっていく必要が要るんじゃないかと思います。

以前、コロナのことで、これからどんな状況が起きるか分からないので、そういう状態に対して町長も覚悟を決めて職務にあたってほしいということを行ったことがあると思いますけど、やはりそういう、今回のようなコロナの問題のような大きなことが起きたときには、ここの行政がある程度ゆとりを持って仕事ができるような体制でないと、そういう状態に耐えられないんじゃないかと思うんです。そういう点では、やはり非正規の方に頼るのではなくて、常勤の方を増やして、いろんな問題に余裕を持って対処できるような体制で取り組んでいただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の方の処遇の改善ということで、それぞれの職種に応じて、常勤職員の方の給与表を基準にして適切に対応しているということでありましたが、ここでもう1つ、会計年度任用職員さんについては、1年1年の契約になると思うんですけど、職種によってはやっぱり継続してやってもらうほうが都合のいい職種もたくさんあると思います。

そういう点で、そういう再任を妨げないような対応が取れるような仕組みが今、できているのかどうなのかということが1つと、処遇については常勤職員の給与表をその職種に当てはめて適切に対応しているということでありましたが、その辺は適切にと言われるんですけど、適切でないという証拠も握っているわけではないので何とも言いようがありませんけど、やはりそこはちゃんと対応していただけたらと思います。

以上、再質問です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 正規職員につきましては、確かに足りない部分はあるかもしれませんが、財政もありますから余分にたくさん採っておけばいいというものでもないと思いますので、適正に判断をさせていただいて、職員の数を決めていきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員の処遇ですけれども、例えば会計年度任用職員の再々度の任用の給与適正につきましては、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との均衡を考慮しながら考えていくこととしたいというふうに思っております。そのため、現行の報酬表の見直しも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 会計年度任用職員の任用というのは1年区切りなので、職種によっては継続されたほうが行政にとっては都合のいい場合もありますので、その辺についてはどういうふうに対応されますかというのが先ほど質問の中にあっただんですけど、それは今からの答弁でお願いいたします。もうちょっと質問しますので。

それと、民間委託の推進によりというのも、職員が無理な状態で働かなくてもいいようにするためには民間委託の推進とかというのが2カ所ぐらい答弁の中に出てきましたけど、ここは少し私も気になる場所なんですけど、具体的にどういふところというわけではないので、今日はそこについては特に言いませんけど、会計年度任用職員を再度任用する場合の道をどうつけていくのかということだけご答弁をいただけたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申したつもりなんですけども、会計年度任用職員は1年間ですが、その次の年もまた同じ方を採用するということはございます、当然。そのときに、先ほど申しあげたのは常勤職員は昇給していくので、それを含めて会計年度任用職員についてもそういう、昇給じゃないですけども、そういうことも考えていきたいという答弁をさせていただきましたのですが、これからそこは検討させて……。まだ、1年間しかやっておりませんので、その辺をどうするかというのはちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、最後の質問になりますが、介護保険料についてお尋ねをいたします。

3年に1度の介護報酬改定に向けた議論が厚生労働省で行われていますが、度重なる報酬引下げに加え、新型コロナ危機の下で介護事業所はかつてない危機に直面をされていると言われております。同時に、今年度は次期介護保険事業計画の策定年度であり、介護保険料の改定も必要になります。

平生町では、現在、介護給付準備金が当初予算のときには1億600万円程度であったと思います。そして、9月の補正で約2,500万円積み立てたので、現在1億3,000万円の準備金があるというふうに私は理解をしております。

先ほど平岡議員さんの答弁に対して、こうした準備金を使って引下げも考えていますという答弁を町長はされましたが、私も質問を、この準備金を活用して高齢者の負担にならないような保険料に改善すべきではないですか、お尋ねをいたしますというのが第1番目の質問です。

それから、現在保険料は10段階に分けて徴収されております。1段階からだんだん所得の金

額が上がって、最後の10段階が年間所得500万円以上の方ということになっておりますが、
ということは1,000万円、2,000万円、3,000万円と所得があっても500万円以上
ということで一くくりになっているわけなんです、私はこれを500万円の上に700万円以
上とか1,000万円以上とか、そういうランクというか新設をして、所得の多い人からは所得
に見合った保険料を徴収すれば、保険料の収入も増えて若干の引下げも可能になるのではないで
しょうかということで、2つ目の質問といたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 高齢者の負担にならず、また高額所得者に見合った介護保険料をという
御質問をいただきました。

介護保険料につきましては、介護保険法第129条第2項の規定により、介護保険法施行令第
38条で定められた基準または第39条で規定する市町村が定める特別な基準に基づき、市町村
の条例で定めることとなっており、この法令の規定に基づき65歳以上の介護保険料は3年に
1度見直しをされます。

現在、第8期の介護保険事業計画を策定中でございまして、介護給付費準備基金の取崩しを行
うことも含めて、今後保険料の試算を行いたいというふうに考えております。

また、段階区分につきましても、保険料の負担割合につきましても今後の事業計画策定の中で
検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 3点ほど一般質問をいたします。

まず、1点目です。学校給食費の公会計化及び地方公共団体による徴収についてです。質問す
る理由を申しあげて質問事項、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、11月4日のテレビのニュースだったんですけど、ちょうど私、仕事から帰りまして
6時15分過ぎぐらいだったと思うんですが、テレビのニュースで学校給食費の公会計化等は必
須かのような内容のニュースを耳にしたもので、ちょっと調べてみようということがまず1点。

それと、そのニュースで思い出すのが、過去に私、同様の趣旨で、学校給食費の問題について
少し一般質問させていただきました。そのときの趣旨は、学校へ児童が現金を持っていくことの
危険性及び各学校給食会計の透明性の確保の観点というようなことの趣旨から公会計化、また、
町が徴収することについてという一般質問をした記憶がございます。その当時から、当時平生中
学校から、もう口座振替という処置も一部、ずっとは行われていたと記憶しております。

それで、まず1点目。学校給食費の公会計化等の推進状況調査への対応はということでお尋ね

いたします。

先ほど言った11月4日のテレビのニュース、学校給食費の公会計化等は必須というのは、実は、文科省が学校給食費の公会計化等の推進状況を地方公共団体へ公会計化等を実施済み、準備検討中、実施を予定しないの3区分で調査を行ったと、実は発表したことによるニュースだったんです。

それで、文科省のほうでは、教員が本来行うべき業務の確保策として学校給食費の公会計化及び地方公共団体による徴収を推進していくとのことだったんですが、推進状況調査の結果、特に都道府県単位、これ一覧表として公表されているわけなんですけれども、当町ではどのように回答をされたんでしょうか。確認するとともにお尋ねをさせていただきます。その都道府県の一覧表は、質問の資料としてお渡ししていますのでお分かりいただけると思います。

2点目です。学校給食費の公会計化等の判断はということです。私、先ほどの質問する理由の中で申しあげましたけれども、必須化のように実はニュースの内容、そのとき画面は見えていなかったんですけど、ちょっとほかのことをリビングでしていたんですけども、実は、本当かいのと思ってニュースの……調べたんです、それは先ほども申しあげました。

そのためには、新聞等ではなくて大臣記者会見はどうだったのかと思い、すぐ検索、調べてみました。そうすると、先ほども申しあげましたように会見の内容は、確かに文科省は教員の本来担うべき業務の確保策として学校給食費の公会計化及び地方公共団体による徴収を推進していくというようなことを述べられているんですが、私が気になった、この質問をするきっかけとなった部分は、萩生田大臣です。以下のように述べられているんです。

給食費の公会計化等の導入をやるかやらないかは、小規模な自治体、例えば町村に中学校1校、小学校2校、そんなに負担なく現場で行われている例もあると思うので、各自治体の判断があってもいいと思うというふうに発言をされた。これ、新聞等では一切触れられたニュース記事はなかった。私が聞いた、最初にちょっと勘違いをしたように、公会計化等は必須ということです。そのような考え方。

それで、大臣の会見を確認しますと、自治体の判断によってしてくださいよということを自治体のほうに投げかけられていると思うんです。そこで、この学校給食費の公会計化等、そして地方公共団体による徴収についてお尋ねさせていただくわけです。本町の判断について所見をお尋ねをいたします。

まず1点目は2点ほど、以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、学校給食費の公会計化及び地方公共団体による徴収についての御質問にお答えをいたします。

学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度、これを採用することを学校給食の公会計化ということについては、既に御案内のとおりでございます。

このたび公表された学校給食費の公会計化等の推進状況調査、これは中教審——中央教育審議会が昨年1月の答申におきまして学校における働き方改革、教員の業務負担軽減の観点から、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされたことから行われた、現状を調べる調査でございます。

文科省においては、昨年7月、学校給食費徴収管理に関するガイドライン、これを公表いたしました、この学校給食の公会計化の推進を図っておりまして、実態としては、全国ですけれども、平成28年度の約18%からこのたびの調査では26%というように、全国的には公会計化が進み、導入の準備検討をしていると答えた自治体を含めると、約57%になることがこの調査で示されております。

本調査への本町の回答については、現在導入についての準備検討を現状していないこともございまして、導入を予定していないと回答をいたしました。この調査では、県内の9市町が予定していないと回答をしていると公表をされています。

続きまして、公会計化に係る本町における判断についての御質問でございますが、まず各学校の給食会計の業務負担の実態についてお答えをいたしますと、平生小学校そして平生中学校は口座振替により集金を行っています。こうしたことから、町内学校への集金業務に係る担任の負担状況につきましては、教員の負担は大きいものはございません。しかしながら、事務職員の負担は大きいものがある。これが実態でございます。

給食費を公会計化することで見込まれる効果としては、教員、事務職員など学校の事務負担の軽減、これに加えて、経理面の管理、監督体制や、監査機能が充実することによる透明性の向上、あるいは不正の防止、こういったことが挙げられます。

しかし反面、システムの導入、改修、運用に係る経費や財政部局等との協働といいますか、一緒に考えていかなければいけないところが必要になってまいりますし、また、人員の確保、こちらも大切なことになってまいりまして、クリアすべき課題も実は多くあるというのが現状でございます。

国の推進もございまして、先ほども申しあげましたとおり、現状においては準備検討を行っているところを含めると、全国で50%以上の自治体に取り組んでいるという状況もございます。本町では、学校給食については現在老朽化している給食施設の在り方についての協議を進めているところでありますが、この施設の在り方が落ち着いて、またその方針の決定を契機として改めて近隣の市町の状況もつかみながら、効果そして課題、それぞれ精査して、平生町としてできるかどうか、こちら辺について町長部局とも考えてみたいというのが現在の状況でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（１０番 河内山宏充君） 大変丁寧にお答えしていただきありがとうございました。

いろいろ問題があるということを教育長言われたんですけれども、分かります。今後、給食施設の更新等が検討課題で大きくあるので、それが落ち着いて近隣状況と歩調を合わせて、あまり出過ぎないようにやっていきたいと思いますということを町長部局と検討しましょうということなんですけど、ゴール、その目標の時期というのはいつ頃を想定されているかという、具体的なところまで行っていますでしょうか。今、教育長の頭の中でどのようにお考えになっていらっしゃるか、教育長としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 目標の時期ということでのお尋ねでございますけれども、実は昨年７月にそのガイドラインが出てから一通り読んでみまして、いろいろどういう課題があるのかなというのは、ざっとで今でございますけれども思っているのは、各種業務を教育委員会に集約するという——この給食業務です——ということになると、現在３名の学校の事務職員に負担をかけているところが多い部分、この部分と非常に重なるところが多いんですけれども、給食費の徴収、これは金融機関との連携も含めてです。それと管理に関する業務、それとか学校給食の対象者、子供たち、教員、そうしたものの情報収集管理、これ非常勤の方々の給食等も含まれます。また、現在は学校現場で労力に係る部分ですけれども、学校行事等で給食費がどうなっているとか、アレルギーがどうだとか、そういったところも今申しあげたところには関連してくるところがございます。また、滞納者への督促等に係る業務であるとか、食材調達の今の仕組みをどう変えていくとか、実はたくさんの課題がございます。

このようなことを今、教育委員会に集約するとなると、かなりの大きな業務負担が生じるということになりますので、これは先ほど御質問にあったように、教育長としての考えを言うことでございますので申しあげますと、定員等の要求等々、それもある可能性がございます。それに伴いまして、給与が絡んできたり、それとか備品等々、また情報システムの整備を新たに学校現場でも構築しなければなりません。そういったところ。

それと、町長部局との連携体制ということでは、税務課のノウハウはもちろんですけれども、徴収や食材費の支出に関しては、出納室とも連携しなければならないことになるんじゃないかなと私自身は思っていますが、ほかにも予算に係る業務、システムの導入であるとか、後々継続的にそれで生じる経費とか人件費も絡んでくると思います。そういう意味では総務課のほうとも、また、システム導入については地域振興課とも、また新入生の情報については町民福祉課とも、いろんなことが絡んでまいります。

ということで、国の状況も当然見るというのは見るんですけれども、こういったことが本当に

財政面も含めてクリアできるものかどうかというのは、現状判断しかねますので、目標の時期というのは全く現状では予測を自分自身できていないというのが実情でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（１０番 河内山宏充君） 教育長の思いを素直にお聞かせいただきました。ありがとうございます。

教育長としてのお考え、尊重いたしたいと思います。今、具体的には細かいところ、私たち分かりません。表面的なことしかです。

ただ、教育長のスタンス、各自治体の判断があってもいいというようなことを言われていますから、そのことで言えば１つの教育長の個人的判断かもしれませんが、早いうちにそういうことをやっておかないと、文部科学省のそれらに関わる交付金とか様々な影響がありますので、早いうちにできたらスタンスを教育委員会、町長部局、話し合われて、私はその細かいところ、分からないんです。

ただ私、前に行った質問のときには、児童が現金を持っていくことの危険性、実際に佐賀小学校のときに紛失とかということがあって、多分そうしたというふうにメモを書いているのがありますし、そのほかにもバスの通学券がなくなったとかということも当時、いわゆる今で言ういろんな、言葉が適正かどうか、いじめとかそういう問題の絡みで、当時はそういう言葉は２０年以上も前、２０年ぐらい前ですか、たしか……だと思っんです。

それと、各学校の給食会計の透明性の確保、このことをクリアできれば、私少なくとも小さな町、中学校が１校、小学校が２校、公会計化——当時と随分と、その後変わって、状況として分かりませんので、その辺がクリアできればと思いますので、ちょっと調査をしていただいて、ぜひ分かるような形で随時御説明をいただければと思います。

ただ、このことで平生町が不利益を被らないような措置をするためにも、早いところ判断する時期が来るのではないかと思いますので、そのことだけは申しあげて、最初の質問は終わります。

２点目の質問に行きます。固定資産の管理についてということです。大きくは５点。５番目の、固定資産等に関わる予備費の充用についてという質問は、細かく３点ほどお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

まず、質問をする理由です。９月の議会の定例会の初日の私の備忘録から、ちょっとずっと思っていたんですけど、９月議会の定例会の初日、１３日だったですね、一般質問終了後、全協開催の申し出ありとのことで、急遽全協が開催されました。これ、９月１３日は、たしか佐賀保育園の給食検食用大型冷蔵庫の故障によるもの。それと、佐賀小特別教室棟屋根防水シート補修、これ自然災害、台風１０号による剥がれということです。この予算計上前ということで、全協でそういう対応についてお話がありました。

そのときに思ったのが、全協開催にていわゆる固定資産とかの維持とか管理、緊急事態的に対応するものなのかなという、1つ疑問がありました。

その次の12月、この間、定例会前の全協があったのは12月2日ですね。このときの御説明では、台風9号、10号による、今度は流れ込んだ漂流物の撤去、これ実はもう11月4日にしましたという報告をいただきました。同じく、佐合島小型バキューム車の故障、これ今、新しいのを新規で、もう古いからって老朽化で修理ということで、10月31日にもう執行しましたということの御報告をいただきました。

一般的に言って、固定資産台帳を整備されて、いわゆる償却期間とかはそれぞれの担当課、また財政当局のほうで把握はされていると思うんですけど、償却期間を過ぎようとする、また、間近な資産の運用にはメンテとかそういうことが必要じゃないか、また、あらかじめ分かるじゃないかというようなことで、そのことをやっていけばある程度の予備費を流用したような補修費となくともいいんじゃないかなというふうに思ったのが理由です。

くくりとしては固定資産、3年、28年だったですかね、固定資産台帳。50万円以上のものについては固定資産を整理して、所管課と財政のほうで把握しています。それと50万円未満のものは備品カードとしてそれぞれ、いろんな財務規則によれば、手続をのっとって管理しますよというのが財務規則に載っていると思うんですよ。それが果たして機能しているのかなということで質問をいたします。大きくくりはそういう趣旨で質問をいたします。

まず1番目、スカイラインはいつから通行できるのかということです。これ、ずうっと私、地元に住んでまして、地元の皆さん方からも言われるんです。

実は、あそこを通過して自分の耕作地、いわゆる耕しているところ、農地ですね、行かれる方がいるもので、どうしても大きい道を通りたいということで、通って別に苦はないみたいな、距離的には少し遠いみたいですね。

これ、スカイライン、7月の雨で法面が崩壊して通行できないままです。多分この間、7月以降からも雑草の繁茂をしてまして、随分と現課の建設課のほうには、車道両面に草がぼうぼう繁茂しているんで、通行どめじゃけーあねいしちよるんかとかというようなことでですね、連絡がいつていることと思います。私も11月に、通行できないけーあねいになっちよるんじゃないだろうと思うんですけど、実は先ほどのイノシシの問題、やっぱり、繁茂していると、イノシシが来やすい隠れ家、一時的な隠れ家とか出没の機会があるもので、できたら刈ってほしいんで、いつごろできるんじゃないだろうかというようなことで御相談に行ったら、11月には草は刈っていただきました。11月の第2週ころじゃったですかね。

ただですね、通行はまだなんです。これ、いつ復旧し、車両の通行が可能となるのか。今日も朝方、道路のことについて、3年とかというようなことで、少しお話はお聞きをさせていただき

ました。しかし、スカイラインというのは、どっちか言えば観光道路的な道だと思うんですね。昔はこまい道があそこへずっと渡っていたと、諸先輩方から聞くんですけども、柳井から上関へ通じる。私どもの地区では利害関係者が、一番よく通行されるのが先ほども言いましたけど、農地へ行くときの道ということで利用させていただいているんですけども、もう、通行禁止から既に半年が経過しているんですが、いまだに復旧は見通せないのでしょうか。何か問題が発生しているのかということで、お尋ねを、まず1点目にいたします。

2点目です。固定資産台帳から見る用地、物品の管理についてです。

一時ですね、固定資産台帳を一生懸命見よったんですけど、その後ちょっと不在で、また、夏以降見出したんですけど、固定資産台帳にいわゆる不明な用地、また、所在不明な物品と記載されているものがあります。この不明、所在不明の意味するところは何でしょうかということで、お尋ねをいたします。

その不明、また所在不明な用地、所在不明の物品を申し上げます。財産番号が13307、パソコン、所在不明、これ平成11年取得されてますね。13308、パソコン、所在不明、これ、かなり高額な固定資産台帳に載っているということは1台50万円以上ですね。金額もそこに実は書いてあるんですけど。平成11年、10年にそれぞれ取得されています。機種の簿価も、公会計上、1円として記載されています。

続いて用地のほう、財産番号13180、佐賀、クエスチョン、用地（取水）、昭和55年取得、データ上の帳簿価額8万1,867円。財産番号13181、佐賀地区簡水拡張用地（取水）不明、昭和56年取得、データ上の帳簿価額、33万4,014円と記載あります。

これらの不明とか所在不明、心配するのは物品の所在不明。これ盗難とか、パソコンですから情報がこの中に入っているんじゃないかと思うんですけど、いわゆる所在不明、行方不明、紛失であれば、一般の企業さんであれば、紛失というか、役員会へそれぞれ手続されて、そういう処理をしないとイケないんじゃないかな。また、盗難であれば、そういう手続をしなきゃいけない。だから、これどういうことで所在不明なのか。ちょっと調べてらっしゃると思いますので、不明用地、所在不明物品の意味するところをお尋ねいたします。

3点目です。財務規則による建物・物品の維持管理はということでお尋ねをいたします。

先ほども少し申しあげました。平生町財務規則に沿った財産台帳備品カードの整備、手続はなされているのかということでお尋ねします。

財務規則によれば、公有財産の管理の適正を期するとともに、その効率的運用を図るため、当該財産の管理状況につき、同一財産について定期的に行うことが定められています。また、なくなったとかしたときには、物品については亡失、損傷等の措置などを図る。また、公有財産については、实地調査などということで決められてます。少なくとも、財産について、要は固定資産

について実地調査が行われているならですね、先ほども一部申しあげましたけれども、償却期間の過ぎた、また、償却期間を迎えようとする建物・物品の維持メンテ費用は計画的に算出できないかと考えています。規則に沿う実地調査を含めた管理については確実に行われているのかどうなのでしょうか、お尋ねをいたします。

それと4点目です。個別施設計画の策定、進捗状況についてお尋ねをいたします。

平生町公共施設等総合管理計画実施計画、いわゆるアクションプランです。

これによると、令和2年度末、2021年3月末、今年度に第2次の実施計画の策定を完了し、令和3年度から用途ごとに分類した個別施設計画をもとに、今後の維持管理、更新対策などの具体的な取り組みを実施する予定と定められていますが、これ、現在のところ、どのような進捗状況になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

それと、最後です。5項目は3点ほどお尋ねいたします。

固定資産等にかかわる予備費の充用についてです。先ほども一部、これについては説明をいたしました。予備費というものの、調べて見ますと、予算外の支出または予算超過の支出に充てるための費用、これ理解しています。予備費の支出は議会の議決を必要としません。町の権限で行うことができるというふうに勉強いたしました。これ、自治法の第217条。ですから、予算にない科目への支出はもちろん、科目はあっても、予算で全然見積もられていない支出や不足を期した科目に充てることは、今しがたも申しあげましたけれども、理解できます。しかし、それが災害対応、緊急事態的な歳出予算措置などが当たると思うんです。くどういようですが。

一方ですね、予算の立場から見ますと、平生町が行政を執行していくために——当初予算のことです、必要な1年間の収入と支出の見積もりであるという全体から考えると、計画的な歳出予算編成が当初に行われているかどうかというのが、当然問われていくものだろうと思います。

固定資産等の更新、収受にかかわる予備費の充用、歳出予算への流用については、最近の対応、先ほど申しあげました、全協で執行済、執行前で、それぞれ対応していただけるんですが、こういった場合、今までは、議会側にも問題があるかもしれませんけれども、常任委員会へ相談というか持ちかけられて、常任委員会で対応を協議されて諮られていた。昔ですね。もう8年ぐらい前ですか。

ここ最近、特に今年度は、急遽、全協が開催される。ひょっとして委員会付託されている後の、本会議終了後に予定されている全協も果たしてそういうようなものなのかなというふうに今、推測をしているわけですけども、果たしてどうなのかは、私わかりません。ただ、今までと違った形でやられていっているということは間違いないことだと思います。

そこで、そのように判断——固定資産等の更新、修理にかかわる今しがたも申しあげました最近の対応を見ると、安易な予備費の充用ではないかと思うんですよね。一方では当初予算の性格か

ら見るとですよ。予備費の執行については町の権限なんですけれども、どうなのかというふうに私、いつも疑問に思うんです。それを思っていると9月、12月、そしてこの後、楽しみにしているんですけど、具体的には先ほども申しあげました。やっぱり固定資産等の老朽化、更新時期、点検、補修等の歳出予算は、固定資産台帳とか備品台帳、これ所管課で把握されていらっしゃると思うんですよ。財政のほうでも把握されていらっしゃると思います。計画的に当初予算での対応が可能ではないか。緊急的に突発的な歳出予算にはならないのじゃないかなと判断いたします。それ、私が判断しているだけで、皆さん方にはそれぞれの事情があるので、そのことを御説明していただけないかというのが質問の理由です。

また、固定資産台帳では、先ほども申しあげましたように、50万円以上、50万円未満は備品台帳等が活用されているのではないかと思います。両方についての活用をどのようにされているのか、まず、5番目の1として、そのことをお尋ねいたします。

2番目です。システムとしてどうなのかなということでお尋ねいたします。

12月定例会前の全協で報告された予備費の流用。先ほど申しあげました歳出予算の執行の2件。漂流物の撤去、これ11月4日執行したよというお話でした。佐合島の小型バキューム車の故障修理も10月31日に執行したよというふうに言われました。これ、11月25日の臨時会があったんですね。その後、全協を開催されているんですが、そのときには報告されなかったんですよ。で、12月2日ということになったと思います。

これ、全協の扱いについても、行政のほうで直前、間近の全協で報告するというような共通の認識ができてないのかなということで、何でそのときに報告されてなかったんでしょうかということをお尋ねいたします。

3番目は、これ議会の判断も必要なんですけど、お願いします。提案も兼ねてお尋ねいたします。

歳出予算の流用及び予備費の充用については、文書、表、いわゆる、この歳入歳出予算案みたいな形でなくていいんですけど、言われても数字が、頭が理解できませんので、できれば文書、表で結構です。そういうものを、直近の全協では報告するというようなお互いのルール化について考えているんですけども、まず、行政のほうに、提案も兼ねてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、スカイラインについて質問がございました。今年4月の豪雨では、御質問のスカイライン、町道白石向井線をはじめ、町内数カ所が被災を受けているところでございます。被災後、8月議会で補正予算のご承認をいただいた後に、他の被災箇所と併せて、早急に工事発注を進めたところであります。しかしながら、施工業者の受注がなく、他の被災場所も数多く災害復旧が

完了していない状況です。

住民の皆様には大変不便でご迷惑をおかけしておりますが、引き続き、請負業者が決まるよう工事発注を進め、早期に災害復旧を完了し、通行どめが解除できるように努めてまいりたいと思いますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、当町の固定資産台帳につきましては、当初、時点を平成26年度末として、全庁体制による資産調査を行い、整備いたしました。データベースが整理済みであった備品については、取得価格50万円以上のものを固定資産台帳に登載していくというルールを定めて抽出しております。しかしながら、十分なデータが残っていない財産については、膨大な過去の書類の中から必要な情報を探し出して集積していく作業が必要となりました。

御質問の財産についてですが、パソコンについては、備品台帳からデータ抽出を行っておりますが、抽出後の存在調査において、その存在が確認できなかったため、所在不明として登載したものでございます。

このたび、改めて調査を行い、うち1台につきましては、平成18年度に、システム更新に伴い廃棄処分されたことが確認されました。残りの1台についても、取得年度が平成10年度と古く、現有するとは考えられないものです。本来であれば、データ抽出の前に所管課において確認すべき事項でありましたが、今後、このようなことがないように、適切に備品の管理を行ってまいります。

用地についてですが、決算書類から土地の購入が認められるものの、その他の書類をもとに経緯の調査を試みましたが、特定に至りませんでした。しかしながら、存在しない根拠がないことから、不明と記載した上で台帳へ登載をしたというのが実態でございます。いま一度調査を行い、結果によっては調整する必要があるというふうに考えております。

次に、公有財産の取得、喪失については、土地・建物であれば、土地台帳、家屋台帳への登録、備品であれば備品台帳への登録の依頼が当該財産の所管課から総務課へなされ、総務課において台帳上の処理を行うことになります。各半期の状況や決算の附属資料は、これらを積み上げた結果をお示ししているものでございます。また、これらを材料の1つとして、年度ごとの固定資産台帳への反映作業を行っております。

しかしながら、御質問にあります備品カードについては、現時点において運用していない状況です。備品個々の管理状態の把握については、各所管に委ねることとしており、備品台帳に取得、喪失情報を記載し、管理しております。

建物につきましては、策定中の個別施設計画の策定過程において実地調査を行っており、耐用年数などからメンテナンス費用を算出し、計画的な管理をしていくこととしております。

備品においても同様の考え方が当てはまりますので、少なくとも、固定資産台帳に記載がある

備品については、この台帳を有効活用した管理をしていくことが望ましいと考えております。

町職員には、職務上、町有財産を取り扱っているということを重く受け止めていただき、備品を含め、財産の維持管理に対する意識改革を、この新庁舎管理のタイミングで促していきたいというふうに考えております。

個別施設計画の進捗状況でございますが、個別施設計画につきましては、今年度末までの策定を国から要請されており、公共施設等総合管理計画におきまして、本町の取り組みをお示ししているところであります。昨年度、プロポーザルにより選定をいたしました業者と契約をし、策定に当たっての支援を受けながら、目下、取りまとめの作業を進めているところであります。

ここまでの作業の流れといたしましては、施設マネジメントを行っていく上での基幹となるシステムを構築するため、施設の基礎情報を入力し、各所管課の担当職員による劣化度調査やコスト把握の結果をこのシステムへ反映をいたしました。

今年度の契約後は、施設の抱える問題点や更新の必要性の有無の確認といった計画上に表明していくことになる内容に関する調査の実施などを工程によって進めていくところです。現在は施設の重要度を踏まえながら、更新や改修に係る推計費用を平準化していく検討を行っている状況です。全工程の8割程度の進捗状況に当たるという認識でありますが、早期に最終段階へ到達できるよう、鋭意取り組んでまいります。

固定資産台帳につきましてお答えします。固定資産台帳は、固定資産をその取得から除却に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、資産価値に係る情報を把握するためのものです。全ての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類の作成を通じて、保有資産の状況を正しく把握することや他団体との比較を容易にすることから整理を求められており、対象は全ての土地・建物、工作物並びに取得価格50万円以上の物品等としております。

備品台帳は受け払い年月日と取得価格、保管場所などを記載し、現有状況の把握管理といった限定的な活用になります。

固定資産台帳を整理したことにより、財務書類の分析に活用していくこととなりましたが、その他への有効活用が課題となっております。この固定資産台帳のデータを個別施設計画に反映させ、予防保全的な視点を持った改修や適切な更新時期の把握に活用することにより、今後の公共施設の効率的な管理につなげていくことになります。

備品につきましても、公共施設と同様の考え方による管理をしていくべきところですが、現在のところ、十分に活用し切れてないのが現状です。

次に、12月2日に開催の議会全員協議会において、流木等の処理費用並びに小型バキュームカーの修繕費用について、予備費の充用を報告させていただきました。予算に関係することであることから、定例会前の全協で行う補正予算案の説明に併せて報告をさせていただいたものです。

予備費の執行は町の権限で行い得るものであり、議会の承認を得る必要はないと規定されていますが、一般の経費と同じ規制は当然受けるものであり、慎重な取り扱いを行うものであると認識しております。

これまで、過去5年間では災害対策、住民生活への影響、施設の利用に支障を来す緊急性の高い事案につきまして支出いたしております。個別の事案におきましては、住民生活への影響、緊急性、施設の安全確保、行政執行の効率性などを踏まえ、補正予算により措置いたすべきか、判断しているものであり、議会へその旨、報告、説明を行ってきたところでございます。

今後も、これまで同様に、予備費の執行について報告していきたいと考えておりますが、文書で報告することは考えておりません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1番目のスカイラインの通行、災害の不調による復旧の遅れというんですかね。皆さんにわかるような方法は何かないですかね。何かお知らせかなんかで回していただきましたですかね。地元としてはですね、いろいろと聞かれるし、問い合わせも何人かいただけてますし、問われることもあるんですよ。そういうようなシステム、全般的にですね。

特に、先ほども申しあげましたけれども、利害関係者は数名かもしれませんが、されたのかどうなのか、ちょっと私もわかりませんので、その辺のことを情報として流していただくことを切にお願いをしておきます。

それと、固定資産台帳について、いろいろ申しあげました。備品カードについても運用はしていないとかということなんですけど、いわゆる固定資産台帳の最初のスタートというのは、市町村公会計制度を、資産を数字で表そうということで、特に固定資産台帳がどうのこうのという問題ではなかったと思うんですよ。公会計制度をするがための1つのツールということです。

だけどですね、いろいろ、過去の財務規則、今まで諸先輩方が決められてきたルールがありますよね。実はこれの運用と表裏一体で、これさえもできてないから、固定資産台帳が今こんがらがっているというように、私の勝手な推測です。職員さんに今後公有財産として管理を促していきたい、全くそのとおりだと思います。諸先輩方もそういうつもりで、財務規則にのっとって備品台帳とか土地家屋台帳とか、固定資産台帳とか管理されていたと思うんですよ。

いま一度、そういうことを期待しております。ちゃんと財産しないと、やっぱり行政サービスの一環。こっちが最初に、行政のほうからギブしないと、住民の皆さん方についてこないですよ。その辺のところの信頼関係のスタートだと思います。やはり、脈々と諸先輩方、職員さん、されてきたことが今できない。これ多分、やってらっしゃったと思うんですよ。そりゃ、規模も細かったかもしれません。

いま一度、初心に帰っていただくことを要望するとともに、町長さんのリーダーシップ、固定資産については、職員の公有財産の管理、これ徹底的に促していきたいということですから、どうぞ、指導力の発揮を期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、固定資産に係る予備費の充用なんですけど、臨時会では、全協があっても報告しないということなんですけど、法律的に言えば、やっぱり定例会前にこだわらずに、臨時会前の全協、そのときはほかの案件でしたけど、きちんと報告されたほうが、直近の全協で報告されたほうがいいと、私は判断しております。このことについてはまた、議会との絡みもありますので。また、表についても考えはないということですが、お互いにやっぱり、文書は、皆さん方にお知らせするというので、説明しやすいということで評価をしています。そういう形で予算化する前の文書、ちょうどいいと思うんですよ、私。それをぜひ検討——これ、議会のほうでも話が出ると思います。ぜひよろしく、また御検討する場があるでしょう。そのときにはまた、お話をさせていただければと思います。

続きまして、3点目にいきます。

熊毛南高校を支援する体制づくりについてです。熊毛南高校というふうに名前を出しました。いわゆる最初、高等学校というふうにしてました。県立と町立、県立の高等学校、義務教育から次の段階の学校ということで、迷ったんですけど、実は、これについては、2年ぐらい前に、熊南はなくなるのかと聞かれたこと。それと、実は11月16日、熊南で、熊南（ゆうなん）という人もおるんです。熊南だと、行政のほうと呼び方とダブりますので、熊南（くまなん）というふうに言わせていただきますと、高校生熟議2020というものが開催されるので、あんた来てみんかというのが来て、その方言われるには、案内を行政各機関にするのも、ちょっと時間の経過が短いので、知っちよる人に電話しよるんじゃということで、せっかく御案内を受けたので、ちょっと行ってみました。

テーマは「帰りたいふるさとプロジェクト」ということで、対象の生徒は1年生、62人。最初、体育館に入ったときに、えらい人数が少ないのうと思うたんです。1年生全員で聞いていたもので、そのとき、人数の確認はしなかったもので、当日になって、あら少ないのう、女の子ばかりじゃと思うたんですよ。これが体育館へ入ったときの第一印象でした。

また、テーマに沿って、ワークショップ形式的な、いわゆる「帰りたいふるさとプロジェクト」の討論というか意見交換だったんですけど、様子を見ていましたら、実は、自分の自慢、おすすめするふるさとの写真を撮ってくるというところからスタートでして、自分で撮影した写真を皆さんにブログの中で見せ合って、おすすめの点を強調するということがあったんですけど、ほとんど、その風景がですね、平生がなかったんですよ。

岩国、大島、柳井、それから光ですね。それで、後で、何でこんなに平生の写真、1年生の中

で少なかったんと言うて聞いてみると、1年生のうち、平生は9人なんだそうです。今、在校生も2年が90人、3年生が88人ということで、私が在籍した、大方48年前ですか。半世紀前。200人だったんですよ。その後の様子を聞いてみると、いやあ今、まだ少のうなるんじゃないというようなことを、私が聞いた人は言いよっちゃったです。

何でかという、高校の授業料の無償化、それとか、全日制の普通科は県内一学区制になってますんで、その辺の影響かなとかというのも推測するんですけども、それにしても、えらい熊南の生徒、少のうなったのうと思いよったんです。

そしたらですね、30日の県議会、これ代表質問に対して教育長の答弁なんですけど、これ30日のテレビニュースとか1日の新聞でも報道されてましたけど、現行の2015年から24年までの県立高校の将来計画、再編計画について、急速に進む少子化に対応するため、次期構想、いわゆる再編計画ですね。これを前倒して策定する方針と。今までも、この辺ですと田布施、田布施農業と田布施工業、柳井では柳井商業と柳井工業、大島では安下庄高校と久賀高校、いわゆる、再編で1つになってますですね。

状態を見てみますと、普通科で単独で残っているのは、熊南か柳井かというような状況なんですけど、熊南というのはなくなるんかいのと思うて、ちょっと寂しい気もしたんですけど、唯一、平生町に所在する高校なんです。ほかの田布施、柳井、周防大島、高校がずっと残ってますですよ。今後、その可能性があるということで、生徒数確保の支援は、何とか町に所在する県立高校、熊毛南高校は支援できないものかという声が上がってますので、まず、生徒数の確保の支援は町でできないかということでお尋ねをいたします。

先ほども申しあげました。11月30日の教育長の県議会での代表質問に対する答弁。再編を前倒しする、そういった点から、熊南の普通科も柳井とということになるんでしょうけど、多分。これは推測の域ですから、あくまでも推測の域。

なくなった場合の仮定の話って、たとえ話というのは余りよくないのかもしれませんが、あそここの高校が、今、在校生非常に少ないという事実はあるんですけど、非常に、平生町の町の活力というか活性化に大きな影響が出てくるんじゃないかと思うんですよ。当面、建物は残るんでしょうけど、あそこ、堅ヶ浜地区の避難場所ですよ、指定避難場所、屋内体育館。これ多分残ると思うんですけど、いろんなことを想定しまして、地区外からの生徒数の確保の支援。地区外、いわゆる柳井とか田布施、平生地区外からですね、県内一学区制ということですから、県外も含めて支援をできるような体制づくりはできないかなということでお尋ねをいたします。

過去においては、クラブ活動において、生徒が野球部の特定の指導者にあこがれて、指導を乞う生徒らが県内から集まってきて、たしか町のほうにも集団生活的なものをするような場所の提供について相談があったやに聞きます。実際のところ、野球部の生徒、特定の方の協力を得て、

食事もそこでして、熊南で野球をしていた、また、共同生活も平生で一部していたというふうに聞きました。また、熊南に女子サッカー部が存在していたときは、下関のほうからも来ていたというふうに聞きました。

何遍も申しあげますけれども、県内の普通科高校が一学区制、また、高校授業料無償化ということがあるもので、地区外となれば、県外からの併せての確保になろうかと思うんですが、町に所在する唯一の高校。唯一というか歴史ある、一番この辺だと、歴史の古い学校らしいですよ。121周年とかという話も聞きました。町に所在する高校の生徒数確保を通じて、熊南を支援する体制づくりはできないかということで、1問目にお尋ねをいたします。

それらこれらで、高校を支援するような支援策はないかなというふうに思っていたところ、その方から、海士町の島前高校とか、それとか長崎県の大崎高校とかという名前をちょっと検索して調べてみました。そうすると、これら2つの県立高校、特に島根県は盛んに中学校、地域と連携して高校の活性化、地域外から、地域との協働による高等学校教育改革への推進の取り組みというのをされてらっしゃるんですけれども、それらに倣いですね、平生町の場合は本土ではあるんですけど、地域との協働による高等学校教育改革の推進に取り組んでみてはどうだろうかということで、手法の1つとして提案をいたします。

これ今、文科省のホームページもお知らせしておりますが、地域との協働による高等学校教育改革の推進ということで、地方創生の一環としてやられているところもあるかのように聞きました。このことについて、1つ提案申しあげるとともに、取り組んでみてはどうだろうかということでお尋ねをいたします。

以上、2点ほどお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 熊毛南高校を支援する体制づくりと、まず、この質問についてお答えをいたします。

熊毛南高校は、御案内のとおり、昭和24年の新制高校の再編成により、今の名称になりました。また、起源は明治までさかのぼる、大変伝統のある高校でありまして、地域の最高学府として、地域と密着した、また普通科高校としての使命を果たすこと、このことが、地元から大きく期待されている高校である。このことについては皆さん、御案内のとおりであろうかと思います。

まずは、熊毛南高校を含めて、県内公立高校の規模、そして再編に係る状況について、お話をさせていただこうと思います。

県内の中学校卒業者のうち、約98%の生徒が高等学校等へ進学している一方で、昭和の最後といいますか、昭和63年度、2万6,000人以上いました中学校の卒業生数は、平成26年

度には、その半数の1万3,000人を割り込んでいます。また、昨年度末の県内中学校卒業者は1万1,000人に満たない数になっている、このように激減をしている状況でございます。

このことは、高等学校の小規模化に加速をかけておりまして、全県的には、小規模化による学校の活力の低下や、あるいは、生徒が互いに切磋琢磨する場の減少、こういったことが指摘をされてきました。

熊毛南高校にあっても、昭和63年度あたりまで、各学年8クラス規模であったものが、それが平成16年度ごろからは、各学年3クラス規模にまで減少をして、このたびの、今の令和3年度山口県公立高等学校入学定員発表におきましては、熊毛南高校は定員90人、3クラス、これでの募集定員になっているところでございます。

また、県教委は、高校の再編統合について、第1期の県立高校将来構想、これを平成17年に発表していますが、そこでは、望ましい学級規模を1学年4クラスから8クラス、このようにしておりまして、熊毛南高校は検討の対象となる学年3クラス以下の高校として上がっています。

本将来構想の関連では、平成20年3月に本構想のもと示された県立高校再編整備計画によりまして、平成22年3月に熊毛南高校上関分校が閉校されたことが、熊毛南高校の関連では上げられるところでございます。

第2期県立高校将来構想、これは平成27年に公表されておりますけれども、基本的な考えは、第1期と変わってはおりません。また、現在この将来構想のもと、素案を含めまして示されております令和6年度までの県立高校再編整備計画には、熊毛南高校につきましては、再編整備の対象として上げられてはいないというのが現在の状況でございます。

こうした中、熊毛南高校では、多様な進路に対して少人数授業、個別指導など、きめ細かく対応し、生徒はとても落ち着いた学校生活を送っておりますけれども、生徒数や部活動の減少の実態もあることから、生徒数確保のための学校の特色や魅力のアピールに、オープンスクールだけではなく、中学校への学校説明の範囲を広げて、同窓会作成の熊南マスコットが描かれたクリアファイル、それとか、あるいは放送部作成の学校紹介DVD、こういったものを配布し、魅力化の発信に努めており、また、地域の方のお話や地域の課題からそれぞれの将来設計を考える、総合的な探求の時間というのが高校にあるわけですが、この時間を単元化したり、あるいは、その単元化の中に、この間の熟議も入っているんじゃないかと思われそうですが、また、PTAと生徒・教職員による教育懇話会の継続開催、そして、野球部そして女子サッカー一部などの募集活動の強化、また、地域クラブとの連携、そして、リモート部活動や先ほどの高校生熟議の開催と、それから報道発表の強化にも現在、取り組んでおられるとお聞きしています。

高校の生徒数確保の私たち町教委の支援といたしましては、熊毛郡内高校連絡協議会の開催による、学校同士の情報交換や連携強化、これを熊南の魅力を伝える中学生への高校紹介を続ける

とともに、これは今までもあったものですが、平成29年度から熊毛南高校がコミュニティ・スクールになっております。このことから、年間定期的に開催される熊毛南高校の学校運営協議会に、委員として町教委の職員そして平生中学校長などが参加しておりまして、中高連携を今以上に進めていく体制が整えられたところでございまして、保育園での保育実習、平生小や佐賀小への熊毛南高校生の学習支援のボランティアや、ゆうゆうスポーツ教室の補助、こういったことでの参加、平生町のふれあいコンサートでの司会進行・演奏、総合文化祭での作品展示など、今まで以上に新たな発想の下で、この学校運営協議会を通してつながりを深めて、熊毛南高校のよさのアピールに高校と共に力を入れていきたい、このように考えております。

町教委としては、進路については御案内のとおり、自分の興味・関心や適性から生徒自身が主体的に選択するものではありますけれども、本町にある熊毛南高校の魅力について、中学生だけでなく小学生や保護者、地域の方々にもしっかりと伝えていく努力を続けていきたいと考えているところでございます。

次に、地域との協働による高等学校教育改革の推進、この取り組みについてでございます。

地域との協働による高等学校教育改革の推進、このことにつきましてはお示しのとおり、Society 5.0に主体的に対応できる地域人材の育成、このために高校が自治体、大学、小中学校、産業界、また、社会教育や地域団体の人々などとコンソーシアム——一緒に力を合わせて目的を達成しようという組織、人の集合体でございますが、そのコンソーシアムを構築し、「高校生と地域課題のマッチングを効果的に行いましょう」という文科省の示す推進取り組みでありまして、昨年度の新規事業の一つになっているものでございます。

この事業には3つの型がありまして、専門学科中心のプロフェッショナル型、これには本県では田布施農工高等学校が文科省から指定され、取り組んでいるところでございます。このプロフェッショナル型のほかに、普通科中心の地域魅力化型、学科共通のグローバル型がありまして、全国で合計50校程度の高校がこの事業に指定されているものと思われます。

具体的には、地域活性化のための新たな視点について考える。こうしたことなど、地域の課題解決に向けた地域との協働学習、これを柱としたカリキュラム開発、これに取り組んでいる例とか、あるいは学校の魅力や取り組みについて地元の中学生や保護者に伝える活動を充実させて、地元中学生の入学割合の向上を目指している例であるとか、あるいはこうした取り組みの、生徒による情報発信活動を充実させている例、こういったものが挙げられます。

熊毛南高校がコミュニティ・スクールであることは先ほど申しあげましたが、この充実のため、県教委は今年度から、学校と地域が連携協働した取り組み、これを支援するためにコミュニティ・スクール活動推進員というものを配置しています。熊毛南高校では、このコーディネートによりまして、生徒が地元自治体の職員や地域の有識者等と地域づくりについて考えるな

ど、地域とのかかわりの中で地域課題や自己の在り方、生き方について考える取り組みを進めてきておりまして、地域との連携、協働体制の構築強化を図っていく取り組みが現在展開されているところでございます。展開され始めたといいますか、展開されているところでございます。

この取り組みでは、これからの地域社会を担う熊毛南高校の生徒にどのような資質や能力を育んでいくのか。このことについて学校運営協議会においても協議が行われ、地域と連携した教育活動を総合的な探求の時間のカリキュラムに反映させるなど、地域との協働による高等学校教育改革の推進事業、この実践事例も参考に、郷土への誇りや愛着を小中学校や大学との公私間連携の中で、継続的・発展的に取り組んでおられます。

町教委といたしましては、地域との協働推進について、熊毛南高等学校学校運営協議会委員の一員として、また、本町の子供たちの未来に向けて高校とのつながりを大切にし、引き続きしっかりと支援をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 教育長におかれましては、とても詳しく、たしか第1期のときには本町へいらして、この計画にも、再編計画のときには、義務教育課長さんか何かだったですよ。（発言する者あり）

2期じゃったんですかね。とても詳しくお話が聞かれてうれしかったです。コミュニティ・スクールを受けていますので、今以上に熊南と幼保・小中の連携というのをひとつ、さらに充実させていただくような施策の展開を要望しておきます。

それと、地域との協働による教育改革の取り組みなんですけど、この間から実は……。平生には看護学校がございますよね、看護学校も巻き込んだ形なんかできないかなっていうふうに、実は思っています。これ、准看、正看のコースそれぞれあるかと思うんですけども。准看、働किながら学ぶという制度ですので。非常に今、看護師不足の時代を迎えているようでございます。ちょっとまだ具体的に、煮詰まっていないんですけども、やっぱり地域の取り組みっていうところを見ると、平生の場合、看護学校もあるっていうことを必ず忘れちゃいかんのじゃないなあっていうふうに思っていますので、付け加えさせていただきました。

町教委として、積極的に熊南と連絡を取っていらっしゃいますので、安心するんですけども、何せ、子供が少ないっていうのは既成事実。児童生徒が少ないって。その中で、質問するきっかけとなったのが、ほかと比較して残っていかなくないっていうのは、確実なことだと思うんです。町にとって熊南はどういう位置づけなのかっていうことを私は考えたときに、非常に町の活力の高等学校っていう、魅力の一つでもあると思うんです。一番最初に町からなくならないように……。令和6年までの第2期には入っていないよって、安心できるようなお言葉を教育長、いただきましたけれども、前倒しして策定する方針って。やっぱり、その競争の中に入り込んで

いく時代になったのかなあ。そうすると、唯一の高等学校ですよ。何とかできないかなあっていうふうなのが正直な気持ちです。何とかできないからこそ知恵を絞っていかれませんかっていう趣旨で、質問させていただきました。

今後も支援を充実させていただくことを切に要望いたしまして、3問目の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁は、いい。

○議員（10番 河内山宏充君） はい。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより行政報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から議案第60号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」まで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 歳入の6ページになりますけど、町税の個人分と固定資産税がそれぞれ増額補正になっています。

昨年度の収入に対して課税をするということなんで、コロナの影響っていうのは基本的にはなかろうかとは思いますが、お金が入ってくるのは今年なんで、コロナの対策で税の支払いが猶予しますよとか、いろいろ対応策が講じられてきたところなんですけど、これらについて、順調に税収は入ってきているのかどうなのかっていうところをお尋ねをいたします。

それと、民生費のところ、社会福祉……。ページは20ページで、障害者福祉費なんですけど、障害福祉サービス費として、1,683万5,000円補正が組まれています。当初予算はどんくらいなんじゃろうかなあと思って見てみたら、何と当初予算では、2億3,227万9,000円。これ、負担金ということになっているんですけど、どういう種類のものが……。負担金ということは、どこかに払われるんだらうと思いますが、その辺のことについて教えていただければと思います。

それと、介護保険についてなんですけど、介護保険の歳入のところの6ページなんですけど、保険

者努力支援交付金っていうのが、210万9,000円、歳入としてありますけど、保険者努力支援交付金っていうのは、どういう性格なものかお答えいただければと思います。

以上、3点。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それぞれ担当課長から、御説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 池田税務課長。

○税務課長（池田 真治君） それでは、赤松議員さんの御質問に回答をさせていただきます。

町民税の個人分、固定資産税、この2税目について追加計上の理由ということでございます。

個人住民税につきましては、当初予算の計上に当たりまして、人口動態や景気動向等、また、過去の所得区分や控除区分ごとの推移をベースに見込んでおります。この中で、納税義務者についても減少を見込んでおったんでございますけれども、実際には若干の減少にとどまったこと、また、給与所得等につきましては、確定申告等の結果、当初の想定を上回るものとなりましたことから、今回、増額補正をさせていただいたものでございます。

固定資産税につきましては、主に償却資産分の追加計上でございます。企業の設備投資部分もございますが、最大の要因といたしましては、太陽光発電設備の新設等による設備投資が継続しておりまして、今回の増額補正ということになっておるものでございます。

昨年度との比較というお話もございました。11月末現在で調定額、収納額、これについて比較をかけたところ、やはり、いずれの税目、個人住民税それから固定資産税双方ともに調定額も収納額も伸びておるとというのが、今年度の現時点での状況でございます。

したがいまして、コロナウイルスの影響については、今の時点では、税収においてはほぼ影響を受けていないのではないかと。今年度の特例で徴収猶予というような制度もございますが、これの申請も当初見込んだほどということになります、出てきていないというようなこともございます。

今後、まだ納期も残っておりますし、影響は全くないかどうかまだ確定的なことは申しあげられる段階ではございませんが、現時点におきましてはそういう状況となっておりますので、今回の補正ということにさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上万理子君） 赤松議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

障害福祉サービス費でございますが、障害者手帳をお持ちの方が障害福祉サービスを使われて、そのサービス費を負担金としてお支払いしているわけですが、主な増額の要因といたしましては、療養介護、これは医療が必要な方、胃ろうや呼吸器等をつけておられたり、ALSであるとかそ

ういう重度の障害をお持ちの方、こちらの方が医療費が大変高くなりますので、その分お1人当たりの単価が高いということで、人数が増加されたので増額になっております。

また、増加の主な原因といたしましては宿泊型自立訓練、日中自立訓練というものがございまして。こちらの詳しい内容としましては、精神障害をお持ちの方が医療機関に入院をされて、それで治療を受けられて退院をされるんですけども、退院後すぐに在宅に戻るというのはやはり厳しいものがございまして、その在宅に戻られる前に使用するサービスということになります。まず、そういう施設を利用して、生活リズムを整えられたり、生活能力の向上、それから対人関係等をそういう施設で訓練をされて、在宅またはお一人暮らしができるように支援をするようなサービスになっております。

こういった障害福祉サービスのほうが大変、今、増えておりまして、そのためにこのたび増額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） 介護保険の特別会計のほうの保険者努力支援交付金のことについて、御説明をさせていただきます。

平成29年、地域包括ケア強化法におきまして、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みが全国的に実施されるように、PDCAサイクルによる取り組みを制度化したところでございます。

この一環としまして、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成度を評価できるよう、客観的な指標を設定をし、市町村や都道府県の高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が、まず創設をされました。

令和2年度におきましては、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取り組みを重点的に評価することにより、配分基準のメリットづけを強化ということで、この交付金制度のほう令和2年度に創設をされたところです。

各市町村としましては、それぞれが行う自立支援・重度化防止の取り組みに対しまして、それぞれ評価指標の達成状況、こちらのほうを各市町で算定をして、国のほうに報告をしております。それに応じて交付金が交付されることになっております。

全体的に市町村分の予算といたしまして、この努力者支援交付金の総額は190億円になります。そのうち、平生町のほうがそういった指標の総合点数ということで、今回、110万9,000円が配分され、それが歳入として補正予算のほうで計上をいたしたところでござい

す。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） その介護予防などの市町村の取り組みを評価をして、それに対して国が交付金を出すっていうことなんですけど。細かいことは、僕もよく分からないんですけど。大体、国がこういうふうな交付金を出すっていう場合には、介護を受けるほうの人らにとっては、あまりいいことじゃないような感じのことが多いような気がするんですけど。もうちょっと詳しく教えていただければと思いますが、あれ以上はどうにもなりませんかね。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） 今の介護保険制度の基本的な考え方でありまして、もう全国的に高齢者のほうが今後も増加するという傾向もありまして、先ほどからの団塊の世代がまた75歳になられるという2025年度問題もございます。そういった意味で、やはり要介護状態にいかにならないように、まずは介護予防、こちらの取り組みがとても重要であるということで、もう国がそういった介護予防や健康づくりに関するそういったものに重点的なお金の配分をするというような意味合いで、こういった各介護保険保険者のほうで予防事業について努力なさいという部分の交付金ということで、そういったもの、交付金が新たに支給されたことであります。あくまでそういった、もう今からはそういった予防、いかに介護状態にならない、予防に取り組みという国のほうの施策だと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第60号、後期高齢者医療事業の特別会計ですが、ちょっとこの中の直接とは関係ないんですけど、もう発言する機会がないから、ここで言っちゃかんといけんと思うんですけど、後期高齢者の医療の中で、人間ドックの支援事業がございます。補助事業です。これについて何か検討されているという状況があったんじゃないかと思いますが、そのことについての御説明をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 後期高齢者の人間ドック助成事業につきまして、御説明申し上げます。

後期高齢者の人間ドック助成事業につきましては、平成22年度に国が事業を創設し、県内では萩市、阿武町、平生町の1市2町が本事業に取り組んでまいりました。当初から平成29年度までは国の10分の10の財源措置がありましたが、平成30年度から段階的に国庫補助の交付上限額を縮小し、令和3年度から財源措置を全て廃止することといたしました。

財源措置がなくなることで、昨年度から、この事業をこのまま継続するかどうか検討を重ねて

きたところですが、利用者率が約2%前後であること、また、事業を廃止しても、健康診査や各種がん検診を受診してもらうことで、人間ドックよりも安い費用で検診が受診可能であるため、本事業を令和2年度末で廃止する方針としておりました。

そのため、今年度、人間ドックの利用申込みをされた方に対しては、来年度から事業が廃止になる旨を窓口で説明してきたところ、事業継続を望む声もありました。また、令和3年度から、山口県後期高齢者医療広域連合が新たな補助金要綱の規定による助成制度を開始することで、少なからず財源措置もありますので、令和3年度以降の本事業につきましては、事業廃止による医療費への影響など事業の必要性を改めて検証した上で、継続・廃止の検討をしていくことに方針を転換したところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ちょっとこれは、この状況が分かりましてびっくりしたんですよ。もう廃止するといって、私どもが知らないうちに、関係者にどんどん通知をしているんですよ。それで、ちょっと申しあげたんですが、いろいろ検討されておると、それはそれでいいですけど。

一番言いたいのは、この制度は、後期高齢者医療保険が始まって、加入者が「これまで人間ドックの支援があったのにないね」という不満が出て、始まったんですよ。それで、前の町長から、「こういう不満が出ちよるから、やりたいんじゃないか」という話があって、「そりゃあ、いいですよ」という会話をした覚えもございます。

そのとき私は、町が単独で持つ制度で、いや、やっぱりなかなか大変かなという気もあったんですが、今回調べてみたら、今、町長から紹介ありましたように、国が全額見てくれていたんですよ。そうすると、これはいい制度なんですよ。そりゃあ。

ところが、平成30年から、もうやめていく、だんだん減すよと。その情報をどうしてそのときに私どもに提供してくれなかったんですか、詳しく。このままいったら、町の負担が増えるから続けられないという話が…。そしたら議会も合わせて、やっぱり、これはちょっとどうかしてくれということになるんですけどね。

それと、もう一つ。これはやっぱり地方自治体のほうに問題あると思うんですよ。萩市、阿武町、平生町、これはいいと思うんですよ。こういう、せっかく制度があるんなら、本来ならみんなやらんにゃあいけんのんですよ。どこの自治体も。国が見てくれるんですから。結局、みんなが参加せんから、こういうことになってくるんですよ。せっかく、こういういい制度があるのにやらないと。

平生町の数字を調べてみたら、平成22年に始まったときには22人。それから、去年が

63人です。今年はちょっと、まだコロナ等があつて減っちゃるみたいですけど。それで、だんだん増えてきておったとこなんです。どうして少ないかっていうことですが、人間ドックを受けると4万円かかるんです。その3割ほどは負担してください、7割を補助しますよっていうことで、1万2,000円かけて受けているんです。やっぱり70……後期高齢者になって1万2,000円かけて人間ドックに入るのはなかなかやっぱり重いところがあると思うんです。それで、なかなか普及していないんですけど、普及してくると思うんです。今ありましたように、やっぱり予防していくっていう点で。

国保のドックの数を調べてみたら、年間130人前後で推移してきておるんですよ。これも同じように3割負担、今の全く制度は同じです。この人間ドックと町の健康診断との数を比較してみましたが、やっぱり随分中身が薄いんですよ。町の、それぞれ全部合わせてやったとしても。ですから、ぜひこれは続けてほしい。その今、言われた方向でいいですから。

それと、ちょっとこれは嫌な言葉かもしれませんが、これだけの庁舎を今やろうとしていて、やっぱりこの支援を打ち切っていく話は、私は絶対駄目だとは言いませんけど、慎重にやられたほうがいいと思うし、早く相談をしていただきたいと思います。

ですから、現在40人の方に、来年度はありませんっていうように説明しておるんですよ。これについても、個別にちゃんとした復旧をしていただきたいと思います。これは要望で。以上です。

とにかく、こういう制度があれば説明してほしいし、いい制度はやっぱり……。結局、山口県内でも3市町しかやらなかったっていうのが大きな、国の、わしは原因じゃないかなと思うんですがね。やっぱり、積極的な健康管理は求めていきたいと思います。これ、今度やったら、4万円丸々負担せんと行かれんです。それじゃあ、ちょっともう行かなくなりますよね。よろしくお願いします。ちょっと厳しいこともありましたけど、要望しておきます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 2か月ぐらい前だったと思うんですが、ニュースに県庁の農業関係の人が出ておられて、法面をリモコンで草刈りをする、ちょうどこのストーブと同じぐらいの機械を操作しておられて、それを貸し出すと……。

○議長（中川 裕之君） ちょっと待って……。

（「中丸さん、このどこに当てはまる」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 中丸 和則君） 平岡議員が、草刈りをできていないということだったんで……。

○議長（中川 裕之君） 今は議案第54号から60号に対する質疑です。

○議員（1番 中丸 和則君） 全体で……。

（「54号ですよ」と呼ぶ声あり）

○議長（中川 裕之君） そう、54号から……。

（「60まで」「予算一括」「補正予算」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 中丸 和則君） 先ほど平岡議員と河内山議員が、草刈りができないということ
で……。 （発言する者あり）

その対策として……。

（「一般質問じゃないか」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 中丸 和則君） 今いけませんか。

（「今、議案の話ですよ」「議案の補正予算の質疑ですから」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 中丸 和則君） それで草刈り機を……。

（「違うんです」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 中丸 和則君） 使っていただければというふうに……。

（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 裕之君） 休憩します。

午後4時15分休憩

.....

午後4時25分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま議案第54号から60号までの予算についての質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 一般会計補正予算54号の、34ページの図書館費の図書10万
円。これ、今年も児童書だと思うんですけども、これ地域の、近隣のそういう児童書を必要と
されている親御さん、保護者の方々に平生町の図書館、すごく評価をいただいているのをよく耳
にします。これ、本当にありがたい。これの資金になっている、11ページの寄附金ですよ。ね。
この10万円、今回、今日の本会議で説明ありましたっけ。歳入のほうでありましたか。されな
かったのは何か意味があるんですか。歳入のほうです。

（「全協ではあった」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 河藤 泰明君） 全協で説明はあったんですけど、今日、本会議で説明がないのは
なぜかなと。歳入のよ。どっからも……。

（「歳出であった」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 河藤 泰明君） どこからの寄附っていう話ありましたか。

（「特定企業だからっていうこと」「あんまり今までも名前言っていない」「いや、言った
ろ」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午後4時27分休憩

午後4時28分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 歳入のほうでは、確かに言っておりません。ただ、歳出のほうでは、図書館費では備品購入費におきまして、特定寄附金の活用により図書を購入いたしましたものでありますというふうに説明をさせていただきました。

ただ、これも17年間続いてやっておりますので、改めてまた言ったほうがいいのであれば、今後そのようにいたします。ずっと言っていないと思います。

（「ずっと言っていないですか」と呼ぶ者あり）

○町長（浅本 邦裕君） 全協とかでは言っているかもしれませんが、この予算書には、私の予算の説明ではですね、もう1回調べますけども、多分言っていないと思いますので、それはちゃんと調べておきます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 付託して所管の委員ではあるんですけど、ちょっとお尋ねをいたします。選挙公営制度に関する条例案なんですけど、11条に関わる件ですね、この根拠。選挙運動用ポスターの作成ですね。これ一応全協のときにも資料いただいて、根拠言っていたいるんですけど、ポスターの掲示場というのは、公職選挙法施行令によって各投票区の選挙人名簿登録者数掛けるその自治体の面積、これで出るようでして、平生町の場合、56じゃったですかね、59じゃったですかね。ちょっと今ど忘れしたんですけど、34平方キロメートルですよ。

一方、全協での資料に基づくと、田布施町、阿武町等も説明していただいて、田布施町はそれぞれ国の案に基づいて決められておるんですが、多分面積も広いから掲示場の数が大分多いと思うんですよ。一方、田布施町は9万3,500円、平生町と同様で、割る掲示場の数ということになっているんですけど、9万3,500円割る掲示場の数ということになると、田布施町は13投票区で85カ所、平生の場合は幾らになるかということをやっていると、

かなり単価が、近隣の町として違うのではないかと推測しているんですけど、そういう計算の

ときに、田布施町は1,100円ぐらいになるんですかね。平生町の場合、お幾らぐらいになるかという計算で、選挙管理委員会のほうでは、そういう議論が何かあったのかどうなのかお尋ねをいたします。単価的に近隣の町として随分違って来るんじゃないかということです。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

単価を聞きましたら、50枚でも10枚でも100枚でも9万3,500円になるそうです。ですので、基本的には9万3,500円を基準にして、ただ、その1枚当たりの単価を出さないといけないので、それをその掲示場の数で割った数字というふうになっています。

だから、単価は当然変わってきますけれども、金額は9万3,500円ということで、田布施も一緒の考え方でございます。当然、1枚の単価といいますか、刷るものでございますので、1枚刷っても100枚刷っても、基本的には若干紙代がかかるぐらいでほかはかからないということで9万3,500円という単価にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） これについては、普通、私たち特別職とか町長含めて、自分たちが関わる、例えば報酬の引上げとかというときには、報酬審議会が答申をされて、それに基づいて特別職の給与とか手当の引上げとかというのは議案に載って出てくると思うんですが、今回の場合、要するに監査請求とか住民訴訟とか受けて、重大な過失とかがないときに限ってそうした損害が確定したときに、その分を、町長の場合でしたら6年分で、上限は勘弁してくれよという議案だと思うんですけど、そういうときは、こう自分が提案者になって出すというのはいかがなものかというのが一つ。

それともう一つは、住民監査請求とか、それから住民訴訟とかがあって損害賠償額が確定してくると思うんですけど、そのときに、ここであるような、善意でかつ重大な過失がないときに限り、こういうふうなことわりが書いてありますけど、そういう場合でしたら、大体情状酌量というのがあって、裁判とかの結果、情状酌量が認められた上での金額が決定してくると思うんですよね。そういうことがあるわけですから、それに対して、情状酌量が認められたものの上に、

さらにこちら側からここまでですよという制限を加えるというのは、その辺はいかなものかというふうに思いますけど、その辺について。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、条例ですけども、条例の提出ができるのは、町長だけだと思いますが、ほかのところから条例案が出せるのかどうか、それも含めて確認します。

それから、金額的には結構大変な額なんです、これでもですね。だから、例えば1億円とか5億円とかがもしも出た場合ですよ、私5億円払えと言ったって払うことができないんですよ、当然。だから、その辺を勘案して6年間分ぐらいはいいだろうというような形なんだと思うんですけども。はっきりとした確証はないんですけども、これ各市町も条例として出しているところで、金額も皆さん同じ金額にしておりますので、その辺は一緒にさせていただいたところがございますので、その辺は御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初に聞くべきだったと思うんですが、大体事例としてはどういうことが想定されるのか。その辺をこう、執行部のほうの考えを。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） どういった事例が考えられるのかというお尋ねだと思います。

違法または不正な公金の支出があったということで住民訴訟が提起された例といたしまして、福祉系サービスを行う外郭団体に職員を派遣をして、その給与を補助金として支給したことが派遣法に違反したとして住民請求された件、これ、神戸市のほうでございました。このときの賠償義務者としては市長、賠償額は55億3,966万円といった数字でございました。

そのほか、河川改修事業の委託料が過大に支払われたとして住民訴訟がされた件、これ、横浜市でございますけども、こちらは賠償責任者とされたのが職員でございます。この時の賠償額が1億4,049万円でございました。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 外に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号「平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） これについては、延滞金特例基準割合に名称を変更するというだけで、中の数字とかその辺には変わりはないものだと理解しているんですが、よろしいでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えさせていただきます。そのとおりでございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第66号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この条例についていろいろ言うわけじゃないですが、オリーブの事業、イタリアーノひらおですね。これが、取り組んで、一つのもう、今までにない一歩踏み込んだ提案なんですけど、予算との、商工費の28ページの公有財産購入費と関連もするんですけど、私はこれまで、やっぱりせっかく新しい動き、伸び伸びと職員の皆さんがいろんな新しい事業を起こしたいということでやってきましたから、歓迎をしてよく見てきました。それはそれで激励もしてきたつもりでおるんですが、やっぱりだんだんここまで来て、どういう姿かなかなか見えんですよね。イタリアーノひらおだの、オリーブファームだの。

だから、次の年度でいいですから、イタリアーノひらおの事業全体について、もうちょっと明確な方向性、内容を示してほしいんですよ。そうせんと、何となくずるずるずるずる、こう、わあわあ夢みたいな話がやって、どうなるんじやろうかというだけになっていますんで、もう来年

度からは財政措置もいろんなまたコロナのことも出てくるでしょうから。

それともう一つは、第5次総合計画との兼ね合いもありますんで、この位置づけをしっかりとの方針を作って、みんなが、ああなるほど、平生町はこういうことをするんだなというのが分かるように、ちょっと姿を整理していただきたいのですが、要望を出しておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

○議員（11番 平岡 正一君） はい。

○議長（中川 裕之君） ほかに。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） この条例の名称についてお伺いします。

せっかくイタリアーノひらお、今、話が出ましたけど、イタリアーノひらお事業でオリーブの植栽を進めようとしているのなら、イタリアーノひらお名切オリーブファームの設置及び管理条例、そういった形でしっかりこのイタリアーノひらおを使うべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

イタリアーノひらおを前につけたほうがいいということでございますが、これについては、一応名切オリーブファームという、オリーブを植えて、これ実験台としてやるもので、イタリアーノひらおも関係ないことはないんですけども、オリーブファームということで試験的にオリーブを植えて、オリーブもたくさんいろんな種類を植えますので、どれが一番平生町の土地に合うのかというものも含めて、試験栽培も兼ねているわけでございますし、ということで、オリーブファームという名称にさせてもらって、その前には場所の名前をつけたんですが、ただ看板とかには、当然イタリアーノひらおの事業をちゃんと周知させていこうかなというふうに思っておりますので、そこはそういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） イタリアーノひらおの一つの事業じゃない、オリーブの試験栽培をするというような意味合いに聞こえましたけれど、でもこれはイタリアーノひらおに対しての事業だと私は思っています。もちろん看板の中に入れられるのもいいんですけど、せっかくの条例ですから、イタリアーノひらおを入れたらいいなと私は考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 何点かお尋ねいたします。

今から名切の休耕田購入して、オリーブファームを設けようということなんですけど、まず、

今、阿多田のオリーブ公園は、これ町有地に植えちゃってだけですよね。そうすると、公園の条例化とかは検討されていないか。今、普通財産のままで使われているということですよ。これは、普通財産として購入して、行政財産へなるという理解でいいのかなのか。

そうすると、今、阿多田のほうで栽培しているオリーブ、今後も植栽をされるということですが、今から購入するオリーブファームとの違いは、多種のオリーブを大星山へ上がる進入路の右側と左側、これ地質が違うんじゃないかと思うんですけど。というのが、左側のほうが田んぼ、右側のほうがミカン畑で、そのまま休耕田になっていたんじゃないかと、元の土地、記憶する。そうすると、土質が違いますけど、そういうようなことも考慮された上で、多種のオリーブを両方に植えられるということでしょうか。

というのが、今後休耕田、畑も田んぼもありますよね。それらに対応するそういう試験的なものも考慮した上で試験を行うということで、阿多田のほうと差別化を図って、しかもあそこにはアートピアセンターを利用してそういう試験栽培を行うということで理解していいのかなのかということをお尋ねして、最後に、あそこ、実はイノシシがすごい出るんですけども、当然イノシシ対策しなきゃいけないと思うんですけど、先ほどもオリーブ事業の全体像ということで平岡議員さんのほうから要望がありました。実は、私もそう思います。今しがたも申しあげましたように、阿多田は普通財産としてオリーブを植えられているんじゃないかと推測をするんですけど、あれ昔、国有地で払下げを受けて、そのまま広場でしたよね。（発言する者あり）

行政財産になっている。その辺のところが分かりませんので。名称もあそこオリーブ公園とかとなっていますけど、そのままでオリーブ植えていらっしゃいますよね。私の勘違いかもしれません。今回は、財産を購入してオリーブファームとして休耕田、先ほども言うたような形でオリーブを栽培して、平生にどれが合うんかちゅうことでやろうと思われているんじゃないかと勝手に希望するんですけど、そういう理解でええのかなのか。それとイノシシ対策。

それと、一番気になるのは、あそこ風力発電の仮設用地になることが今まであったと思うんですけど、進入路、大型重機、100トンクレーン、これ、今まではあそこの経路が一番大型重機入るのにええということで仮設道路をやられていたと思うんですけど、ほかに何か適地かなんかあれば別に問題ないですけど、折れたり、また増設ということになると、あそこが一番いいから今まで上がってきいたんじゃないかと勝手に推測しているんですけど、その辺の関係はいかがだったんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、阿多田は公園の条例がございます。

それから、今度植えるところは、国の土地でございます。国に了解を得て植えさせていただくということにしております。

また、イノシシ対策については、当然柵をしないといけないというふうには思っております。

それから、種類を変える、もちろん阿多田にも、あそこにもいろんな種類を植えているわけでございまして、ああいう平地でどうだろうかと。また、ちょっと高いああいうところでどうだろうかというのも検証するということで、今回山側にも造らせていただきました。日当たりとかも変わってきますので、そういうのも含めて検証するということを考えております。

また、水田と畑だったところと、当然それもどういう状況になるかというのも、これも一つの試験といいますか、行って、その状況を確認したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） すみません、いろいろと、私条例の件、とぼけていてすみません。御指摘ありがとうございました。今後よく調べて御質問するようにいたします。

1点、お忘れになっていらっしゃる風力発電のメンテナンスと開発等、大型進入車両の分、大型の重機ですね、いわゆる100トンクレーンと搬入等ですね、あそこが適地だというふうに当時の記憶の範囲で言っているだけで、ほかにも適地な侵入道路があるかどうかは分かりません。その辺のところを検討されたのかどうなのか。

それと、阿多田のほうでは、排水設備工事等をされていましたよね。当然、今後雑木の撤去等もありますんで、雑草の撤去、根も切ったりなんだり撤去しなきゃいけないと思うんですけど、それらの……。ですから将来像というか全体像ですよ、やっぱりこれを改めてお示ししていただくように強く、平岡さん同様に求めておきます。

では、排水工事等について、必要があるというふうに今推測されるんですけども、その辺の計画等について分かればお願いいたします。2点ほど。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず1点目、風力発電ですね。これにつきましては、当然業者でございまして、どこかを見つけられるんじゃないかなというふうに思っております。私どもはそれは全然考慮に入れておりませんでした。

それから、将来像でございしますが、これご承知のとおり内閣府の交付金で3年計画ということでこれは提出してありますので、この3年間はこれしかできないという言い方は変ですけど、これをやるということで提出しておりますので、この事業を3年間やりたいと。

その後どうするのかということにつきましては、私も考えていますし、みんなで考えて、その後、当然今後は国からの交付金は来ませんので、いかにして国の事業をどういう活用ができるかということも含めて、イタリアーノひらおの事業を今後もずっとやっていきたいというふうに思

っております。これだけ宣伝したのに、これでもう3年で終わりましたというんでは、これはみんなからいろいろ言われますので、これはずっとやっていくつもりでございます。どういう事業が一番合うのか、それは町民の皆様にもいろいろと意見を聞きながら、それも踏まえてやっていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力もよろしくお願い申し上げます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 失礼しました。私は知ってなかったんですが、風力発電につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 本日の会議は、都合により延長いたします。

吉岡産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 御質問がありました、今まで風力発電として利用していた進入路ではないかということでございます。

町長のほうで今答弁いたしましたけども、基本的には町長が言うように、事業者のほうで考えるべき問題ということではございますが、事前に、やはり町としてシンボルとなっております風力発電でございますので、私のほうで確認をさせていただいております。

事業者2社ございます。2社ともに確認をいたしておりますが、いずれの事業者につきましても、そちらの用地について継続して借入れをするということはないということで確認をしておりますので、町としての事業の方向性について決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 実は、町のシンボルというのは言おうかと思ったんですけど、町長さんの答弁聞いた後ですね、課長さんのほうで答弁いただきました。

やっぱり町のシンボルとして何年か前に誘致した企業なんですよ、2社。1社しかも地元ですよ。どこか見つけるんじゃないかというんじゃなくて、調整の機能は当然町行政に道徳責任も含めてあるんじゃないかと思いますので、いま一度お考えを新たにしていただくことを要望しておきます。

それと、3年間の事業ということですけども、やはりその全体像、くどいようですけど、それは必ずお示ししていただきますように、植えたら植えっぱなしということにはならないとは思いますが、やっぱり前のめり、少し過ぎるんじゃないかということで、実行していただきますように。

それと、さっきのご答弁はきちんと訂正はされたんですかね。さっきのあれで。どこか見つけるのは。これはきちんと訂正されておいたほうが私はいいと思いますが、訂正する必要がないと

いうならそれでも結構です。

○議長（中川 裕之君） 町長、別にいいですか。

（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後5時01分休憩

.....

午後5時03分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑は終了いたしました。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月14日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第20、委員会付託を追加いたします。

日程第20. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第20、お諮りいたします。

議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第67号までについては、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時04分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 村 中 仁 司

令和2年 第10回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和2年12月21日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第55号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第56号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第57号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第58号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第59号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第60号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第61号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第10 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 日程第11 議案第63号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第64号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第66号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第67号 名切オリーブファームの設置及び管理条例
- 追加日程第1 議案第68号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第54号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第55号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第56号 令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第57号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第58号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

- 日程第7 議案第59号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第8 議案第60号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第9 議案第61号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
日程第10 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
日程第11 議案第63号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第64号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第65号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第66号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第67号 名切オリーブファームの設置及び管理条例
追加日程第1 議案第68号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1 番 中丸 和則君	2 番 中村 武央君
3 番 中本 敦子さん	5 番 松本 武士君
6 番 赤松 義生君	7 番 河藤 泰明君
8 番 岩本ひろ子さん	9 番 細田留美子さん
10 番 河内山宏充君	11 番 平岡 正一君
12 番 村中 仁司君	13 番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 河村 勇汰君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾 和正君
地域振興課長	友田 隆君
町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君
健康保険課長	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	吉岡 文博君
建設課長	高岡 浩行君
学校教育課長	河島 建君
社会教育課長	三村 直子さん
総務課主幹	横田 佳幸君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中丸和則議員、中村武央議員を指名いたします。

日程第2. 議案第54号

日程第3. 議案第55号

日程第4. 議案第56号

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

日程第7. 議案第59号

日程第8. 議案第60号

日程第9. 議案第61号

日程第10. 議案第62号

日程第11. 議案第63号

日程第12. 議案第64号

日程第13. 議案第65号

日程第14. 議案第66号

日程第15. 議案第67号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から、

日程第15、議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」までの件を一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案について審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。いずれの議案に対する質疑もありませんでした。採決の結果、お手元の資料にありますように、全ての議案が全会一致で可決すべきとなりました。

なお、議案第62号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の議決に際して議会から予め監査委員へ意見照会しているところですが、監査委員より12月15日付で、最低責任限度額は政令で定める参酌基準に沿って定められており、特段の意見はない旨回答があったところ です。

以上、主だった内容です。以上で報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） それでは、御報告させていただきます。

産業文教常任委員会は12月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」の土地改良事業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業の調査の目的について質疑がなされ、農林水産省の補助事業であり、廃止のため池の環境調査を実施するものである旨の回答がありました。

河川維持改良費の需用費の内容について質疑がなされ、河川3カ所分の護岸補修、堆積土の除去、そして、ポンプ場の逆止弁の修繕に係る経費であるとの回答がありました。

議案第56号「令和2年度平生町下水道事業特別会計補正予算」の下水道整備費の工事請負費の内容について質疑がなされ、6区画の団地整備が行われるため、開削による管路の敷設を行うための経費である旨の回答がありました。

議案第57号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」の漁業集落排水施設管理費の委託料と工事請負費に関連して、委託料の減額理由について質疑がなされ、実施設計時の対象機器の減少によるものである旨の回答がありました。

議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」について、名称を公募すればみんな

なの思い出に残るものになるのではないか、今後はそのような取り組みも考えられるのではない
かという質疑がなされ、当初は愛称の公募も考えたが、条例名称は名切オリーブファームとして
いる、子供たちに親しみのある場所にしていきたいと考えているとの回答がありました。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第54号から第60号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第59号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について討論をいたします。

介護保険制度が始まって20年になります。介護保険の発足当時は、介護の個人負担を軽減し、介護を社会的に責任を持って行うとし、65歳から保険料を徴収し、それでは不足するとして40歳からも徴収することになり、今日に至っています。

ところが、国のほうでは、医療と介護は住み慣れた地域で在宅で行うことが望ましいと、個人負担の方向へ転換し、要支援1と2の認定者に対して訪問通所介護を保険給付から外し、地方自治体の裁量で運営する総合事業への移行を行いました。この時点で、介護保険制度はほころび始めていると言えます。

今年度から創設された保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくりなどの取り組みを重点的に評価するとしていますが、私の見解では、こうした流れを助長するものです。原点の全国どこにいても一律に一定のサービスが受けられる状態に戻る方向に転換することを願い、私の討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第54号から第60号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第61号から第67号に対する反対討論の発言を許します。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第62号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について討論をいたします。

このたびの条例は、例えば公金の支出について、市長や職員が住民に訴えられ、多額の損害賠償が発生した場合、現行では、善意で、かつ重大な過失がない場合でも個人の負担となる可能性があります。

しかし、この条例により、善意で、かつ重大な過失がない場合に限り、上限を定めるものです。条例を定める背景には、住民訴訟の増加と高額な賠償命令などが市長や職員を委縮させるというものです。それでは、住民の利益を保証するために法律によって定められている住民監査請求権、住民訴訟提起権の面から考えると、国会の審議の中で、政府参考人は違法な財務会計行為に対する是正効果や抑止効果を有していると答弁していますが、こうした住民の権利が行政の執行に緊張感を与え、地方財政の健全化や適正化に貢献してきたと私は考えるものであります。

さらに、政府参考人の答弁によると、地方公共団体が条例を制定した場合、裁判所において故意か過失かだけの有無だけでなく、軽過失か重過失か、条例の適用の有無について判断するようになる。軽過失と判断された場合、損害賠償額が条例に定められる限度に限定されるので、損害額が最低責任額を上回る部分については免責されることになる」と述べています。

議案第62号は、地方自治法の改定に伴う条例の制定ですが、以上述べたことを考えるならば、住民監査請求権と住民訴訟提起権の機運をそぐものであり、賛成できません。

以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第61号から第67号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第54号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第54号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第55号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第60号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第55号から議案第60号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を採決いたします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を採決いたします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号「平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号「名切オリーブファームの設置及び管理条例」を採決いたします。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第67号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前9時21分休憩

.....

午前9時24分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第68号「令和2年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。

追加日程第1. 議案第68号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第68号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月11日に御提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申しあげます。

そして、ただいまは予算7件、条例7件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本日御提案申しあげますのは予算1件でございます。

それでは、議案第68号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について御説明申しあげます。今回の補正額は180万円を追加いたしまして、予算総額が69億5,637万7,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、一般コミュニティ助成事業におきまして追加の募集があり、佐賀コミュニティ協議会が採択を受けたことにより所要の経費を計上いたすものであります。

以上で、提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第68号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第16、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第10回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 丸 和 則

署名議員 中 村 武 央